令和７（２０２５）年度版

荒川区の環境

令和７年度エコポスター大賞作品

【小学生高学年の部】尾久西小学校５年　鈴木　日茉莉　さん



りっくる



環境清掃部環境課

あらみぃ　あら坊



《荒川区が目指す環境先進都市像》

荒川区環境基本計画では、環境先進都市を目指して、区民一人ひとりが主体的に良好な環境の創造と保全に取り組むために、目指す将来の環境先進都市像を次のとおり掲げます。

わが暮らしの将来を創る
一人ひとりが環境区民のまち　あらかわ

《環境先進都市像を実現していくための五つの基本目標》



目　次

１　環境に関する計画等・・・・・・・・・・１
(1) 荒川区環境基本計画・・・・・・・・・・１
(2) 荒川区地球温暖化対策実行計画・・・・２
(3) 荒川区役所エコアクティブプラン・・・３
(4) 荒川区公共施設環境配慮指針２０１２・３

２　あらかわエコセンター・・・・・・・・・４

３　環境推進・・・・・・・・・・・・・・・５
(1) あらかわエコキャラバン・・・・・・・５
(2) 環境推進啓発事業・・・・・・・・・・７
(3) 支援事業・・・・・・・・・・・・・・１２
(4) 環境学習農園講座・・・・・・・・・１４
(5) 環境区民大賞・・・・・・・・・・・・１５

４　省エネ対策・・・・・・・・・・・・・・１６
(1) 夏の省エネ対策・・・・・・・・・・１６
(2) 冬の省エネ対策・・・・・・・・・・１６

５　地球温暖化防止・ヒートアイランド対策１７
(1) 地球温暖化対策の推進・・・・・・・１７
(2) 新エコ助成事業・・・・・・・・・・１７
(3) 環境交通の推進・・・・・・・・・・１８
(4) 水素社会の実現に向けた取組の推進・１８
(5) 交流都市等と連携した森林整備事業・１８

６　環境美化・・・・・・・・・・・・・・・２２
(1) 環境美化啓発事業・・・・・・・・・２２
(2) 区民美化活動支援・・・・・・・・・２２
(3) 喫煙マナー対策・・・・・・・・・・２３

７　大気環境・・・・・・・・・・・・・・・２７
(1) 東京都の大気環境調査・・・・・・・２７
(2) 光化学スモッグ対策・・・・・・・・２８

８　河川環境・・・・・・・・・・・・・・・３０

９　騒音・振動・・・・・・・・・・・・・・３４
(1) 自動車騒音の常時監視・・・・・・・３４
(2) 道路交通騒音・振動・・・・・・・・３６

１０　土壌汚染・・・・・・・・・・・・・・４１

１１　各種申請・届出・・・・・・・・・・・・４２
(1) 工場の認可・申請・・・・・・・・・・４２
(2) 指定作業場の届出・・・・・・・・・・４２
(3) 特定施設の届出・・・・・・・・・・・４２
(4) 特定建設作業の届出・・・・・・・・・４２
(5) アスベスト（石綿）事前調査結果の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・４３
(6) アスベスト含有建材を使用する建築物の解体工事などの届出・・・・・・・・・４３
(7) 適正管理化学物質の使用量等報告・・・・４３
(8) ＰＲＴＲ制度に基づく届出・・・・・・４３
(9) 各種法律・条例に基づく届出数・・・・・４４

１２　工場・指定作業場・・・・・・・・・・・４５
(1) 町域別、工場・指定作業場数・・・・・・４５
(2) 年度別、工場・指定作業場数・・・・・・４５

１３　苦情・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
(1) 苦情の発生状況・・・・・・・・・・・４６
(2) 生活騒音・・・・・・・・・・・・・・・４７
(3) ハトの被害・・・・・・・・・・・・・・４８
(4) ハクビシン・アライグマ対策事業・・・・４８
(5) カラス対策事業・・・・・・・・・・・・４８
(6) 公害防止対策・・・・・・・・・・・・・４９

１４　環境アセスメント（環境影響評価）・・・　５０
(1) 予測・評価項目・・・・・・・・・・・５０
(2) 荒川区内の事業一覧・・・・・・・・・５１

１５　環境推進対策融資・・・・・・・・・・・５２

１６　環境に関する条例・・・・・・・・・・・５３
(1) 荒川区環境基本条例・・・・・・・・・５３
(2) 荒川区良好な生活環境の確保に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・５４
(3) 荒川区まちの環境美化条例・・・・・・５５
(4) 荒川区立環境学習情報センター条例・・・５５
(5) 荒川区地球温暖化対策推進条例・・・・・５６

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５７
(1) 大気環境・・・・・・・・・・・・・・・５８
(2) 河川環境・・・・・・・・・・・・・・・６４
(3) 騒音・振動・・・・・・・・・・・・・・６８
(4) 土壌汚染・・・・・・・・・・・・・・・７１
(5) 工場・指定作業場・・・・・・・・・・７２
(6) 苦情・・・・・・・・・・・・・・・・・７４

【用語解説】・・・・・・・・・・・・・・・・　７６

注：表中の合計や平均などの数値は、統計処理の関係上、表に記載されている個々の数値から計算した数値と一致しない場合があります。
また、文章中の「＊」は、用語解説が掲載されていることを示しています。

1　環境に関する計画等

(1) 荒川区環境基本計画（平成３０年３月策定）

本計画は、「環境先進都市あらかわ」の実現を目指すため、平成２０年からの１０年間の荒川区環境基本計画を踏襲しつつ、区の施策を環境という視点からあらためて整理するとともに、社会の情勢の変化に対応するための新たな政策・施策の体系を示した計画です。

荒川区環境基本計画の概要

1	環境先進都市像	わが暮らしの将来を創る 一人ひとりが環境区民のまち　あらかわ
2	基本目標	施策の方向性
	(1)低炭素社会の実現	① 家庭で取り組むCO_2削減の推進 ② 事業所で取り組むCO_2削減の推進 ③ まちづくりによるCO_2削減の推進
	(2)資源循環型社会の実現	① ごみの排出抑制の促進 ② リサイクル*の推進 ③ ごみの適正排出の推進
	(3)良好で快適な都市･生活環境の実現	① まちの美化の推進 ② 生活環境の保全 ③ 快適な居住環境の形成
	(4)緑とうるおい豊かな環境の実現	① 自然とのふれあいの場の創出 ② みどりの保全 ③ 緑化の推進
	(5)協働･連携及び世代間の継承	① 環境区民による協働の推進 ② 環境情報の提供 ③ 環境学習と環境教育の推進
3	計画期間	平成 30 年度～令和 9 年度の 10 か年



(2) 荒川区地球温暖化対策実行計画（令和５年３月改定）

区民、事業者、区（行政）等が協働して、荒川区の実情に合った地球温暖化対策を協議及び実践し、脱炭素社会を実現するための計画です。

荒川区地球温暖化対策実行計画の概要

1	目標	・区民、事業者、区が「環境区民」として行動し、2030（令和 12）年度までに温室効果ガス*排出量を 2013（平成 25）年度比で 47%削減 ・2030（令和 12）年度までにエネルギー消費量を 2013（平成 25）年度比で 17%削減
2	削減方針	施策の方向性
	削減方針 1 家庭部門で取り組む脱炭素化	1-1 住宅や設備の省エネルギー化の促進 1-2 再生可能エネルギー*の導入促進 1-3 省エネルギー型ライフスタイルへの転換
	削減方針 2 産業部門と業務部門で取り組む脱炭素化	2-1 建物や設備の省エネルギー化の促進 2-2 再生可能エネルギーの導入促進 2-3 省エネルギー型ビジネススタイルへの転換 2-4 区有施設における率先した取組の推進 2-5 水素社会の実現に向けた取組の推進
	削減方針 3 運輸部門で取り組む脱炭素化	3-1 輸送機関の省エネルギー化の促進 3-2 自動車の走行量の低減
	削減方針 4 廃棄物部門で取り組む脱炭素化	4-1 廃棄物の削減（3R）の促進
	削減方針 5 CO2 以外の温室効果ガスの削減	5-1 家庭における代替フロンの漏えい防止策の促進 5-2 事業所における代替フロンの漏えい防止策の促進
	分野横断的な取組 協働による取組	6-1 地球温暖化対策協議会を主体とした協働による環境活動の推進 6-2 環境意識の向上・環境学習の充実
3	計画期間	令和 5 年度から令和 12 年度の 8 か年



(3) 荒川区役所エコアクティブプラン（令和５年３月改定）

区役所が区内における大規模事業者の責務として、地球温暖化防止の推進や資源の有効活用等、環境負荷の軽減に取り組むための計画です。区が率先して取り組むことで、区民・事業者の環境負荷の軽減に向けた取組を促し、環境先進都市の実現に資することを目的としています。また本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律により、区に策定が義務付けられている「地方公共団体実行計画（事務事業編）」に相当する計画です。

荒川区役所エコアクティブプランの概要

1	取組項目	(１)省エネルギーの推進 (２)再生可能エネルギー等の推進 (３)省資源等の推進 (４)法令の遵守及び職員の環境保全意識の向上の推進
2	数値目標	令和 12 年度までに平成 25 年度比で ・温室効果ガス総排出量を 53.0%（54.5%）削減 ・電気使用量を 7.9%（10.9%）削減 ・都市ガス使用量を 7.9%（10.9%）削減 ・燃料使用量を 7.9%（10.9%）削減 ・水道使用量を 17.3%（20.0%）削減 ・用紙等購入量は増加しない ・廃棄物排出量を 13.4%（16.2%）削減 ・ごみ排出量を 8.7%（11.7%）削減 ※括弧内は区有施設の延床面積１㎡当たりの場合の評価指標
3	計画期間	令和 5 年度～令和 12 年度の 8 か年

(4) 荒川区公共施設環境配慮指針２０１２（平成２３年３月策定、平成２４年３月改正）

荒川区が所有する庁舎・学校・コミュニティ施設等において、新築・大規模改修工事時に最高水準の省エネ・再エネ仕様で整備し、電気使用量とCO_2排出量の削減に向けた取組を強化することを目的として「荒川区公共施設環境配慮指針２０１２」を定めました。

荒川区公共施設環境配慮指針２０１２の概要

1	基本的な考え方	地球温暖化・ヒートアイランド・電力需給対策のため、「環境負荷の低減」「省エネルギー化の推進・再生可能エネルギーの導入促進」「区民への啓発」の三つを柱に、区の率先行動として公共施設の環境配慮の推進を図る。
2	主な取組	・環境に配慮した機器を導入 ・屋上緑化*、壁面緑化*や遮熱性塗装*の導入 ・断熱材を使用、断熱性能の高い窓ガラスを導入 ・太陽光発電*機器、太陽熱利用機器等の再エネ機器の導入
3	対象施設	新築・改築及び大規模改修を行う全ての区有施設 （小規模な改修についても、可能な限り環境配慮型の機器、再エネ設備等を導入していく。）

２　あらかわエコセンター

あらかわエコセンターは、環境先進都市を目指して、環境学習などの環境政策を総合的に推進するため、あらゆる世代の区民や事業者等が「環境」をキーワードに集い、地域に向けて環境意識の向上を発信する環境活動の拠点となる施設です（環境課事務室を併設）。



▲あらかわエコセンター外観

施設概要

〇開館時間　午前９時～午後５時　※土・日曜日、祝日等、年末年始は休館
※日曜（又は土曜）半日開館(月１回)

〇所在地　荒川区荒川１－５３－２０
※３階建（２階の一部と３階があらかわエコセンター、１階と２階の一部は荒川たんぽぽセンター）

〇主な施設

・２階　環境研修室、環境実習室
環境に関する講演・講座、夏休みエコ教室など各種事業を実施。また、環境活動団体が利用できる場所としても活用。

・３階　環境情報提供コーナー、環境活動支援コーナー
エアロバイク型発電機や大型太陽焦熱炉、可搬式折りたたみ太陽光パネル、エネルギー比較実験器等による体験機器等を設置。街なか図書館としても位置付け、環境活動に関する書籍などを配架・貸出し。

・環境学習農園
野菜等の栽培・収穫を講座として開催。



▲エアロバイク型発電機



▲大型太陽焦熱炉



▲環境学習農園

3　環境推進

よりよい環境をつくりあげるためには、多くの人が環境問題に関心を持ち、環境に配慮した行動を継続して行うことが必要です。荒川区では環境に関する正しい理解と意識の向上を目指して、様々な事業を実施しています。

(1)あらかわエコキャラバン

広く区民の環境意識啓発を図るため、アウトリーチ型のイベントとして「あらかわエコキャラバン」を開催しました。

開催日	開催時間	会場	参加人数
8月18日（月） ～20日（水）	午後1時～午後4時30分	ゆいの森あらかわ （１階ゆいの森ホール）	308名
10月19日（日）	午前10時～午後4時	あらかわ遊園	311名
3月28日（土）	午前10時～午後3時	都立尾久の原公園	244名
合　計			863名

〔主な内容〕

・グラフィックパネル（エコと地球温暖化、東京２３区の清掃事務、生物多様性*、まちの美化、森林整備事業についての紹介）

・ワークショップ

① リサイクルコットンを使用したオリジナル巾着袋作り

② 区と連携事業を実施している山梨県甲府市の職員の指導による、山梨県産ヒノキの間伐材を活用した木製キーホルダー作り

・様々な生木に触れられる木のプール遊び

・クイズ（東京２３区の清掃事務等の問題について楽しく学べるクイズ用紙の配布）

・エコの木作り（参加者のエコ宣言を木のイラストに貼ってもらう）

・カプセルトイ（エコの木作りに参加や対象アプリをダウンロードするとカプセルトイを回すことができ、出てきたカプセルに応じてエコグッズ等の景品がもらえる）

	
ゆいの森あらかわ（夏）	エコの木（夏）
	
ワークショップ作品例（夏）	あらかわ遊園（秋）
	
都立尾久の原公園（春）	木のプール（春）
	
ワークショップの様子（春）	ワークショップ作品例（春）

(2) 環境推進啓発事業

①あら坊とつくろう！あらかわ生き物大図鑑２０２５秋

AI（人工知能）スマートフォンアプリ「Biome（バイオーム）」を使った生き物調査を実施しました。
生き物の写真を撮影し、アプリで投稿すると種類の判別をAI（人工知能）が補助してくれます。
令和６年度の夏の調査に続き、令和７年度は秋の調査を行いました。
参加者の目標は「荒川区内で１０種類の生き物を投稿」でした。

開催期間　令和７年９月１６日（火）～１１月１６日（日）
参加者数　２２３人
投稿件数　３，５２４件
投稿された生き物の種類数　１，１７３種類







▲アキアカネ
撮影ユーザー名：しばいぬはともだち
（撮影場所：都立尾久の原自然公園）



▲キビタキ
撮影ユーザー名：しばいぬはともだち
（撮影場所：荒川自然公園）

②自然観察会

荒川区内・区外を問わず、海辺・川辺・山・公園などを歩き、動物・植物などを観察する会です。

自然観察を通じて、少しずつ生き物を知ることにより、自然環境保全について学びます。

また、都立尾久の原公園で公園サービスセンターが開催する自然観察会には環境課から講師を派遣し、生き物の解説や生き物探そうシートの資料提供等を行っています。

令和７年度に開催した区主催の自然観察会と参加者数

開催日	テーマ	観察場所	参加人数
5月10日（土）	ビオトープ*のヤゴ採集＆観察会～いきものコレクションアプリBiome（バイオーム）も使ってみよう！	あらかわエコセンター	10名
9月21日（日）	葛西海浜公園干潟の生き物観察会	葛西海浜公園西なぎさ	21名
10月5日（日）	河原の昆虫観察～いきものコレクションアプリBiome（バイオーム）も使ってみよう！	荒川河川敷	28名
1月18日（日）	荒川自然公園＆隅田川野鳥観察会	荒川自然公園・隅田川	19名
3月27日（金）	新宿御苑桜の観察会	新宿御苑	8名
合　計			86名







▲自然観察会「新宿御苑桜の観察会」

令和７年度に開催された尾久の原公園自然観察会と参加者数

開催日	テーマ	観察場所	参加人数
4 月 27 日（日）	春のチョウ	尾久の原公園	10 名
5 月 18 日（日）	バンの子育て＆春の日本に来た鳥		3 名
6 月 15 日（日）	バッタの幼虫と初夏のトンボたち		11 名
7 月 27 日（日）	夏のセミ		15 名
8 月 24 日（日）	草地のバッタ		5 名
9 月 28 日（日）	秋の鳴く虫探し		11 名
10 月 19 日（日）	秋のトンボとバッタ		12 名
11 月 16 日（日）	昆虫やクモの隠れ家		7 名
12 月 21 日（日）	越冬昆虫		中止
1 月 25 日（日）	公園の鳥		7 名
2 月 15 日（日）	冬のカモ		6 名
3 月 22 日（日）	早春の野鳥と草花		6 名
合　計			93 名

③区内の動植物や野菜の育て方を紹介する動画の配信

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に、区内の動植物や野菜の育て方を紹介する動画を区公式 YouTube チャンネルに掲載し、ご自宅等でも環境について学んでいただける機会を提供しています。

掲載動画タイトル

- あらかわいきもの大発見
  「ゴマダラチョウ」編 「ヒヨドリ」編　「モズ」編　「バン」編　「メジロ」編
  「カワセミ」編

- ヤゴがあかむし食べるもぐもぐタイム
- スズメのきょうだい　なかよし砂風呂タイム
- カラスにハンガーをとらせない「カラスヒモ」のススメ
- ごみ集積所のカラス対策　量産型サクとは
- 樹木医が解説！荒川区の桜について
  1　はじめに
  2　河津桜
  3　寒緋桜
  4　これから見ごろを迎える桜

- 動画でわかる！枝豆の育て方
- 枝豆の育て方　その後の成長記録
- 三河島菜の成長記録
- 農園講座　三河島菜・小松菜の育て方
- 農園講座のジャガイモ



▲樹木医が解説！荒川区の桜について

④あらかわエコジュニアクラブ

平成３０年度に発足した、小学４～６年生が対象の会員制の活動です。令和７年度は２４名のメンバーが参加し「自然とＳＤＧｓ*」をテーマにして、年１２回の講座を実施しました。

令和７年度のあらかわエコジュニアクラブ（第８期生）

回数	開催日	テーマ	場所	参加人数
1	4 月 19 日（土）	発足式＆気候変動のワークショップ	あらかわエコセンター	22 名
2	5 月 31 日（土）	星砂探しと星座絵作り		17 名
3	6 月 14 日（土）	ジオ博士の特別講座		18 名
4	7 月 24 日（木）	夜の親子観察会（セミの羽化）	荒川公園	13 名
5	8 月 26 日（火）	夏のバスツアー（明治なるほどファクトリー守谷）	守谷市	17 名
6	9 月 20 日（土）	牧場と牛のワークショップ	あらかわエコセンター	18 名
7	10 月 18 日（土）	紙のＳＤＧｓものがたり		13 名
8	11 月 29 日（土）	冬のバスツアー（クリーンエイド体験）	墨田区会場（荒川河川敷）	18 名
9	12 月 13 日（土）	デザインのワークショップ	あらかわエコセンター	16 名
10	1 月 10 日（土）	パーム油のワークショップ		9 名
11	2 月 28 日（土）	未来の広告作り①		19 名
12	3 月 28 日（土）	未来の広告作り②・修了式		16 名
合　計				196 名



▲ジオ博士の特別講座



▲冬のバスツアー（クリーンエイド体験）



▲未来の広告作り②・修了式

⑤夏休みエコ教室

令和７年度は、小学生親子対象の「親子エコ教室」と小学３年生～６年生対象の「エコ教室」として全１７回の教室を開催しました。

令和７年度の夏休みエコ教室

回数	開催日	内容	場所	参加人数
1	7 月 24 日(木)	親子エコ教室「セミの羽化①」	荒川公園	30 名
2	7 月 25 日(金)	親子エコ教室「セミの羽化②」		25 名
3	7 月 28 日(月)	親子エコ教室「セミの羽化③」		24 名
4	7 月 29 日(火)	親子エコ教室「セミの羽化④」		25 名
5	7 月 30 日(水)	親子エコ教室「セミの羽化⑤」		20 名
6	7 月 30 日(水)	親子エコ教室「LED ランタン作り①」	あらかわエコセンター	23 名
7		親子エコ教室「LED ランタン作り②」		20 名
8	8 月 1 日(金)	親子エコ教室「プラネタリウムドーム体験①」	ゆいの森あらかわ	20 名
9		親子エコ教室「プラネタリウムドーム体験②」		27 名
10	8 月 5 日(火)	親子エコ教室「ペンギン教室と工作」	あらかわエコセンター	18 名
11	8 月 9 日(土)	親子エコ教室「手作りおこし体験①」		19 名
12		親子エコ教室「手作りおこし体験②」		21 名
13	8 月 6 日(水)	エコ教室「科学ラボ～水素で発電してみよう」		14 名
14	8 月 18 日(月)	エコ教室「傘作りワークショップ①」		14 名
15		エコ教室「傘作りワークショップ②」		15 名
16	8 月 21 日(木)	エコ教室「動物ダンボールガチャ工作①」		12 名
17		エコ教室「動物ダンボールガチャ工作②」		9 名
合　計				336 名



▲親子エコ教室「ペンギン教室と工作」



▲エコ教室「動物ダンボールガチャ工作」

⑥緑のカーテン*【令和７年度終了】



▲あらかわエコセンター
緑のカーテン

緑のカーテンは、つる性植物を窓際のネットに這わせ、葉陰により夏の日差しをやわらげて室温の上昇を抑える自然のカーテンです。都市のヒートアイランド現象*の緩和にも寄与し、植物の生体活動による大気中の二酸化炭素*の吸収が期待され、省エネ効果で家計にやさしく、地球環境にやさしい取組です。

平成１８年から尾久小学校、平成１９年から第二峡田小学校、平成２１年からは峡田小学校や尾久小学校、さらに日暮里幼稚園などへ緑のカーテンが広がっています。平成２４年度から令和７年度まで、ＮＰＯ法人エコ生活ひろめ隊に、緑のカーテン事業を委託して実施しました。令和７年度は「緑のカーテン用苗配布」等を以下のとおり開催しました。

令和７年度　緑のカーテン講習会・緑のカーテン用苗配布開催実績

開催日	内容	会場	参加人数
5 月 8 日(木)	緑のカーテン de 窓辺緑化対策	あらかわエコセンター	20 名
5 月 10 日(土)	緑のカーテン苗配布会	荒川公園展示場	250 名
5 月 13 日(火)	緑のカーテン環境学習	尾久小学校	70 名
合　計			340 名

(3) 支援事業

①エコフレンド支援事業



▲花ちゃんネットワーク

あらかわエコフレンド（区の開催したエコフレンド養成講座を修了した区民による環境活動グループ）の、自主的な環境保全活動を支援するための事業を実施しています。

・花ちゃんネットワーク（花と緑の交換会）

育てられなくなったり、増えすぎた草花・樹木や苗などを有効に生かすために、区民が持ち寄り交換する会をあらかわエコフレンドが中心となって開催しています。

提供された苗には、植物の名前を記入した名札を添付しています。

令和７年度に開催した花ちゃんネットワーク（花と緑の交換会）と参加者数

開催日	会場	参加人数
5 月 31 日（土）	荒川公園内展示場	86 名
11 月 8 日（土）		82 名
合　計		168 名

②環境サポーター支援事業

「あらかわ環境サポーター」とは、平成１６年度から区が開催していた「あらかわ環境まなぼー教室」の修了生による環境活動団体です。毎月１回第２火曜日に定例会を開催し、環境にかかわる情報交換や区内の自然観察等を行っています。

③ＮＰＯ法人エコ生活ひろめ隊の活動　※エコ生活ひろめ隊は令和７年度末で活動を終了しました。

前身は平成１９年に発足した「緑のカーテンひろめ隊」で、その名のとおり荒川区内で緑のカーテンを普及させて環境への意識の普及啓発を目的とした団体でしたが、平成２３年に「ＮＰＯ法人エコ生活ひろめ隊」と改称して特定非営利活動法人となりました。法人化とともに「地域住民の環境への意識を高め、環境にやさしい暮らし方を広く楽しく普及させること」を目的として活動してきました。

ア　「緑のカーテン」普及活動

エコ生活ひろめ隊の中核となる事業で、平成２４年度から荒川区の「緑のカーテン事業」を受託しています。

本事業は緑のカーテンの作り方や植物の特性に関する講習、使い終わった緑のカーテンのつるを利用したクリスマスリース作りまで一連の流れで実施しています。このほかにも区内の小学校、保育園、障がい者就労支援施設で緑のカーテンづくりの指導をするなどその普及に努めました。

イ　あらかわエコセンターでの活動

あらかわエコセンター３階の環境活動支援コーナーの運営を受託して、エコセンター利用者の案内・指導をしています。

平成２８年度から、毎週水曜日の午後１時から５時までと、毎月１回原則第２日曜日の午前９時から午後１時まで、こどもプログラムを実施しています。内容は、月替わりの手作りエコ工作体験、海ごみ紙芝居、魚釣りゲーム等です。日曜日の特別開館日には「ｘＣｈａｎｇｅ（エクスチェンジ）～キッズ・ベビーのための服交換会」を同時開催しました。

ウ　エコ生活実践講座

エコ生活ひろめ隊の自主活動で毎月８～９回「エコ生活実践講座」として日常のエコな暮らし方、楽しみ方を実践するための講習会を行いました。

④ エコフォワード事業者宣言事業

区内で事業活動等を行う事業者の環境活動を支援することにより、「ＳＤＧｓ」の達成に寄与することを目的として、令和２年度から登録の募集を開始しました。

登録事業者の皆様には、二酸化炭素の排出抑制、ごみの減量、リサイクルの推進、環境美化活動の実施等、区の環境保全に貢献する活動に率先して取り組むことを宣言していただき、区からは認定証をお送りするとともに、区ホームページ等で登録事業者の皆様の取組をご紹介しています。

※ 登録した宣言事業者数　２５０社
（令和８年３月末現在）



▲認定証

(4) 環境学習農園講座

あらかわエコセンターの環境学習農園を利用した環境学習講座を開催しています。

作物を育てて収穫する体験を通じて、自然と触れ合う機会を創出し、植物の生態や多様性について学習しています。

令和７年度に開催した農園講座と参加者数

開催日	テーマ	場所	参加人数
9月14日（日）	サツマイモを掘ろう！	あらかわエコセンター 環境学習農園	11名
12月7日（日）	三河島菜の育て方		10名
合　計			21名

(5) 環境区民大賞

環境推進に関わる様々な活動を日頃から積極的に実践している方や、環境推進に関わる優れたアイデアをお持ちの方を積極的に応援していくため、平成２３年度に「荒川区環境区民大賞」を創設しました。

平成２８年度からは、より多くの方が参加しやすい制度となるよう、部門の改正等を行いました。

平成２９年度には、エコポスターコンクール事業を「エコポスター部門」として組み込み、環境保全や環境美化に対する小中学生の意識の啓発を図りました。

令和５年度には、部門の改正を行い、「まちエコ部門」、「美化部門」、「おうちエコ部門生活の部」を「環境活動部門」に統合しました。

作品は、区が作成するポスターやパンフレット等で活用し、広く区民への普及啓発を図りました。

なお、エコポスターの環境区民大賞受賞作品は、表紙に掲載しています。

〔令和７年度応募件数　６４７件〕

令和７年度の応募件数及び受賞者（大賞７件、特別賞２１件、奨励賞３０件）

部門	応募件数	大賞	大賞受賞名	特別賞	奨励賞
環境活動部門	23 件	1 件	朝日信用金庫 荒川南支店	3 件	3 件
こどもエコ部門　低学年の部	74 件	1 件	瑞光小学校　３年(※) 北野　圭悟　さん	4 件	3 件
こどもエコ部門　高学年の部	110 件	1 件	第四峡田小学校　４年(※) 吉田　茉由　さん	3 件	4 件
エコレシピ部門	32 件	1 件	越中　恭子　さん	2 件	4 件
エコポスター部門　低学年の部	64 件	1 件	峡田小学校　１年(※) 安藤　朝　さん	3 件	3 件
エコポスター部門　高学年の部	119 件	1 件	尾久西小学校　５年(※) 鈴木　日茉莉　さん	3 件	5 件
エコポスター部門　中学生の部	225 件	1 件	第五中学校　３年(※) 梶原　ひな　さん	3 件	8 件
合　計	647 件	7 件		21 件	30 件

※ 学校名、学年表記は応募時（令和７年度）で記載

〔表彰式〕令和８年１月２７日（火）ゆいの森あらかわにて開催



４　省エネ対策

電力需要が増加する夏季と冬季の最大需要電力の抑制（ピークカット）に着目した省エネ対策を基本として、健康に配慮した施策など、無理のない範囲で省エネ対策を実施しました。

(1) 夏の省エネ対策（令和７年５月１日～１０月３１日）



①区施設における省エネ

〔目　的〕

定着している省エネ対策を継続して実行する。

〔内　容〕

- 空調温度の適正管理、扇風機の活用
- 照明の適切な省エネ
- クールビズの実施（令和７年５月１日～１０月３１日）

②あらかわ街なか避暑地（クーリングシェルター*）

気候変動適応法の改正を踏まえ、これまで区独自に行ってきた「あらかわ街なか避暑地」のうち区有施設をクーリングシェルターに位置付け、また新たに民間施設にもご協力をいただいて、熱中症特別警戒情報の運用期間中はいつでも休憩できる場所として開設しました。

なお、自宅の冷房を停止して避暑地として利用していただくことで、家庭での電気の使用を抑え、区全体の省エネ効果を向上させる効果もあります。

〔施 設 数〕　５６施設（区有３６施設、民間２０施設）

〔期　　間〕　令和７年４月２３日～１０月２２日

〔利用者数〕　１，７１５，６３１名（実施期間中における区有施設の来館者数）

(2) 冬の省エネ対策（令和７年１１月１日～令和８年３月３１日）

①区施設における省エネ

〔内　容〕

- 空調機の省エネ（室内温度の適正管理、一斉起動の回避、間欠運転など）
- 照明の適切な省エネ
- ウォームビズの実施（令和７年１１月１日～令和８年３月３１日）
- その他可能な限り、現在の省エネ対策を継続する

②あらかわ街なかほっとサロン

家庭の暖房を停止し、区施設を利用することで家庭における電気の使用を抑制し、区全体の省エネ効果を向上させることを目的として実施します。

※　令和７年度は、国が家庭や企業に対して節電要請を行わなかったため、実施しませんでした。

5　地球温暖化防止・ヒートアイランド対策

(1) 地球温暖化対策の推進

区民・事業者・行政等が協働して、荒川区の実情に合った地球温暖化対策を協議及び実践し脱炭素社会を実現するため、平成２１年６月に「荒川区低炭素地域づくり協議会（現：荒川区地球温暖化対策協議会）」を設立しました。本協議会は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第２６条第１項の規定に基づく、区民、事業者、学識経験者、関係ＮＰＯ、区、関係行政機関等から成る地域協議会です。

この協議会において、地球温暖化対策を推進するための計画について協議を行い、平成２２年１０月に「荒川区低炭素地域づくり計画」を策定し、平成２８年３月には計画を改定しました。

平成２６年度には、本計画に基づく事業をさらに推進していくため、実行委員会を発足しています。

また、これまでの「低炭素社会」に向けた取組をさらに強化し、「脱炭素社会」へ転換していく方向性を具体的に示すため、「荒川区地球温暖化対策実行計画」を令和５年３月に策定しました。



▲荒川区地球温暖化対策協議会

○地球温暖化防止講演会

地球温暖化を防止し、持続可能な脱炭素社会を築いていくために、区民に身近なテーマから環境を考えてもらうきっかけとする講演会を開催しました。

開催日	令和 8 年 2 月 11 日（水・祝）
会場	ゆいの森ホール
講師	環境教育インストラクター/プロパフォーマー マリカ先生
内容	たのしく学ぼうストップ！地球温暖化
参加者数	86 名



▲地球温暖化防止講演会

(2) 新エコ助成事業

区では、区民・事業者・管理組合等による環境に配慮した設備の導入を支援するため、機器等の購入に要する経費の一部を助成しています。令和７年度の実績は、下表のとおりです。

助成対象	助成件数	助成対象	助成件数
太陽光発電システム	192 件	宅配ボックス	11 件
燃料電池*装置（エネファーム）	37 件	省エネエアコン	1,293 件
蓄電システム	221 件	省エネ冷蔵庫	639 件
高断熱窓への改修	222 件	直管型 LED 照明器具への改修	212 件
高断熱ドアへの改修	38 件	ZEH 等	31 件
節水トイレへの改修	415 件		
合　　計			3,311 件

(3) 環境交通の推進

○シェアサイクル*事業

環境交通を推進し、まちの低炭素化を促進することに加えて、区民の交通利便性等の向上を図るため、令和元年８月１日からシェアサイクル実証実験を行いました。実証実験において、シェアサイクルが区民の利便性向上や環境負荷の低減等に効果があると確認ができたため、令和３年１月２９日からシェアサイクル事業の本格実施をしています。

同じプラットフォームによるサイクルポートであれば、区の内外を問わず自転車の貸出・返却ができます。目的地周辺で乗り捨てができるので、「行きは自転車、帰りは歩き」等の手軽な交通手段としても利用できます。現在、区内の公共施設や公園内にサイクルポートを設置しています。

※本サービスの利用には、専用アプリのダウンロード及び利用者登録が必要です。

ポート数：区内８４ヵ所　　利用者数：３２７，９６０人(令和８年３月現在)

(4) 水素社会の実現に向けた取組の推進

水素は、エネルギーとして使用する際に二酸化炭素を排出しないクリーンなエネルギー源であり、活用の拡大が期待されています。家庭用燃料電池の設置費用の一部を補助する等、水素エネルギーの普及促進を行っています。

(5) 交流都市等と連携した森林整備事業

○福島県福島市

友好交流都市である福島市との連携により、森林の保全、地球温暖化防止の促進及び地域交流の推進を目的として「あらかわの森」を設置しました。

また、令和４年度から区民を対象とした森林整備等のイベントを開催し、植樹や森林観察等、実際に自然に触れ、学び・考える機会を区民に提供するため、「あらかわの森」を活用した植樹ツアーを開始しました。

令和７年度のツアーは、９月２７日（土）から２８日（日）までの１泊２日で実施し、荒川区内在住・在学の小学生とその保護者１５組３０名が参加しました。



▲「あらかわの森」植樹ツアー集合写真



▲「あらかわの森」で植樹

令和７年度プログラム内容

項目	内容
稲刈り体験	地元の学童の子どもたちと一緒に稲刈り体験に参加
郷土料理「芋煮」	福島の郷土料理芋煮等を食べながら、福島市の皆様と交流会を実施
森林体験	「あらかわの森」で森林の役割やサイクルを学び、枝打ちや苗木の植樹体験等を実施
飯坂温泉郷自由散策	鯖湖湯、旧堀切邸、飯坂温泉郷散策等
なし狩り体験	市内果樹園でのなし狩り体験
こけしの絵付け体験	土湯温泉の名産である「こけし」に絵付けを行い、オリジナルのこけしを作成

○山梨県甲府市

森林との触れ合いを通じて、森と人々の生活や環境との関係についての理解と関心を深めることを目的として、甲武信ユネスコエコパークを有する甲府市と連携し、森林体験を中心とした区民向けツアーを行いました。

令和７年度は、５月２４日(土)に「甲府市森林体験ツアー」を実施しました。区内在住・在勤・在学の中学生以上の方に募集を行い、計２０名の方の参加がありました。



▲森林セラピー®





▲フレグランスミスト作り体験

令和７年度プログラム内容

項目	内容
森林セラピー®	甲府市林政課協力のもと「山梨県立武田の杜」の専門ガイドと共に、豊かな森林環境が持つ香りや木漏れ日などの癒し効果を体験
フレグランスミスト作り	武田の杜でその日に採取した新鮮な草木でフレグランスミスト作りを体験し、林業に従事されている講師の方から、自然と共生する林業の話を伺う

○新潟県村上市

「鮭」が遡上する河川源流域の森林整備・保全に取り組む新潟県村上市（交流都市）と連携し、森林の役割やサケについて学ぶツアーを令和５年度から新たに開始しました。

令和７年度は、小学４～６年生とその保護者を対象に、１０月２５日(土)から２６日(日)の１泊２日のツアーを実施しました。親子１７組３４名が参加しました。

また、村上市が販売する森林由来のＪクレジット（豊かな“さけの森林”づくりクレジット）を購入し、区の事業活動で排出された温室効果ガスの一部について、カーボンオフセットを実施しました。（オフセットしたCO_2排出量：２１２t-CO_2）



▲塩引き鮭づくり



▲森林体験

令和７年度プログラム内容

項目	内容
森林体験	「さけの森林」で森林の役割を学び、枝打ちや苗木の植樹体験等を実施
鮭の博物館見学	イヨボヤ会館で鮭の生態や文化について学習
三面川鮭産漁業協同組合ふ化場見学	鮭の水揚げや採卵の様子を見学
塩引き鮭づくり体験	村上市伝統の鮭の調理方法である塩引き鮭づくりを体験
郷土資料館見学	村上大祭で曳き回される山車「おしゃぎり」など村上ゆかりの歴史資料が展示されているおしゃぎり会館を見学

○都内広域連携事業「多摩の森」活性化プロジェクトへの参加

荒川区を含む都内の区市町村と東京都は、森林環境譲与税を活用して多摩地域の森林整備等を進めるため、「森林環境譲与税の活用に係る都内連携に関する協定」を令和５年７月３１日に締結しました（令和７年４月１日時点で１４区市町村が参加）。本協定に基づき設立された『「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会』が連携し、多摩地域の森林整備に取り組んでいます。

令和７年度は、日の出町大久野地区において、間伐作業を実施しました。

間伐は、令和７年９月～令和８年１月にかけて実施し、間伐を終えた森林では、明るい光が地表まで差し込むようになりました。

この間伐作業による二酸化炭素吸収量は、東京都が実施する森林整備サポート認定制度による認証を受けました。参加区全体で６０５．０７t-CO_2（令和７年度から令和１１年度のCO_2吸収量）、荒川区分として、８６．４３t-CO_2（令和７年度から令和１１年度のCO_2吸収量）がオフセットされます。また、令和７年度は参加区の区民向けに現場体験ツアーを計８回実施し、荒川区からは８１名が参加しました。

訪問先	内容
檜原村	夏季：山の散策、丸太切り体験、温泉入浴等 冬季：山の散策、クリスマスリース作り等
奥多摩町	夏季：森林セラピー（登計トレイル）、鹿の角ストラップ作り等 冬季：森林セラピー（登計トレイル）、テラリウム体験
町田市	草戸山ハイキング、竹灯籠作り等



6　環境美化

(1) 環境美化啓発事業

荒川区内の環境美化推進を図るための各種事業を実施しました。

①　環境美化の日

荒川区まちの環境美化条例では５月３０日を環境美化の日と定めるとともに、環境美化の日の前後１か月間（５／１５～６／１４）を環境美化推進期間として、まちの環境美化に対する意識の向上と美化促進に努めています。

②　環境美化マナーアップキャンペーン

区内主要６駅を中心とした区内各所で、年間計２５回の環境美化マナーアップキャンペーンを実施しました。

〔実 施 場 所〕　日暮里、西日暮里、町屋、南千住、三河島、新三河島、熊野前各駅周辺等

③　その他の啓発事業

ア　美化掲示板

区内４か所（センターまちや前、都電三ノ輪橋停留場前、あらかわ遊園入口付近、西日暮里駅前ガード下）の美化掲示板及びＪＲ西日暮里駅高架下の西日暮里ギャラリーで、美化関連のポスターやちらしを掲示し、環境美化の普及・啓発を行いました。

イ　都電、都バスの車内掲示

令和７年５月１３日（火）から令和７年６月１３日（金）まで、都電、都バスの車内に環境美化推進ポスターを掲示しました。



▲美化掲示板（町屋駅前）



(2) 区民美化活動支援

町会や学校等の地域団体が美化活動を行う場合に、清掃用具貸与等の支援を実施しています。

(3) 喫煙マナー対策

① まちの環境美化条例の施行

平成２０年１２月に一部改正された「荒川区まちの環境美化条例」が、平成２１年６月１日に施行され、喫煙により引き起こされる危険及び迷惑等を防止するため、区内全域で、歩きたばこ・自転車乗車中の喫煙を禁止としました。

また、区内の主要駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定し、指定地区内での路上喫煙を禁止としました。路上喫煙禁止地区は、区内主要６駅（日暮里・西日暮里・町屋・南千住・三河島・新三河島）周辺です。平成２５年３月に南千住駅、日暮里駅周辺の路上喫煙禁止地区を一部拡大しました。



▲喫煙マナー周知用リーフレット

② 荒川区指定喫煙場所

区では、受動喫煙を生じさせることがない地域環境の整備を促進するとともに、道路上での喫煙により引き起こされる危険及び迷惑を防止するため、一般に開放する喫煙所（荒川区指定喫煙場所）を設置しています。

荒川区指定喫煙場所（令和８年３月末時点）

名称	所在地
南千住駅東口指定喫煙場所	南千住 4－1－2
日暮里駅南口指定喫煙場所	西日暮里 2－19－10(紅葉橋階段下)
荒川公園内喫煙所	荒川 2－2－3(荒川公園内)
あらかわ遊園喫煙所	西尾久 8－10－1
センターまちや喫煙所※	荒川 7－50－9
ファミリーマート荒川西尾久一丁目店喫煙スペース※	西尾久 1－25－5
東日暮里五丁目喫煙スペース※	東日暮里 5－52－9
桝屋喫煙スペース※	荒川 3-61-6
西宮・中里商店※	西日暮里 4-22-3
鈴木商店※	東尾久 8-17-4

※　荒川区指定喫煙場所設置助成金交付事業を活用して設置した民営の喫煙所

③　「あらかわたばこマナー」の周知

荒川区では条例で定めた喫煙に関するルールを「あらかわたばこマナー」と称し、ポスター等の掲示物を区内各所に掲示することで、区内での喫煙マナーの向上に取り組んでいます。

「あらかわたばこマナー」は、荒川区内で暮らす人や働く人、訪れる人等、全ての人が守るマナーです。

・区内全域ポイ捨て禁止
・区内全域歩きながらの喫煙禁止
・区内全域自転車乗車中の喫煙禁止
・駅周辺での路上喫煙禁止（日暮里・西日暮里・南千住・町屋・三河島・新三河島）



▲喫煙マナー啓発ポスター

④　喫煙マナー啓発指導員による巡回の実施

啓発指導員が、月曜日～金曜日（年末年始を除く。）の午前７時３０分から午後７時までのうち区が指定する４時間（区から２時間を１単位として特定の時間を指定する）、区内全域をパトロール車で、路上喫煙禁止地区を中心に徒歩で巡回しています。

⑤　ポリ看板の配付

喫煙マナーを啓発するポリ看板を、区民の方に配付しています。



▲路上喫煙禁止用



▲ポイ捨て・歩きたばこ禁止用



⑥　都電停留場への横断幕の設置

都電の区内停留場に、喫煙マナーを啓発する横断幕を設置しています。
設置駅は以下のとおりです。

・町屋駅（三ノ輪橋方面・早稲田方面）
・熊野前駅（三ノ輪橋方面）
・荒川遊園前駅（早稲田方面）
・荒川車庫前駅（三ノ輪橋方面）



▲荒川車庫前駅（三ノ輪橋方面）

⑦　喫煙マナー啓発路面シートの設置（令和５年度で新規設置終了）

区内の歩道各所に、喫煙マナーを啓発する路面シートを設置しています。



▲路上喫煙禁止用



▲ポイ捨て・歩きたばこ禁止用

⑧　喫煙マナー啓発ガードパイプ看板の設置

区内のガードパイプ各所に喫煙マナーを啓発する看板を設置しています。



▲路上喫煙禁止用



▲ポイ捨て・歩きたばこ禁止用

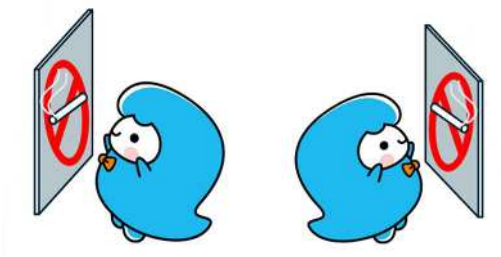

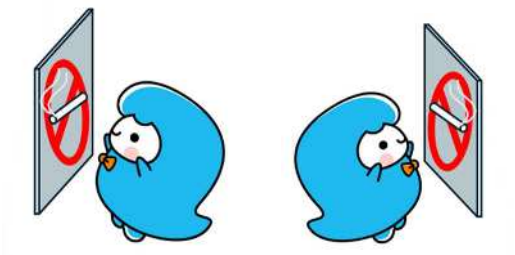

⑨　喫煙マナー及びながらスマホ禁止啓発路面ペイント

区内の歩道各所に、喫煙マナーやながらスマホ禁止を啓発する路面ペイントを施工しています。



▲路上喫煙等禁止用



▲ポイ捨て・歩きたばこ等禁止用

⑩　歩きたばこ調査

区内駅周辺５か所で歩きたばこの調査を実施しました。通行人数、歩行喫煙者数、吸いがらのポイ捨て者数の３項目を、１日５回、各３０分間計測しました。

駅周辺の歩きたばこ調査の経年変化

	調査項目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
日暮里駅前	通行人数(人)	9,918	9,760	10,368	8,857	10,526
	歩行喫煙者数(人)	12	7	10	4	21
	吸いがらポイ捨て者数(人)	2	0	0	1	2
	歩行喫煙率(%)	0.12%	0.07%	0.10%	0.05%	0.20%
町屋駅前	通行人数(人)	5,308	6,792	6,463	4,135	6,586
	歩行喫煙者数(人)	3	2	2	6	8
	吸いがらポイ捨て者数(人)	2	0	0	0	0
	歩行喫煙率(%)	0.06%	0.03%	0.03%	0.15%	0.12%
西日暮里駅前	通行人数(人)	6,466	7,204	7,167	7,015	7,392
	歩行喫煙者数(人)	1	5	10	9	13
	吸いがらポイ捨て者数(人)	0	1	0	2	1
	歩行喫煙率(%)	0.02%	0.07%	0.14%	0.13%	0.18%
三河島駅前	通行人数(人)	3,948	4,166	4,708	4,806	4,140
	歩行喫煙者数(人)	6	8	3	9	11
	吸いがらポイ捨て者数(人)	2	3	3	1	2
	歩行喫煙率(%)	0.15%	0.19%	0.06%	0.19%	0.27%
南千住駅前	通行人数(人)	6,151	7,535	8,451	5,730	8,077
	歩行喫煙者数(人)	3	9	6	4	8
	吸いがらポイ捨て者数(人)	2	2	1	1	1
	歩行喫煙率(%)	0.05%	0.12%	0.07%	0.07%	0.10%
合計	通行人数(人)	31,791	35,457	37,157	30,543	36,721
	歩行喫煙者数(人)	25	31	31	32	61
	吸いがらポイ捨て者数(人)	8	6	4	5	6
	歩行喫煙率(%)	0.08%	0.09%	0.08%	0.10%	0.17%

注：歩行喫煙率(%)は、歩行喫煙者数÷通行人数×100 で算出しています。

7　大気環境

都内の大気汚染*に最も影響を及ぼしているのは、かつては工場や事業場のばい煙でしたが、現在は自動車からの排出ガスが主な原因となっています。特に問題の多いディーゼル車については、九都県市*で連携して、平成１５年度から走行規制を実施しており、浮遊粒子状物質*や二酸化窒素*に改善傾向が見られるようになりました。

自動車は都市の交通や物流を担っており、生活を便利で豊かにしていますが、その利便性と引き換えに、大気汚染や騒音などをもたらしています。

大気汚染対策を進めるには、大気環境把握のための調査をはじめ、低公害車*の普及促進や、工場や事業場への対策などが重要です。

区では、自動車利用の抑制や低公害車の導入促進などを実践するとともに啓発をしています。また、「駐車時は不要なアイドリングはしない」「経済速度を実行する」など、区が管理する自動車の適正利用に努めています。

(1) 東京都の大気環境調査

東京都が環境基準*の達成状況を把握するため、区内では一般環境大気測定局*を第六瑞光小学校屋上（南千住１－４－１１）に設置して、二酸化硫黄*、一酸化炭素*、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント*、気象などについて常時測定を行っています。また、東京都は平成１０年度からはダイオキシン類*調査、平成２３年度からは微小粒子状物質（ＰＭ２．５）*調査を行っています。令和６年度の測定結果によると、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（ＰＭ２．５）、二酸化窒素は環境基準を達成していますが、光化学オキシダントのみ達成できていません。

経年変化については、微小粒子状物質（ＰＭ２．５）の環境基準について、平成２９年度は達成しておりませんが、以後は毎年基準を下回り達成しています。光化学オキシダントについては改善が見られませんでした。

※詳細な調査結果は、巻末「資料編（１）大気環境」に記載。



(2) 光化学スモッグ対策

光化学スモッグは、自動車や塗装工場、印刷工場、ガソリンスタンドなどから排出された窒素酸化物*と揮発性有機化合物*が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより発生します。このため、風が弱く、日差しの強い、気温の高い日に多く発生します。特に太平洋高気圧に覆われる７月と８月は、光化学スモッグが発生しやすい気象条件になります。

光化学スモッグが発生すると、「目がチカチカする」「涙が出る」「のどが痛くなる」などの症状が出ることがあります。このため、東京都では都内を８つの地域に区分し、光化学オキシダント濃度の測定結果などを基に、光化学スモッグ注意報などの発令と解除を行っています。荒川区は、台東区、墨田区、足立区、葛飾区とともに区北部地域に属しています。

荒川区では、「荒川区光化学スモッグ緊急時措置マニュアル」に基づき、光化学スモッグ注意報の発令・解除をメールマガジンなどでお知らせして、区民への被害予防に努めています。また、光化学スモッグ注意報以上の情報については、幼稚園や保育園、小・中学校などへ提供し、注意を促しています。

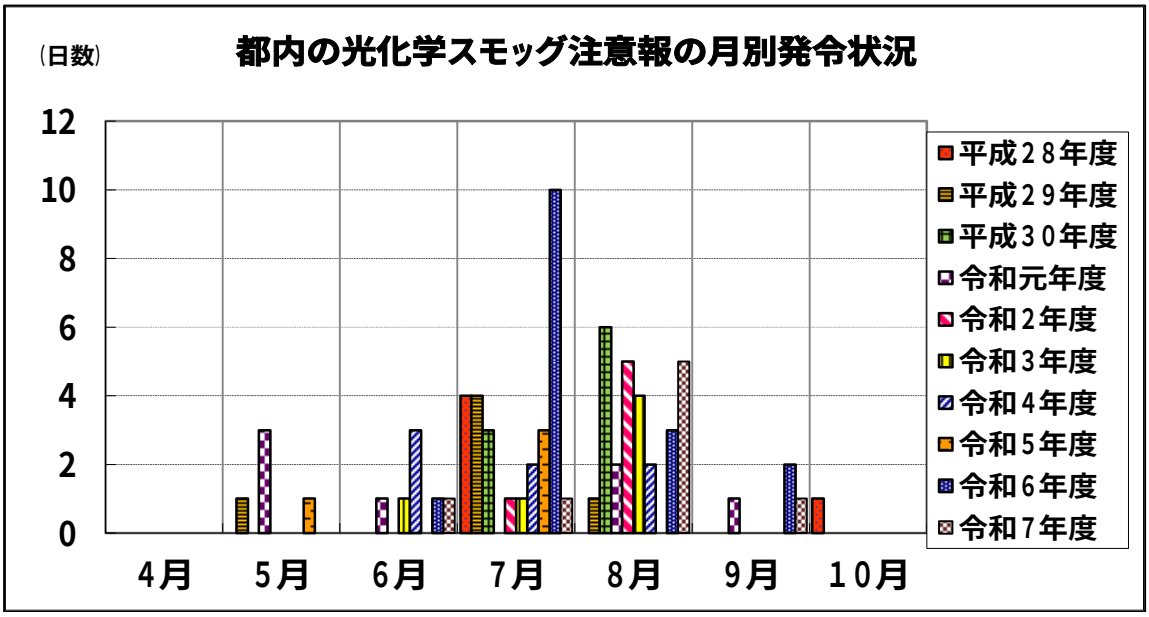

光化学スモッグ緊急時の発令基準及び措置

段階	発令基準	措置		
		協力工場等※	自動車等※	一　般
学校情報	光化学オキシダント濃度 0.10ppm 以上で継続するとき	―	―	・屋外になるべく出ない ・屋外運動は差し控える ・被害にあったときは、保健所に届け出る
注意報	光化学オキシダント濃度 0.12ppm 以上で継続するとき	通常の燃料使用量より 20%程度削減勧告	当該地域を通過しないよう協力要請	
警報	光化学オキシダント濃度 0.24ppm 以上で継続するとき	通常の燃料使用量より 40%程度削減勧告		
重大緊急報	光化学オキシダント濃度 0.40ppm 以上で継続するとき	通常の燃料使用量より 40%以上削減命令	東京都公安委員会に道路交通法の規定による措置要請	

※協力工場等、自動車等の措置については、東京都の対応

① 光化学スモッグ注意報の発令状況(令和７年度)

(東京都環境局・光化学スモッグの発生状況より作成)

上段　　：注意報発令回数
下段(　)内：被害届出数(人)

地域＼月		４月	５月	６月	７月	８月	９月	１０月	計
区東部	千代田、中央、港、江東、江戸川区	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)
区北部	荒川、台東、墨田足立、葛飾区	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)	1 (0)	0 (0)	3 (0)
区西部	新宿、文京、中野、杉並、豊島、北、板橋、練馬区	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)
区南部	品川、目黒、大田、世田谷、渋谷区	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)
多摩北部	武蔵野、小平、東村山、東大和、清瀬、東久留米、武蔵村山、西東京市	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)
多摩中部	立川、三鷹、府中、昭島、調布、小金井、国分寺、国立、狛江市	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)
多摩西部	青梅、福生、羽村、あきる野市、瑞穂、日の出、奥多摩町、檜原村	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
多摩南部	八王子、町田、日野、多摩、稲城市	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
注意報発令延べ回数 注意報発令日数 （被害届出数・人）		0 0 (0)	0 0 (0)	2 1 (0)	1 1 (0)	16 5 (0)	1 1 (0)	0 0 (0)	20 8 (0)

② 光化学スモッグの年度別注意報発令日数及び被害届出数・人

区分＼年度	平成23	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
注意報(日) (区北部)	9 (2)	4 (2)	17 (5)	9 (2)	14 (3)	5 (1)	6 (5)	9 (2)	7 (1)	6 (1)	6 (2)	7 (2)	4 (3)	15 (5)	8 (3)
被害届出数（人）	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注：警報の発令は東京都全体で昭和４５年に１日、４９年に１日、５０年に１日の３回ありました。
光化学スモッグに関する東京都の地域区分は、平成９年度までは４地域、平成１０年度以降は８地域で、荒川区は平成９年度までは東部、平成１０年度以降は区北部に含まれます。

8　河川環境

①　隅田川の水質調査結果(令和７年度)

荒川区では、隅田川水系浄化対策連絡協議会*の合同水質調査を含め、令和７年度には尾竹橋で毎月１回の年１２回、小台橋で９月と２月の年２回水質調査を行いました。また、令和７年６月には、尾竹橋において水質調査と同時に底質*調査も行いました。

※水質及び底質の経年調査結果は、巻末「資料編（２）河川環境」に記載。

測定項目	採水地点	4月9日(水)	5月7日(水)	6月5日(木)	7月9日(水)	8月6日(水)	9月11日(木)	10月8日(水)	11月5日(水)	12月3日(水)	1月7日(水)	2月18日(水)	3月12日(木)	平均	75%水質値*	最大	最小
天候	前日	晴	雨	晴	晴	晴	曇時々雨	曇	晴	晴	晴	曇	晴	—	—	—	—
	当日	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇	曇	曇のち晴	晴	—	—	—	—
満潮時刻		15:03	13:44	13:25	2:51	16:34	7:04	5:37	4:33	14:53	7:54	6:00	8:16	—	—	—	—
潮位(m)		2.36	2.12	2.17	2.57	2.60	2.67	2.95	2.55	2.76	2.44	2.57	2.13	—	—	—	—
干潮時刻		9:42	8.09	6:56	10:06	9:15	12:42	11:30	10:27	9:05	13:27	11:46	16:49	—	—	—	—
潮位(m)		1.63	1.73	1.64	1.17	1.23	1.40	1.43	1.39	1.84	1.56	1.42	1.31	—	—	—	—
採水時刻	小台	—	—	—	—	—	10:40	—	—	—	—	10:50	—	—	—	—	—
	尾竹	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	—	—	—	—
気温(℃)	小台	—	—	—	—	—	33.5	—	—	—	—	9.5	—	—	—	—	—
	尾竹	19.5	20.0	29.5	31.5	36.0	35.0	25.0	15.0	12.0	5.0	11.0	10.0	—	—	—	—
水温(℃)	小台	—	—	—	—	—	28.5	—	—	—	—	13.5	—	—	—	—	—
	尾竹	16.5	19.0	23.0	29.0	31.5	29.0	25.5	18.0	17.0	11.5	14.0	14.5	—	—	—	—
色相	小台	—	—	—	—	—	黄緑色	—	—	—	—	黄緑色	—	—	—	—	—
	尾竹	暗緑色	淡緑灰色	黄緑色	暗緑色	黄緑色	暗緑色	暗緑色	暗緑色	暗緑色	暗緑色	暗緑色	暗緑色	—	—	—	—
臭気	小台	—	—	—	—	—	微下水臭	—	—	—	—	微下水臭	—	—	—	—	—
	尾竹	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	微下水臭	—	—	—	—
透視度*	小台	—	—	—	—	—	75.0	—	—	—	—	61.0	—	68.0	—	75.0	61.0
	尾竹	90.0	68.0	61.0	81.0	50.0	60.0	＞100	94.0	＞100	74.0	60.0	93.0	77.6	—	>100	50.0
水素イオン濃度*（pH）	小台	—	—	—	—	—	7.24	—	—	—	—	7.48	—	7.36	—	7.48	7.24
	尾竹	7.35	7.43	7.17	7.40	8.00	7.16	7.25	7.43	7.25	7.49	7.48	7.45	7.41	—	8.00	7.16
溶存酸素量*	小台	—	—	—	—	—	2.14	—	—	—	—	5.96	—	4.05	—	5.96	2.14
(mg/L)	尾竹	7.07	5.53	4.53	5.24	9.33	0.81	3.93	5.24	5.55	6.60	5.19	6.60	5.47	5.19	9.33	0.81
生物化学的酸素要求量*(mg/L)	小台	—	—	—	—	—	3.16	—	—	—	—	2.46	—	2.81	—	3.16	2.46
	尾竹	1.64	3.53	2.96	1.20	2.15	6.27	1.33	1.04	1.52	1.60	3.43	1.75	2.37	2.96	6.27	1.04
化学的酸素*要求量(mg/L)	小台	—	—	—	—	—	4.75	—	—	—	—	6.85	—	5.80	—	6.85	4.75
	尾竹	4.30	5.40	5.30	4.75	6.80	5.40	4.83	4.88	4.73	5.45	6.65	6.55	5.42	5.45	6.80	4.30
浮遊物質量*	小台	—	—	—	—	—	10	—	—	—	—	14	—	12	—	14	10
(mg/L)	尾竹	8	8	6	9	14	6	7	12	5	12	11	3	8	—	14	3
塩化物イオン*	小台	—	—	—	—	—	24	—	—	—	—	4200	—	2112	—	4200	24
(mg/L)	尾竹	2750	1250	412	1000	1790	24	2420	1710	5400	4360	4690	1690	2291	—	5400	24
大腸菌数	小台	—	—	—	—	—	26000	—	—	—	—	15000	—	20500	—	26000	15000
(CFU/100ml)	尾竹	—	—	4200	—	—	43000	—	—	220	—	48000	—	23855	—	48000	220
ﾒﾁﾚﾝﾌﾞﾙｰ活性物質*(mg/L)	小台	—	—	—	—	—	0.015	—	—	—	—	0.012	—	0.014	—	0.015	0.012
	尾竹	—	—	0.054	—	—	0.016	—	—	0.01 未満	—	0.037	—	0.029	—	0.054	＜0.01
リン酸性リン	小台	—	—	—	—	—	0.333	—	—	—	—	0.420	—	0.377	—	0.420	0.333
(mg/L)	尾竹	—	—	0.463	—	—	0.336	—	—	0.383	—	0.387	—	0.392	—	0.463	0.336
全リン*	小台	—	—	—	—	—	0.380	—	—	—	—	0.503	—	0.442	—	0.503	0.380
(mg/L)	尾竹	—	—	0.497	—	—	0.380	—	—	0.427	—	0.449	—	0.438	—	0.497	0.380
アンモニア性窒素(mg/L)	小台	—	—	—	—	—	0.903	—	—	—	—	3.41	—	2.16	—	3.41	0.903
	尾竹	—	—	1.29	—	—	1.50	—	—	1.84	—	3.88	—	2.13	—	3.88	1.290
全窒素*	小台	—	—	—	—	—	5.46	—	—	—	—	10.5	—	7.98	—	10.50	5.46
(mg/L)	尾竹	—	—	6.28	—	—	6.18	—	—	9.35	—	11.0	—	8.20	—	11.00	6.18

注：採水地点の小台は小台橋、尾竹は尾竹橋を示し、どちらも橋中央の下流側で採水しました。表中の網掛けの数値は、環境基準未達成を示します。満潮時刻・干潮時刻・潮位は、気象庁の潮汐観測資料から引用しました。

注：令和４年度から測定項目の大腸菌群数を大腸菌数に変更しました。

② 隅田川の水質・底質の経年変化(令和７年度)

水質調査の結果に基づき、尾竹橋での生物化学的酸素要求量（以下ＢＯＤ）と溶存酸素量（以下ＤＯ）の経年変化を下記のグラフにしました。

年度によりばらつきはありますが、長期的に見た場合ＢＯＤは減少しています。ＤＯは増加していましたが、平成２１年頃からは横ばいの傾向にあります。

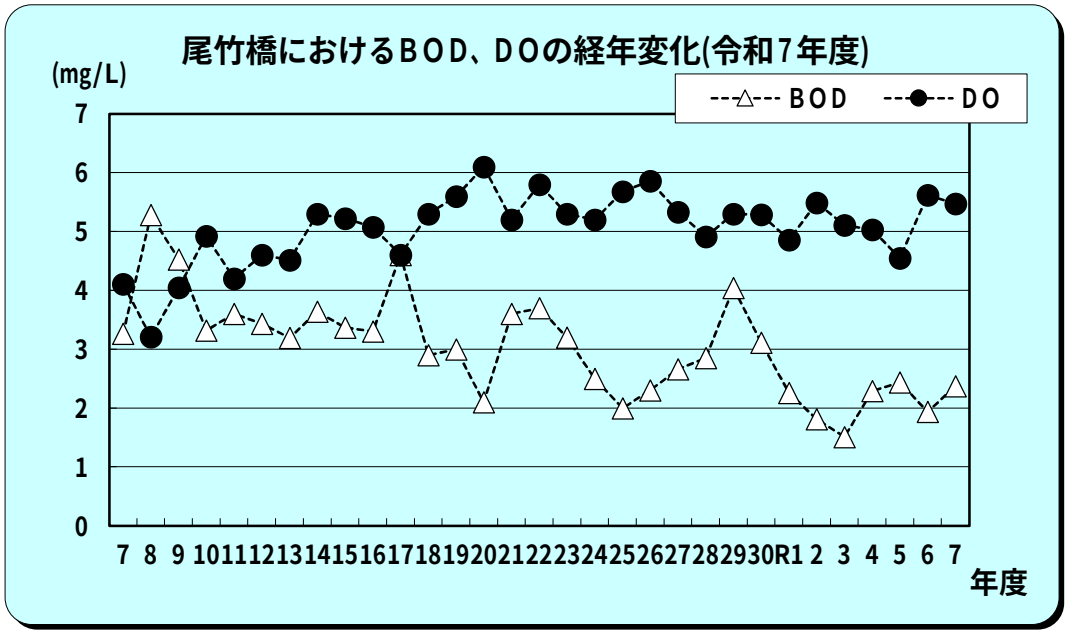

環境基準達成率の経年変化は次のとおりです。

ＢＯＤは近年高い達成率で推移しており、令和７年度は９１．７％でした。ＤＯは環境基準未達成の状況が続いており、令和７年度は７５％でした。なお、平成９年度に隅田川の環境基準の水域類型*がＤ類型からＣ類型に変更され、基準が厳しくなったため、一時的に達成率が大幅に減少しました。

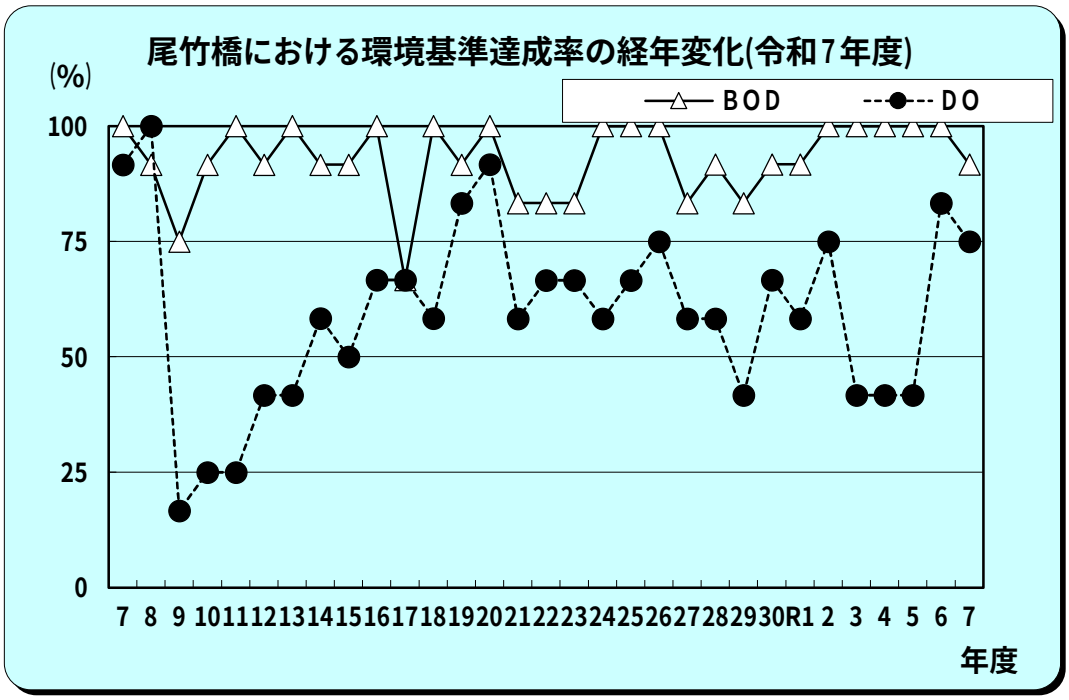

令和７年度の尾竹橋の底質調査では、底質の性状は黒茶色の泥状で、経年的にも同じような状況で推移しています。また、底生生物は確認されませんでした。

底質中の重金属濃度の経年変化は以下のとおりです。

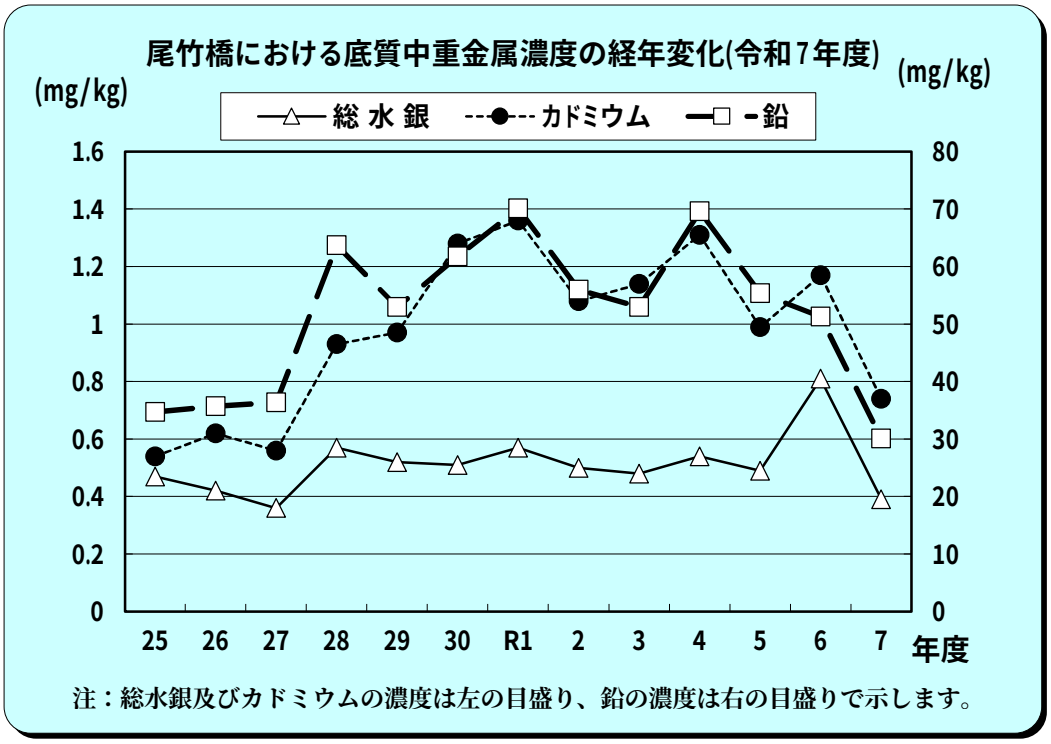

注：総水銀及びカドミウムの濃度は左の目盛り、鉛の濃度は右の目盛りで示します。

③水質の縦断変化

隅田川水系（隅田川、新河岸川、石神井川、白子川）流域の８区で構成される隅田川水系浄化対策連絡協議会では、昭和５３年度から年２回（９月と２月）の合同水質調査を実施しています。

合同水質調査に基づき、ＢＯＤとＤＯの縦断変化をグラフにしました。

隅田川では年間を通して環境基準以下となりました。

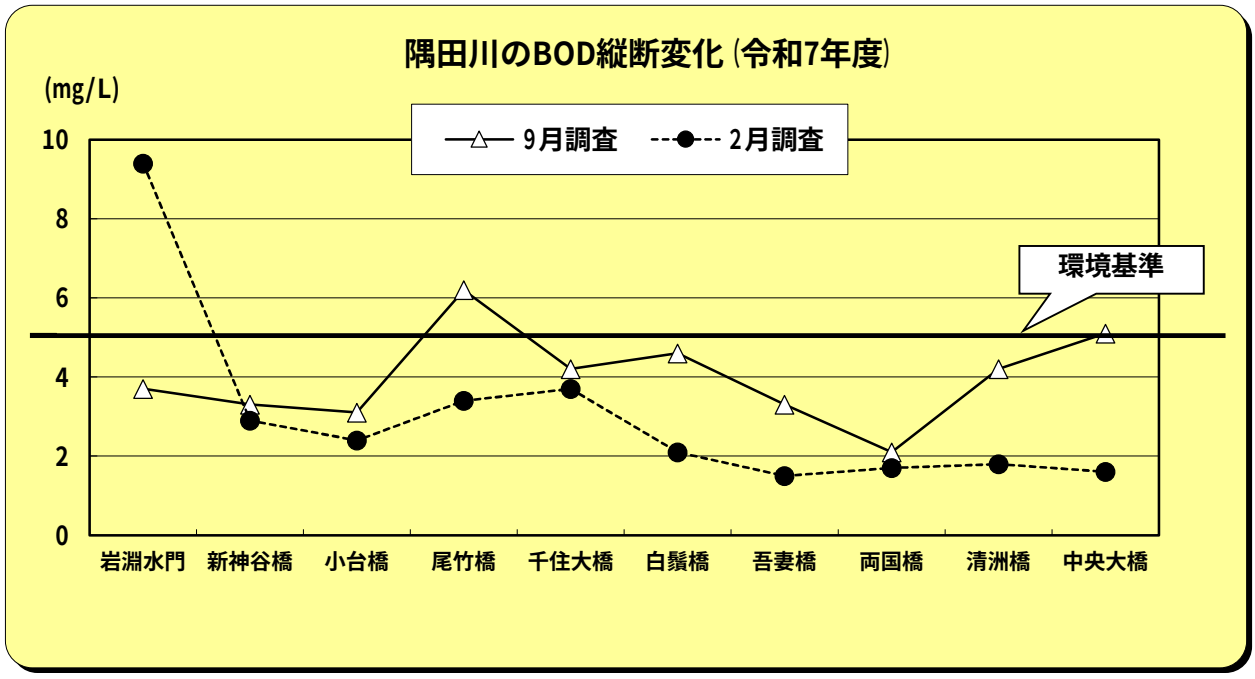

注：BOD の環境基準は 5mg／L 以下です。数値が小さいほど水質が良くなります。

隅田川ではＤＯは９月に８地点で環境基準の超過がありました。

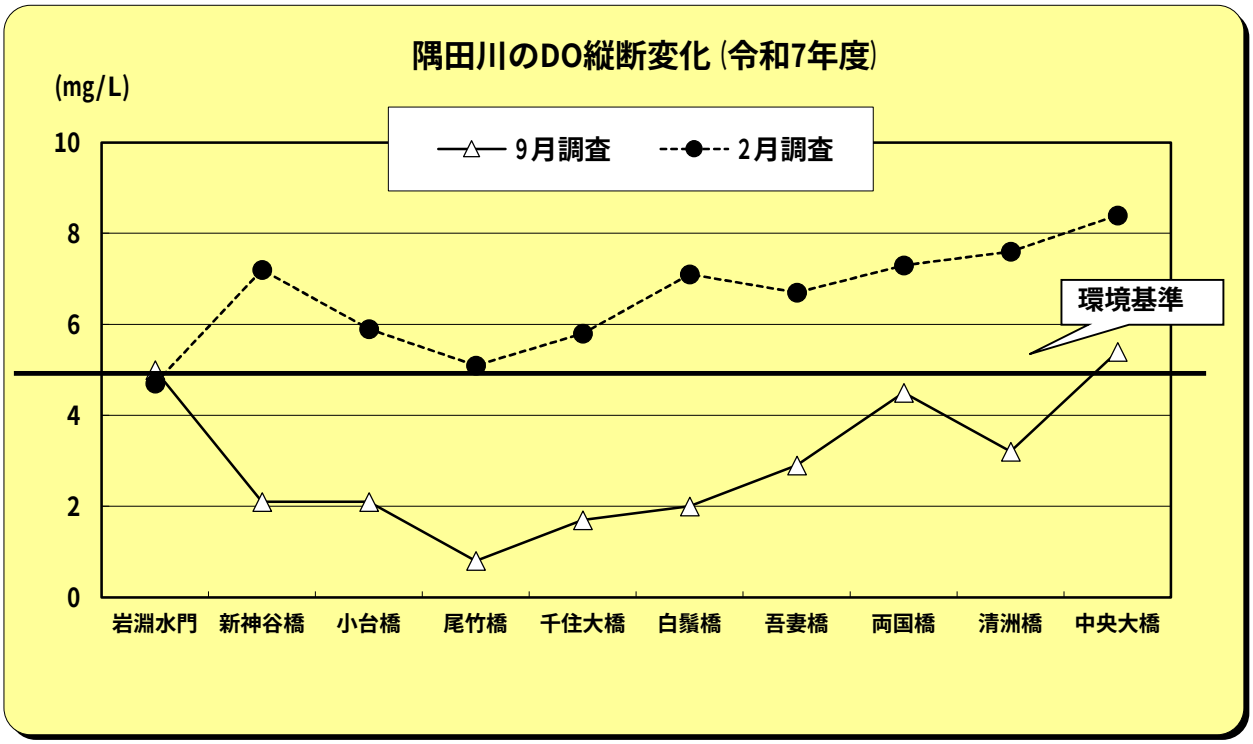

注：DO の環境基準は 5mg／L 以上です。数値が大きいほど水質が良くなります。

※詳細な隅田川水系浄化対策連絡協議会・合同水質調査結果（１回・２回）は、巻末「資料編（２）河川環境」に記載。



９　騒音・振動

騒音・振動の発生源としては、自動車や鉄道などの交通機関から発生するもの、工場等から発生するもの、建物や道路の工事に伴うものなど多種多様です。また、近年は、飲食店などの営業に伴う騒音や一般家庭の日常生活から出る騒音までもが問題になっています。

騒音や振動は、生活の近くで発生することが多いため、いらだたしさや不快感から、作業能率の低下や睡眠の妨げなど、苦情の原因になりやすい現象です。

音のめやす

デシベル	めやす
120	飛行機のエンジン近く
110	自動車のクラクション(前方２m)
100	電車が通るガード下
90	大声、騒々しい工場内
80	地下鉄の車内（窓を開けた時）
70	掃除機、騒々しい事務所
60	静かな乗用車、普通の会話
50	静かな事務所
40	深夜の街、図書館
30	ささやき声
20	木の葉のふれあう音

振動のめやす

デシベル	めやす
90	吊り下げ物は大きく揺れ、座りの悪い置物が倒れることがある
80	棚にある食器類が音をたてることがある
70	電灯などの吊り下げ物がわずかに揺れる
60	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる
50	人に感じない程度

※建設工事の騒音・振動における規制基準*（法・条例）については、巻末「資料編（３）騒音・振動」に記載。

(1) 自動車騒音の常時監視

自動車騒音の常時監視とは、騒音に係る環境基準に基づき、自動車の騒音が支配的な道路に面する地域で騒音測定及び環境基準達成状況の評価を行うものです。

令和７年度は以下のとおり、騒音規制法に基づく自動車騒音の常時監視に係る調査を王子千住夢の島線と台東川口線において実施しました。

評価対象道路	測定期間	測定地点	評 価 区 間	区間数	延長(km)
王子千住夢の島線 (都道３０６号線)	令和7年 11月20日(木) 9時～翌9時	荒川2-2-3地先	荒川5-3-1から 東日暮里1-2-5まで	1	1.5
台東川口線 (都道５８号線)		東尾久4-4-15地先	東尾久4-14から 東尾久8-25-15まで	1	1.7

測定結果は下表のとおりです。

評価対象道路(センサス番号)	時間帯	等価騒音レベル*(dB)	環境基準(dB)	交通量（台／時間帯）					大型車混入率(%)	平均速度(km/h)
				大型Ⅰ	大型Ⅱ	小型	二輪	合計		
王子千住夢の島線（４１２６０）	昼間	65	70	1,086	2,502	19,728	1,806	25,122	15.4	48.6
	夜間	61	65	144	450	3,126	300	4,020	16.0	51.7
台東川口線（４０８７０）	昼間	68	70	1,086	2,772	20,208	1,404	25,470	16.0	41.6
	夜間	66	65	168	570	2,922	276	3,936	20.2	45.4

注：センサス番号はＲ３年道路交通センサスの調査単位区間番号のことです。
時間区分の昼間は６時～２２時、夜間は２２時～６時を示します。
大型Ⅰとは大板プレートでナンバーの頭文字が1,2,8,9,0のもの、大型Ⅱとは中板プレートでナンバーの頭文字が1,2,8,9,0のものをいいます。
大型車混入率とは、四輪車の合計のうち、大型の合計の割合をいいます。

面的評価*の結果を道路端から５０ｍの範囲の環境基準達成率としてグラフにしました。

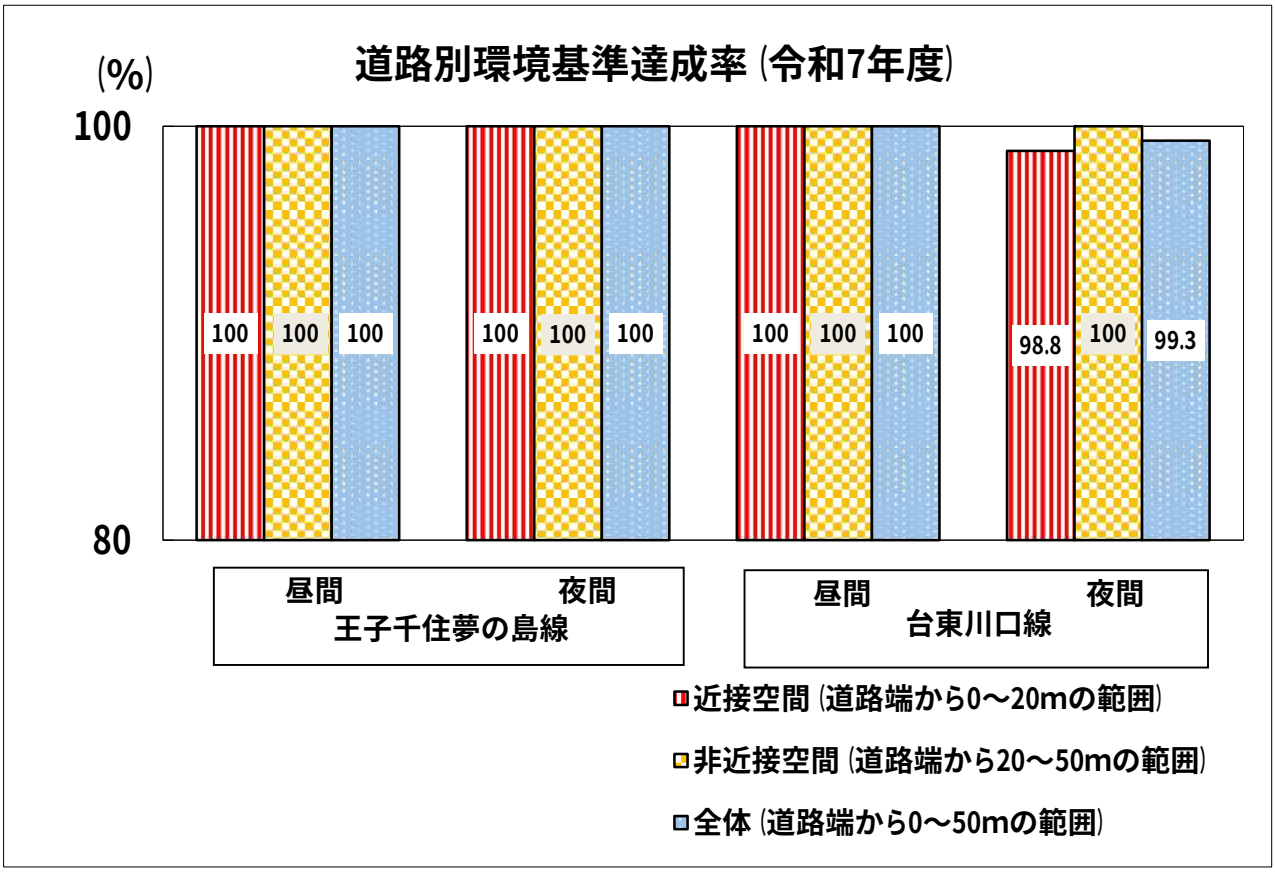

王子千住夢の島線での環境基準達成率は、昼間、夜間いずれも１００％でした。また、台東川口線での環境基準達成率は昼間１００％、夜間９９．３％でした。

なお、環境基準達成率とは、評価範囲内の住宅のうち、環境基準を達成した住宅の割合をいいます。

環境基準達成状況

評価対象道路	評価区間数	延長(km)	時間帯	全体			近接空間			非近接空間		
				非達成戸数	達成戸数	達成率(%)	非達成戸数	達成戸数	達成率(%)	非達成戸数	達成戸数	達成率(%)
王子千住夢の島線（４１２６０）	2	1.8	昼間	0	4,001	100.0	0	2,471	100.0	0	1,530	100.0
			夜間	0	4,001	100.0	0	2,471	100.0	0	1,530	100.0
台東川口線（４０８７０）	2	1.5	昼間	0	2,970	100.0	0	1,786	100.0	0	1,184	100.0
			夜間	22	2,948	99.3	22	1,764	98.8	0	1,184	100.0

注：評価範囲全体とは、道路端から 50m範囲のことです。
近接空間とは、道路端から 20mの範囲のことです。非近接空間とは、評価区間のうち、近接空間以外の場所を指します。

注：達成率は小数点第二位に四捨五入を行い算定しています。



▲自動車騒音常時監視（騒音計）

(2) 道路交通騒音・振動

荒川区では、道路交通による騒音・振動測定及び交通量の調査を、日光街道、明治通り、尾久橋通り、尾竹橋通り（荒川三丁目と町屋三丁目の２地点）、日暮里中央通り、旭電化通り、の７地点で実施し、東京都環境局へ報告しています。

令和７年度の調査では、日光街道・日暮里中央通りの２道路の調査地点で昼間、夜間ともに騒音の環境基準を超えました。また、騒音規制法の要請限度*については、日光街道の調査地点で夜間のみ騒音規制法の要請限度を超えました。②の表で過去の結果と比較すると、全体的に横ばいであることがわかります。

振動については、全測定地点で振動規制法の要請限度を下回りました。また、③の表のとおり、測定結果は毎年ほぼ横ばいで推移しています。

※騒音・振動に係る環境基準・要請限度については、巻末「資料編（３）騒音・振動」に記載。

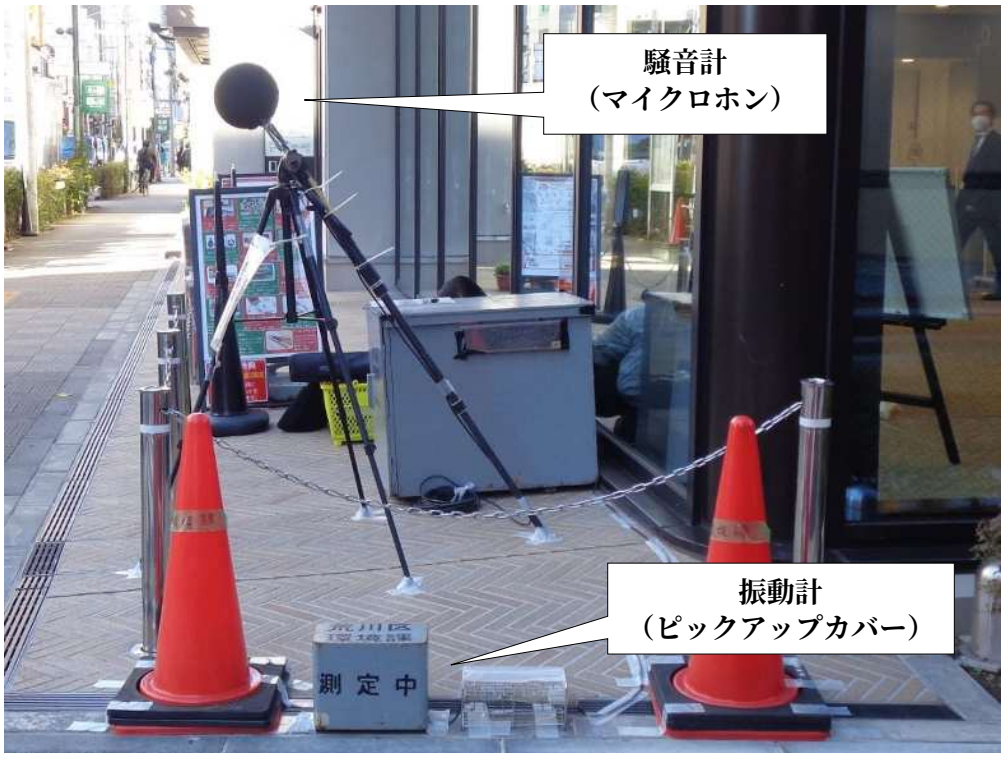

▲道路交通騒音・振動調査機器



▲振動計のピックアップ

① 道路交通騒音・振動調査結果(令和７年度)

道路名 調査地点	地域	測定期間 ／交通量測定日	騒音距離 ／振動距離	時間帯	騒音 (dB)	振動 (dB)	交通量（台／ｈ） (7～19 時の平均)				大型車混入率 (%)
							大型	小型	二輪	合計	
日光街道(国道) 南千住 1-59	商業	5/12～16 5/13	4.0m 4.3m	昼間 夜間	73 × 71 ※	44 40	357	2087	171	2615	13.7
明治通り(都道) 荒川 2-2	商業	5/19～23 5/20	4.3m 4.6m	昼間 夜間	66 61	39 33	250	1395	123	1768	14.1
尾久橋通り(都道) 東尾久 2-43	商業	6/2～6 6/3	6.7m 6.9m	昼間 夜間	70 65	42 35	225	1332	70	1627	13.8
尾竹橋通り(都道) 荒川 3-67	商業	6/9～13 6/10	4.6m 4.6m	昼間 夜間	66 62	26 20	73	508	35	616	11.9
尾竹橋通り(都道) 町屋 3-8	商業	9/29～10/3 9/30	4.7m 4.7m	昼間 夜間	64 64	22 18	65	500	61	626	10.4
日暮里中央通り (区道) 東日暮里 6-17	商業	10/20～24 10/21	4.1m 4.1m	昼間 夜間	67 × 62 ×	40 31	69	398	38	505	13.6
旭電化通り(区道) 東尾久 7-2	近商	10/6～10 10/7	5.4m 5.4m	昼間 夜間	61 55	39 30	36	296	25	357	9.9

注：騒音測定値は等価騒音レベルを示します。
振動測定値は８０%レンジ上端値*を示します。
騒音・振動距離は、対象道路の車道端からマイクロホン（騒音)、ピックアップ（振動）までの水平距離を示します。
騒音レベルの×印は環境基準を超えていることを示します。
※は環境基準及び要請限度を超えていることを示します。
交通量については、７時台から１８時台までの各時間帯で通行車両数を１０分間計測し、６倍して各時間の交通量としました。
騒音の昼間は６時～２２時、夜間は２２時～６時､振動の昼間は８時～２０時、夜間は２０時～８時です。
車種分類については、バス・普通貨物車・大型特殊車を大型車、乗用車・小型貨物車を小型車、自動二輪車・原動機付自転車を二輪車としました。
大型車混入率は、大型車・小型車・二輪車の合計に対する大型車の割合です。

② 騒音の経年変化

単位：デシベル

道路名 調査地点	時間帯	環境基準(dB)	要請限度(dB)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
日光街道 (国道) 南千住 1-59	昼間	70	75	73	74	74	73	72	73	74	74	74	73
	夜間	65	70	72	72	72	72	70	71	72	72	72	71
明治通り (都道) 荒川 2-2	昼間	70	75	69	70	70	70	71	69	70	71	70	66
	夜間	65	70	66	66	67	68	67	66	66	68	66	61
尾久橋通り (都道) 東尾久 2-43	昼間	70	75	72	73	72	71	72	70	71	68	70	70
	夜間	65	70	68	67	70	69	69	68	69	65	66	65
尾竹橋通り (都道) 荒川 3-67	昼間	70	75	65	66	66	65	67	65	66	65	65	66
	夜間	65	70	60	60	61	62	62	60	61	60	61	62
尾竹橋通り (都道) 町屋 3-8	昼間	70	75	66	67	67	69	67	68	65	64	66	64
	夜間	65	70	64	65	65	68	65	65	61	61	60	64
日暮里中央通り (区道) 東日暮里 6-17	昼間	65	75	65	67	67	68	66	66	67	66	67	67
	夜間	60	70	61	62	62	61	61	62	63	63	63	62
旭電化通り (区道) 東尾久 7-2	昼間	65	75	63	63	64	63	62	62	62	61	62	61
	夜間	60	70	59	58	58	57	58	57	57	55	55	55

注： ■は環境基準を超えていることを示します。
■は環境基準及び要請限度を超えていることを示します。
騒音の測定及び評価は、等価騒音レベルで行いました。

・令和元年度の日暮里中央通りの調査は第二日暮里小学校敷地内で行いました。
・令和 2 年度以降の日暮里中央通りの調査はふらっとにっぽり（荒川区立日暮里地域活性化施設）敷地内で行いました。
・令和 3 年度の尾久橋通りでの調査は機器の不具合により、2 日間についての評価になっています。
・令和 5 年度の旭電化通りでの調査は機器の不具合により、2 日間についての評価になっています。

③　振動の経年変化

単位：デシベル

道路名 調査地点	時間帯	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
日光街道 (国道) 南千住 1-59	昼間 8～20	44	43	44	43	43	42	43	43	41	44
	夜間 20～8	43	42	42	42	40	41	40	40	39	40
明治通り (都道) 荒川 2-2	昼間 8～20	43	43	45	43	42	42	43	42	41	39
	夜間 20～8	39	39	41	39	36	38	37	36	35	33
尾久橋通り (都道) 東尾久 2-43	昼間 8～20	42	41	44	40	42	41	42	42	41	42
	夜間 20～8	35	34	42	36	36	35	35	33	34	35
尾竹橋通り (都道) 荒川 3-67	昼間 8～20	40	41	-	27	26	27	26	26	26	26
	夜間 20～8	34	34	-	25	22	21	22	22	21	20
尾竹橋通り (都道) 町屋 3-8	昼間 8～20	40	42	-	38	28	26	25	22	-	22
	夜間 20～8	37	37	-	32	25	20	19	17	-	18
日暮里中央通り (区道) 東日暮里 6-17	昼間 8～20	45	46	49	43	39	40	39	41	41	40
	夜間 20～8	38	38	41	37	33	32	30	33	30	31
旭電化通り (区道) 東尾久 7-2	昼間 8～20	42	42	40	41	41	40	39	40	39	39
	夜間 20～8	35	34	33	34	33	30	31	31	30	30

注：測定値は 80%レンジ上端値です。
振動は、全ての調査地点で昼間、夜間ともに要請限度を下回りました。
（道路交通振動には環境基準がありません）

・令和元年度の日暮里中央通りの調査は第二日暮里小学校敷地内で行いました。
・令和 2 年度以降の日暮里中央通りの調査はふらっとにっぽり（荒川区立日暮里地域活性化施設）敷地内で行いました。
・平成 30 年度の尾竹橋通りでの調査は実施しましたが、機器の不具合により測定ができませんでした。
・令和 6 年度の尾竹橋通り(町屋)での調査は実施しましたが、機器の不具合により測定ができませんでした。



【環境調査地点図】

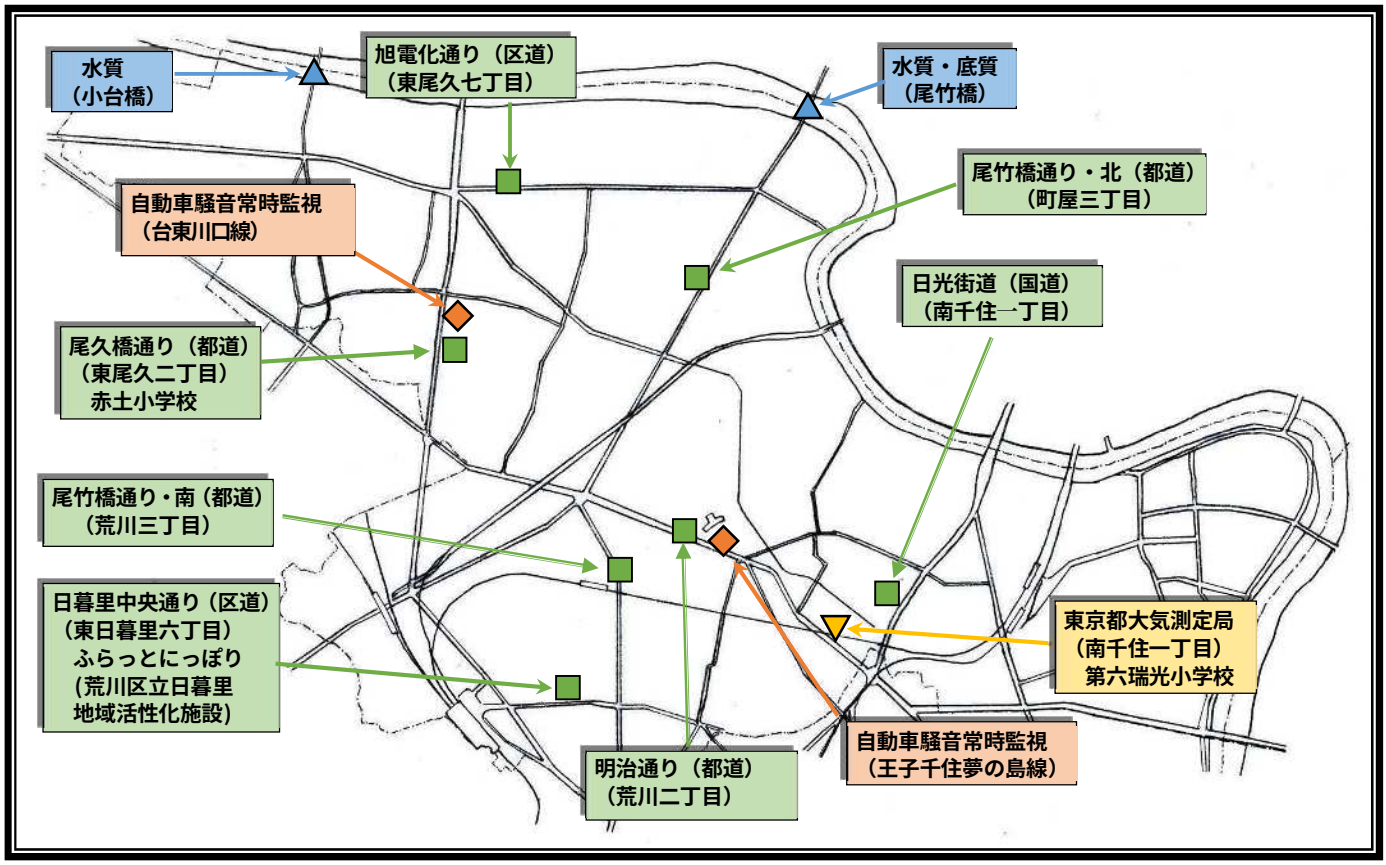

凡例

▼	東京都一般環境大気測定局	1地点
▲	隅田川水質・底質調査	2地点
◆	自動車騒音常時監視	2路線
■	道路交通騒音・振動調査	7地点

１０　土壌汚染

土壌汚染対策による健康被害を防ぐため、東京都では「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（以下、「環境確保条例」という。）に基づき、有害物質取扱事業者や施設等除却者等に対し、土壌汚染調査や土壌汚染、地下水汚染の対策を義務付けています。

荒川区では、「荒川区住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例」や「荒川区市街地整備指導要綱」に基づき、一定規模の住宅等を建築する際などに事業者等と協議を行い、土壌汚染調査や土壌汚染、地下水汚染の対策について指導しています。

上記の規定に基づく土壌汚染調査及び対策の手順は以下のとおりです。

※環境確保条例に基づく汚染土壌処理基準は、巻末「資料編（４）土壌汚染」に記載。

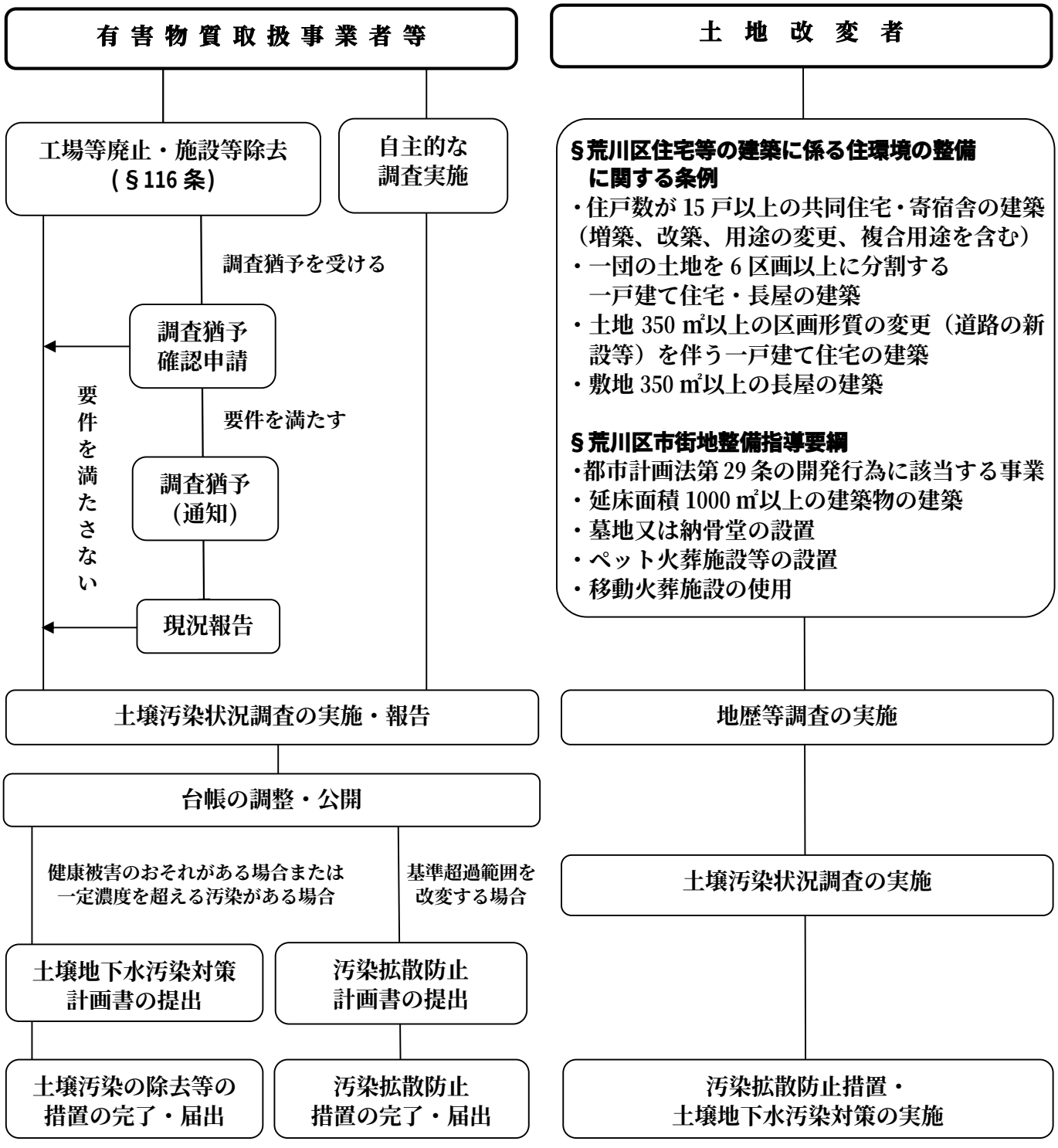

１１　各種申請・届出

(1) 工場の認可・申請

環境確保条例では、工場を設置する場合、事業者は工場の建物・機械設備・騒音などの公害の防止対策を記載した設置認可申請書をあらかじめ荒川区へ提出し、その設置の認可を受けなければなりません。また、工場設置後に施設などを変更しようとする場合にも、あらかじめ変更認可申請書の提出が必要です。さらに、設置認可や変更認可を受けた工場は、工場完成後「完成届」を提出し、区長の認定を受けたのちに、操業を開始することができます。この制度は、工場が公害発生源になりやすいため事前に審査指導を行い、公害を未然に防止することを目的としています。また、事業者に対して、規制基準、設備構造基準、除害設備設置義務の遵守のほか、設置場所などの制限を課しています。

(2) 指定作業場*の届出

環境確保条例では、工場に該当しない事業場で公害発生のおそれのある事業場を「指定作業場」と定め、工場に準じた規制を行っています。指定作業場に該当する事業場については、設置の際、あらかじめ届出が義務づけられており、また既に設置している指定作業場が建物・施設の構造、作業の方法などを変更するときにも届出が義務づけられています。

(3) 特定施設の届出

騒音規制法、振動規制法では、工場、事業場に設置されて著しい騒音・振動を発生させるおそれの多い施設を「特定施設」と定め、事前の届出を義務づけています。「特定施設」と定められているのは、印刷機、プレス機、射出成形機などです。この届出により、施設から規制基準を超える騒音・振動を発生させないよう対策をしています。

(4) 特定建設作業の届出

騒音規制法では、くい打ち機やさく岩機、空気圧縮機など特に著しい騒音を発生する作業を、振動規制法では、くい打ち機やブレーカー、舗装版破砕機などを使用する作業を「特定建設作業」と定め、騒音・振動の大きさ、作業時間などの基準を定めています。

これらの作業をする場合には、建設作業開始日の７日前までに荒川区への届出を義務付けています。この届出から、建設作業の日程や種類、使用する機械などを審査し、必要に応じて助言や指導などをしています。（巻末「資料編（３）騒音・振動」参照）

また、法律で規制していない騒音８種類、振動６種類の作業については、指定建設作業として環境確保条例で基準を定めています。なお、指定建設作業は届出の必要がありません。

建設工事については、事業者に対して次のことをお願いしています。

○周辺の住民に対して

- 工事実施前には、工事現場周辺の住民に、工事の概要、作業時間、作業期間、騒音や振動、粉じんの飛散対策などについて十分説明を行う。
- 工事現場には、住民からの苦情の窓口となる工事現場担当者の氏名、連絡方法を表示する。
- 苦情が発生したときは、すみやかに誠意をもって対応する。

○事前の公害対策

・工事現場の周辺状況を考慮し、適切な工法、機械を選定する。

・低騒音・低振動な工法を採用し、低騒音・低振動型建設機械を使用する。

・工事現場周辺の状況により、防音パネル、防音シートなどの防音措置をする。

・粉じんや土ぼこりを伴う作業は、水を撒くなど飛散を防止する。

○その他

・工事現場への機材の搬出入、時間待ちの車両のエンジン音、話し声、音楽などにより、周辺住民に迷惑を掛けないよう配慮する。

・建設用機械の整備不良により、異常な騒音・振動が発生しないよう点検整備に努める。

・住民に迷惑を掛けないよう、作業員の教育を徹底する。

(5) アスベスト（石綿）*事前調査結果の報告

延床面積 80 ㎡以上の建築物の解体工事、請負代金の合計が 100 万円以上の建築物のリフォーム工事及び工作物の解体・リフォーム工事を行う場合は、アスベスト含有建材の有無にかかわらず、アスベスト事前調査結果の報告を義務付けています。

令和７年度から、区内に建築物を所有している方を対象に、事前申請にて建築物の石綿分析調査費用の一部補助を窓口で受け付けています。

(6) アスベスト含有建材を使用する建築物の解体工事などの届出

解体や改修工事により、アスベスト（石綿）を含有する吹付け材、石綿を含有する保温材、断熱材、耐火被覆材の除去等を行う際は、大気汚染防止法や環境確保条例により、作業開始日の１４日前までに荒川区への届出を義務付けています。

(7) 適正管理化学物質*の使用量等報告

適正管理化学物質を取り扱う事業所は、東京都の環境確保条例に基づき年間の使用量が１００キログラム以上の物質について使用量等の報告をすることが義務付けられています。

令和７年度は工場からの届出が３１件、指定作業場からの届出が１３件ありました。

(8) ＰＲＴＲ制度に基づく届出

ＰＲＴＲとは、Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出）の略で、平成１１年７月、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化管法）により制度化されました。有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どのくらい環境中に排出されたか（排出量）、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたか（移動量）というデータを把握、集計し、公表する仕組みです。

この制度は、有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的としています。

化管法により対象とされている事業者は、１年に１回、使用している化学物質の排出量及び移動量を、都を経由して国に報告することが義務付けられています。

(9) 各種法律・条例に基づく届出数

事項		届出件数 令和7年度	届出件数 令和6年度	根拠法律・条令	
工場	立入検査	0	6	環境確保条例	152条
	改善指示	0	0		152条
	設置認可	3	2		81条
	設置認定	4	2		84条2項
	変更認可	1	4		82条1項
	変更認定	2	3		84条2項
	氏名等変更届	29	31		87条
	承継届	5	5		88条3項
	廃止届（職権等を含む）	63	61		87条
	現況届	24	35		86条
	地下水揚水量報告	5	5		97条
	適正管理化学物質使用量等報告	31	29		110条
	土壌汚染状況調査報告	9	11		116条、116条の2
指定作業場	立入検査	0	0		152条
	改善指示	0	0		152条
	設置届	0	6		89条
	変更届	1	0		90条
	氏名等変更届	7	6		93条1項
	承継届	0	3		93条2項
	廃止届（職権等を含む）	6	9		93条1項
	地下水揚水量報告	15	16		97条
	適正管理化学物質使用量等報告	13	13		110条
	土壌汚染状況調査報告	1	3		116条、116条の2
特定施設	設置届	0	1	騒音規制法	6条1項
		0	0	振動規制法	6条1項
	その他（氏名変更、廃止、承継、数変更）	42	33	騒音規制法	8、10条
		39	32	振動規制法	8、10条
特定建設作業	特定建設作業実施届出	258	224	騒音規制法	14条1項
		167	149	振動規制法	14条1項
アスベスト	石綿事前調査結果報告	1898	1649	大気汚染防止法	18条の15 6項
	特定粉じん排出等作業実施届出書	14	21	大気汚染防止法	18条の17
	石綿飛散防止方法等計画届出書	14	21	環境確保条例	124条1項

注：「適正管理化学物質使用量等報告」及び「土壌汚染状況調査報告」は、条例改正により平成１４年度から実施しています。

１２　工場・指定作業場

事業者は、法律や条例で定められている責任を守るというだけでなく、地域の環境に対する影響を十分配慮しながら活動しなければなりません。また、事業活動によって発生する公害は、事業者自らの責任で防止するとともに、その費用を負担するのが原則です。近年の傾向としては、工場が廃止され駐車場やマンションに形を変えるなど、他の用途に転用されるケースが増加し区内の工場は年々減少しています。

※業種別工場・指定作業場数については、巻末「資料編（５）工場・指定作業場」に記載。

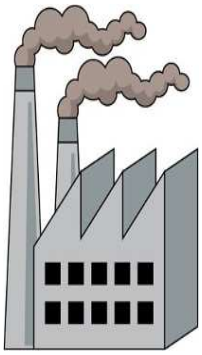

(1) 町域別、工場・指定作業場数

(令和８年３月３１日現在)

地域区分		工場	工場内訳			指定作業場
			別表第八工場*	特定施設工場*	一般工場	
町域	南千住	２９３	１６	８２	１９５	１１０
	荒川	４６１	１８	１４８	２９５	７４
	町屋	４６３	３５	１２０	３０８	６２
	東尾久	５００	１０	１６２	３２８	４８
	西尾久	３９０	１１	１４８	２３１	６０
	東日暮里	３８６	１７	１１９	２５０	８０
	西日暮里	２５１	９	７８	１６４	５２

(2) 年度別、工場・指定作業場数

年度	工場	工場内訳			指定作業場
		別表第八工場	特定施設工場	一般工場	
平成２３	３，２３６	１５０	１，００７	２，０７９	５２６
平成２４	３，２１９	１４５	１，００７	２，０６７	５２４
平成２５	３，１９９	１４３	９９８	２，０５８	５２６
平成２６	３，１８４	１４５	９９１	２，０４８	５２６
平成２７	３，１６６	１４２	９９０	２，０３４	５２４
平成２８	３，１３２	１４０	９８１	２，０１１	５２４
平成２９	３，１０７	１３５	９７２	２，０００	５１８
平成３０	３，０８６	１３５	９５９	１，９９２	５１８
令和元	３，０４９	１３０	９４９	１，９７０	５１５
令和２	３，０１２	１２５	９４０	１，９４７	５１２
令和３	２，９６８	１２３	９３０	１，９１５	５１２
令和４	２，９１９	１２３	９１２	１，８８４	５０５
令和５	２，８６２	１２１	８９５	１，８４６	４９５
令和６	２，８０３	１２０	８７７	１，８０６	４９２
令和７	２，７４４	１１６	８５７	１，７７１	４８６

１３　苦情

荒川区は住宅が密集し、商業施設や工場などの事業所が混在する場所が多く、建設工事も頻繁に行われていることから、騒音、振動、悪臭*など様々な公害に関する苦情が区に寄せられています。

環境課では、これらの苦情について、区民の生活環境を改善するための指導を行っています。

※発生源別・地域区分別についての苦情件数については、巻末「資料編（６）苦情」に記載。

(1) 苦情の発生状況

①月別苦情件数

主な現象 / 発生年月	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	騒音	振動	その他	７年度計	６年度（参考）
令和７年　４月	1	0	0	1	11	4	10	27	29
５月	0	1	0	2	9	0	15	27	27
６月	0	0	1	2	16	4	36	59	37
７月	0	0	0	2	8	2	23	35	26
８月	0	1	0	2	7	1	21	32	24
９月	0	0	0	2	7	2	28	39	24
１０月	0	1	0	1	11	2	17	32	28
１１月	0	0	0	0	8	0	11	19	24
１２月	0	0	0	4	5	1	15	25	23
令和８年　１月	0	0	0	1	1	0	21	23	24
２月	0	0	1	2	4	3	9	19	16
３月	0	2	0	1	0	0	14	17	15

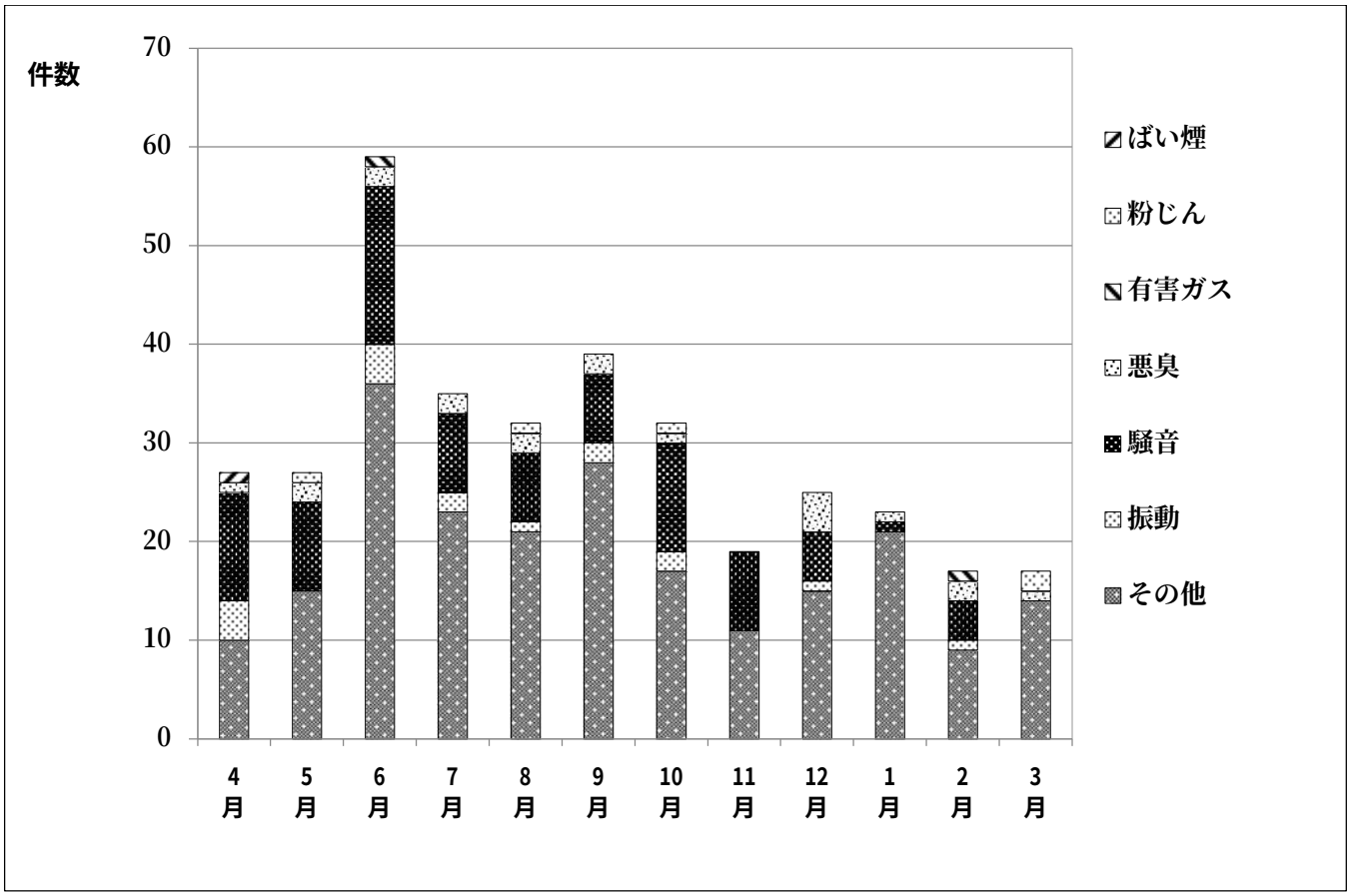

②年度別苦情件数

主な現象 / 発生年度	ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	騒音	振動	その他	計
平成２６	5	4	0	11	35	1	20	76
平成２７	2	4	0	14	28	2	21	71
平成２８	3	5	0	13	24	2	36	83
平成２９	7	11	0	24	72	9	62	185
平成３０	4	7	0	14	59	6	37	127
令和元	2	4	0	20	83	10	71	190
令和２	3	14	0	25	125	17	69	253
令和３	3	12	1	28	108	38	140	330
令和４	1	13	0	26	89	25	144	298
令和５	1	14	0	18	95	26	159	313
令和６	2	5	1	18	74	21	176	297
令和７	1	5	2	20	87	19	220	354

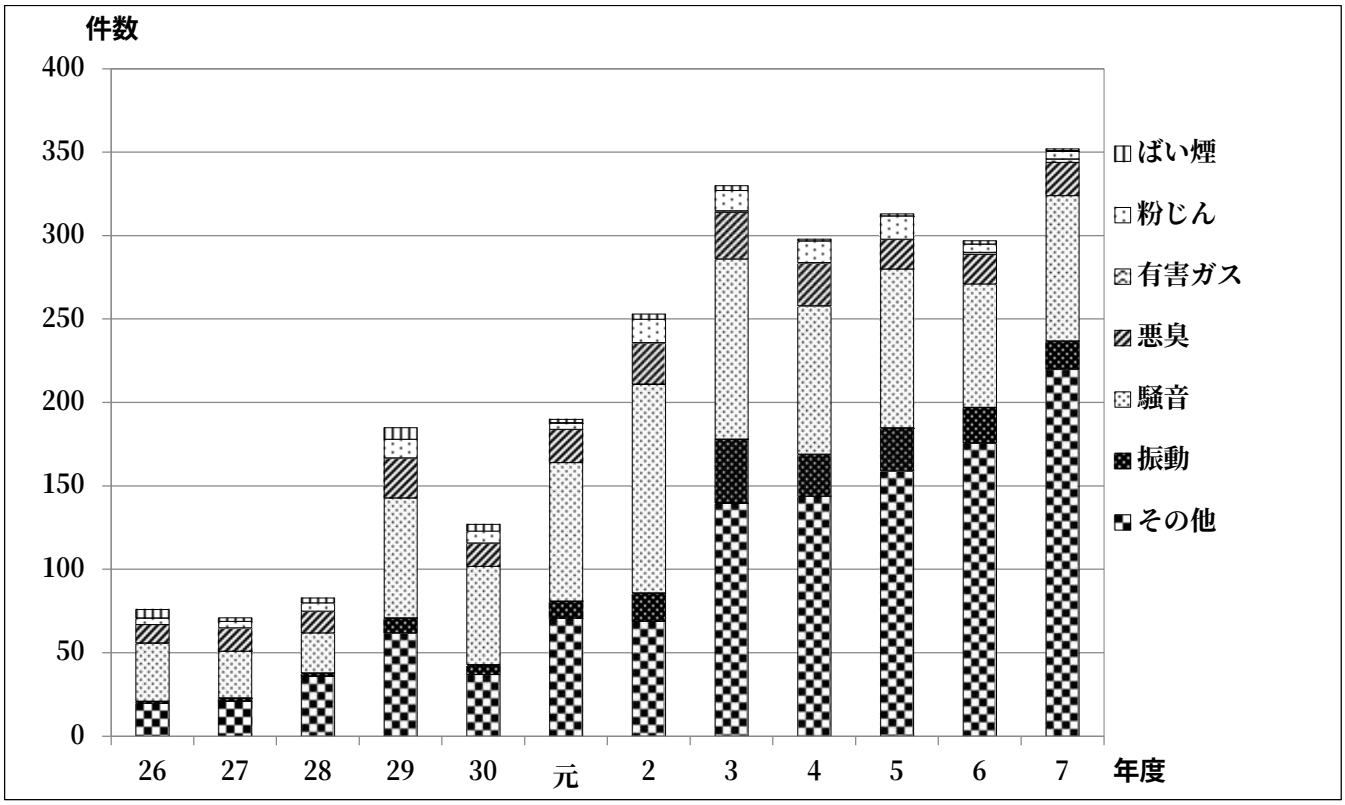

(2) 生活騒音

近年、荒川区では、日常生活に関連して発生する騒音に対する苦情が発生しています。主な苦情の発生源としては、空調機器・生活音・音響機器・カラオケなどです。

環境確保条例では、夜の１１時から翌朝６時まで飲食店営業において、原則として店外に音が漏れるようなカラオケなどの使用が禁止されています。

(3) ハトの被害



ハトは本来、雑草や樹木の種子・芽などを食べる動物です。こういったものを食べている間は餌の量に限りがあり、ハトが過剰に繁殖することはほとんどありません。しかし、人がハトに餌をやると、自然の生態系での生息数よりも過剰に繁殖して生態系を乱すとともに、人間に対しても直接被害を与えます。

ハトによる被害には、次のようなものがあります。

・住宅のベランダ、公園のベンチや遊具、道路などがふんや羽根で汚れ、不衛生になります。
・乾燥したハトのふんや、ハトの体に棲みついたダニのふんなどが空気中を舞い、アレルギー性ぜんそくや皮膚炎を引き起こすことがあります。
・ハトが群生・営巣することで、鳴き声や羽音などの騒音や、ふん・死体・卵などが腐敗し、悪臭や害虫発生の原因になります。

(4) ハクビシン・アライグマ対策事業

ハクビシンやアライグマは家の天井裏や物置などに棲みつき、糞尿などにより被害を与える場合があります。

・建物の隙間、壁の通風孔などから屋内に侵入するおそれがあります。
・区内の住宅等への侵入、果樹等の食害若しくは飼育動物の殺傷又は対象種の糞尿等による被害がある場合には、区による捕獲事業も行っています（設置には捕獲器の見回りなど、住民の方の協力が必要となります）

ハクビシン・アライグマ　捕獲等実績

年度	相談件数（件）	わな設置件数（件）	捕獲頭数（頭）
令和7年度	76	29	4

(5) カラス対策事業

カラスは春先から初夏にかけて繁殖期を迎えます。巣に近づく人を攻撃するので注意が必要です。

・樹木の上などに針金ハンガーや木の枝を使って巣を作ります。
・カラスによる威嚇・攻撃等で人に危険が及ぶ恐れがある場合、区が原因となる巣を撤去する事業も行っています。

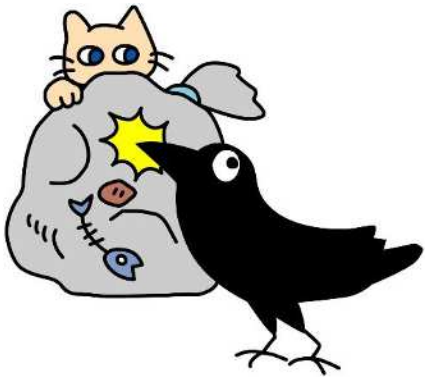

(6) 公害防止対策

騒音、振動、悪臭などの公害を防止するため、それぞれの対策方法を考える必要があります。
以下に対策方法の例を紹介します。

① 騒音対策

騒音の対策方法は、発生する音を小さく抑えられないか、音が外へ出るのを防げないか、発生した音が近隣へ届かないよう工夫できないかなどを基本に考えます。

○音源対策

・低騒音型の機械に取り替える。
・消音機を取り付ける。
・騒音の大きい機械の配置を変える。

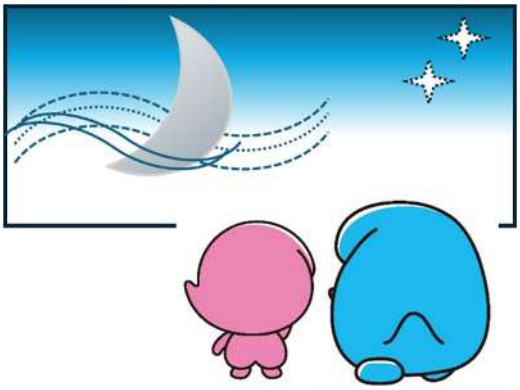

○建物の構造による対策

・壁は遮音性の高いものにする。
・二重窓や防音性の高いサッシを使用する。
・出入口には、ビニールカーテンやシャッターを取りつける。
・換気口に防音フードを取り付ける。

○遮へいなどによる対策

・ブロック塀などで建物を囲む。
・音源と隣家との間に倉庫や事務所を設置する。

② 振動対策

振動の対策方法は、発生する振動を小さくできないか、振動が直接地面に伝わらないようにできないか、基礎を強くして地盤に伝わらないようできないかなどを基本に考えます。

・低振動型の機械に取り替える。
・機械と地面の間に防振ゴムや金属バネを取り付ける。
・振動の大きい機械をできるだけ隣家から離して配置する。

③ 悪臭・有害ガス対策

悪臭・有害ガスの対策方法は、悪臭や有害ガスの発生がより少ない原材料は他にないか、作業工程の改善によって発生を抑えられないか、発生したものを直接外部へ出さないようにできないかなどを基本に考えます。

・原材料を変える。
・製造、加工の改善を図る。
・除害装置を取り付ける。
・除害装置の定期点検、整備をする。
・ダクトの出口はできるだけ高い位置にする。

１４　環境アセスメント（環境影響評価）

環境アセスメント(環境影響評価)とは、大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ、その事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的な立場からその内容を審査することで、事業実施による環境への影響をできるだけ少なくするための一連の手続の仕組みのことをいいます。

公害の発生や自然環境の喪失が起こると、健康で快適な生活を損なうばかりでなく、回復が困難な場合もあります。良好な環境を保全していくためには、環境アセスメント制度などの未然防止対策が重要です。

東京都では、事業の実施段階における環境アセスメント制度として、昭和５６年１０月から、一定規模以上の事業の実施に際し、公害の防止、自然環境、歴史的環境の保全及び景観の保持などについて、適正な配慮がなされるように、「東京都環境影響評価条例」に基づいた環境アセスメント手続を実施しています。また、平成１４年７月、東京都が策定する一定規模以上の事業の計画に対し、計画段階における環境アセスメント手続を実施すること等を内容とした条例改正を行いました。

下表は、事業段階での環境影響評価事業の種類と要件（抜粋）です。

種類	対象事業の要件（内容・規模の概要）
道路の新設 又は改築	高速自動車国道・自動車専用道路：[新設]全て　　[改築]1㎞以上 その他の道路　（4車線以上）　　：[新設]1㎞以上　[改築]1㎞以上
鉄道、軌道又は モノレールの 建設又は改良	[新設]全て [改良]1㎞以上（本線の増設、地下移設、高架移設、その他の移設）
工場の設置 又は変更	製造業で公害型の工場 [設置]敷地面積9,000㎡以上又は建築面積3,000㎡以上 [変更]増加する敷地面積4,500㎡以上かつ増設後敷地面積9,000㎡以上 又は 増加する建築面積1,500㎡以上かつ増設後建築面積3,000㎡以上
住宅団地の新設	住宅戸数1,500戸以上
高層建築物の新築	高さ100m超（階段室、昇降機塔等を含む）かつ延べ面積10万㎡超 （駐車場面積を含む）
自動車駐車場の 設置又は変更	路外駐車場 [設置]同時駐車能力1,000台以上（住宅の居住者用を除く） [増設]増加する駐車能力500台以上かつ増設後駐車能力1,000台以上 （住宅の居住者用を除く）
市街地再開発事業	施工区域面積20ha以上
住宅街区整理事業	施工区域面積20ha以上

(1) 予測・評価項目

①大気汚染 ②悪臭 ③騒音・振動 ④水質汚濁＊ ⑤土壌汚染 ⑥地盤 ⑦地形・地質 ⑧水循環
⑨生物・生態系 ⑩日影 ⑪電波障害 ⑫風環境　⑬景観 ⑭史跡･文化財⑮自然との触れ合い活動の場
⑯廃棄物 ⑰温室効果ガス＊

(2) 荒川区内の事業一覧

受付番号	事業名・事業者・環境影響評価書案提出年月			荒川区に関係した環境影響評価項目	工事（予定）期間
20	東京都市計画白鬚西地区第二種市街地再開発事業（変更）	都	S59.11	大気汚染、悪臭、騒音、振動、水質汚濁、地盤沈下、景観	S63 年度～H20 年度 (H22.3.31 工事完了) H24.7.26 事後調査報告書 (工事の完了後)
67	東京都東尾久浄化センター建設事業	都	H2.1	大気汚染、騒音、振動、日照阻害、電波障害、風害、景観	H4 年度～R11 年度 (H12.2.9 変更届) (H17.9.6 変更届) (H26.6.16 変更届)
138	都市高速鉄道日暮里・舎人線建設事業	都 民間	H7.1	騒音、振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、地形・地質、日照阻害、電波障害、景観、史跡・文化財	H8 年度～H19 年度 (H20.3.30 工事完了) H21.2.27 事後調査報告書 (工事の完了後)
145	南千住北部地区住宅街区（E街区）建設事業及び都市計画道路補助線街路第３２１号線建設事業	都・区・公	H7.5	大気汚染、騒音、振動、土壌汚染、地盤沈下、地形・地質、水文環境、日照阻害、電波障害、風害、景観	H8 年度～H22 年度
345	(仮称)西日暮里駅前地区第一種市街地再開発事業	民間	R元.11	大気汚染、騒音、振動、土壌汚染、地盤、水循環、日影、電波障害、風環境、景観、廃棄物、温室効果ガス	R4 年度～R8 年度 (R3.4.12 変更届)

注：「受付番号」は、東京都環境影響評価条例に基づき手続きが実施された事業や手続中の事業に付番された番号です。また、「公」は、公社・公団を示します。



１５　環境推進対策融資

工場などからの公害を防止するための施設改善や低公害車の導入、ＩＳＯ１４００１*認証取得などの環境保全対策を実施する中小企業者に対して、「環境推進対策融資」を実施しています。融資手続などについては、産業経済部経営支援課で行いますが、公害の発生・被害防止のための「公害防止計画書」の内容については、工場など事業者からの届出に基づき、環境課で事前審査を行っています。

環境推進対策に関する融資の詳細　　担当部署：産業経済部経営支援課

事項	内容
融資申込資格	環境保全や資源対策等に取り組むための資金を必要とし、次のいずれかに該当する中小企業者 ① ＳＤＧｓ目標達成に取り組む者（生産性向上のため、働きやすい職場環境の整備に必要な経費・健康増進に取り組むために必要な経費・クリーンエネルギーを導入するために必要な経費・廃棄物を減少し再利用資源として取り組むために必要な経費等） ② IS014000 シリーズ・IS050001*シリーズの資格取得に要する経費 ③ 省エネルギー及び資源リサイクルをするために必要な経費 ④ 緑化の推進に要する経費 ⑤ 公害の発生・被害防止のために要する経費（環境課で審査を実施） ⑥ 低公害車の購入に要する経費
資金使途	設備資金（②のみ、運転設備併用資金での利用が可能）
融資限度額	1,500 万円
本人負担金利	0.6%（利子補給 1.3%）
返済期間	設備資金　7 年以内（据置期間 1 年以内を含む） 運転設備併用資金　5 年以内（据置期間 1 年以内を含む）
信用保証料補助	全額補助（特別融資 3 本目以降の利用は 2 分の 1）
保証人・担保	保証人…個人は原則として不要。法人は原則として代表者本人 担保…必要に応じて
申込時期	随時

融資実行件数　　担当部署：産業経済部経営支援課

年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
環境推進対策融資	4	2	2	0	0	0	0	1	1	0
公害の発生被害防止	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0

１６　環境に関する条例

(1) 荒川区環境基本条例

この条例は、環境の保全について基本理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにしたものです。施策の基本的な事項を定めることで、その施策を総合的、計画的かつ効果的に推進し、現在及び未来の区民が、健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保することを目的とします。施行は、平成２１年１月１日です（令和３年１０月一部改正）。

荒川区環境基本条例の概要

1	区民の責務	・日常生活における環境への負荷の軽減に積極的に取り組む ・区が実施する環境保全に関する取組に協力する ・事業者及び区と協働して環境の保全に取り組む
2	事業者の責務	・事業活動を行うに当たっては、環境への配慮を行うなど環境の保全に積極的に取り組む ・区が実施する環境保全に関する取組に協力する ・区民及び区と協働して環境の保全に取り組む
3	区の責務	・環境基本法第７条が定める地方公共団体の責務を踏まえ、環境の保全を図るため基本的かつ総合的な施策を策定し、効果的に実施する
4	環境の保全に関する主な施策	・持続可能な脱炭素社会、循環型社会の実現 ・交通に関する環境配慮 ・区民等の意見の反映 ・環境情報の提供 ・環境学習の推進 ・区民等の参加、コミュニティの育成 ・区民等への支援
5	荒川区環境審議会	・第三者機関として学識経験者等による審議会を設置し、環境基本計画や環境の保全に関する基本的事項について、区長の諮問に応じて調査審議する



(2) 荒川区良好な生活環境の確保に関する条例

健康で快適な生活環境を守ることを目的とし、これまで法令等に規定がなかった迷惑行為に対して、弁護士等専門家による審査手続きを定め、立ち入り調査権や罰則等を設けることで問題となる行為を抑止し、解決までの道筋を明らかにするため制定しました。施行は、平成２１年４月１日です。

荒川区良好な生活環境の確保に関する条例の概要

1	禁止行為	・給餌行為により不良状態を生じさせる行為 ・廃棄物等により所有する土地や建築物の周辺を不良状態にする行為
2	給餌による不良状態	次の三つの条件がそろった状態をいいます。 ・周辺住民の生活環境に係る被害が生じていること ・複数の住民から苦情の申し出があること ・被害が周辺住民の間で共通の認識となっていること
3	廃棄物等による不良状態	廃棄物等（廃棄物並びに雑草、枯れ草及び樹木をいう。以下同じ）により、次に掲げる状態のうち２項目以上が生じている状態をいいます。 ・廃棄物等により、はえ、蚊その他の害虫又はねずみが発生し、周辺住民の生活環境に係る被害が生じ、又はそのおそれがある状態 ・廃棄物等が火災発生の原因となり、付近の建築物に類焼する危険がある状態 ・廃棄物等が道路上の歩行者並びに車両の通行及び視界の妨げとなっている状態 ・廃棄物等の臭気により、周辺住民の生活環境に係る被害が生じている状態 ・廃棄物等により、ごみの不法投棄を招いている状態
4	荒川区生活環境審査会	区の適切な判断を担保するため、学識経験者による荒川区生活環境審査会を設置します。審査会では、立ち入り調査、命令、氏名公表の実施について、区長の諮問に応じて調査審議します。
5	罰則	・立入調査を拒んだり、質問に虚偽の答弁をした場合などは１０万円以下の罰金 ・命令に違反した場合は５万円以下の罰金

(3) 荒川区まちの環境美化条例

平成８年に、たばこのポイ捨ての禁止を２３区で初めて定めた「荒川区まちの環境美化条例」を平成２０年１２月に一部改正し、平成２１年６月１日から施行しました。

区と区民及び事業者が、互いに協力し合い、環境美化活動を実践することにより、清潔で美しい荒川区を作っていくことを基本理念としています。

荒川区まちの環境美化条例の概要

1	歩きたばこ対策	区内全域で、迷惑で危険も伴う歩きたばこを禁止します。また、自転車乗車中の喫煙も同じく禁止します。
2	駅周辺指定地区内の喫煙対策	区内の主要駅周辺を路上喫煙禁止地区に指定し、道路上での喫煙により引き起こされる迷惑で危険な行為を防止するため、指定地区内での路上喫煙を禁止します。 路上喫煙禁止地区は、区内主要６駅（日暮里・西日暮里・町屋・南千住・三河島・新三河島）周辺を禁止地区に指定しました。
3	モデル地域の設置	区内に環境美化推進モデル地域を設け、環境美化の施策を重点的に実施します。
4	落書き対策	改正前の条例には明記されていなかった、公共の場所等における落書きを禁止します。

(4) 荒川区立環境学習情報センター条例

環境学習情報センター（愛称名「あらかわエコセンター」）のオープンに伴い、条例を制定しました。施行は、平成２１年２月１日です。

あらかわエコセンターは、環境政策のシンボル的な施設となるよう、太陽光発電や雨水利用設備、屋上緑化、緑化タイル等の環境に配慮した設備を付加した建物とするほか、展示に工夫を凝らし、環境に関する情報基地としての機能の充実を図っています。

また、持続可能な地域社会づくりの検討やワークショップ等を開催するなど、区民、事業者、区が一体となって取り組む事業を展開し、開かれた環境政策推進の拠点施設として、運営しています。

事業の内容

1	環境情報の収集及び提供
2	環境に関する講演、講座等の開催及び活動の場の提供
3	環境の保全に関する学習及び環境教育の実施
4	環境の保全に関する活動を行う区民及び団体の登録、支援

(5) 荒川区地球温暖化対策推進条例

区では、令和３年６月に、２０５０年までに二酸化炭素等の温室効果ガス排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ」を目指すことを表明したところです。この表明に基づき、地球温暖化対策に関し、区民、事業者及び区の責務を明らかにするとともに、基本的な事項等を定めることにより、地球温暖化対策を総合的、計画的かつ効果的に推進し、脱炭素社会の実現を図るため、令和５年３月に『荒川区地球温暖化対策推進条例』を制定しました（令和６年４月一部改正）。

荒川区地球温暖化対策推進条例の概要

区の責務	・地球温暖化対策を総合的、計画的かつ効果的に推進します。 ・区民、事業者その他関係機関と協働して地球温暖化対策を推進します。 ・区自らの事務・事業に関し、温室効果ガスの排出削減等及び気候変動適応のための措置を講じます。
区民や事業者の責務	・地球温暖化対策の重要性に対する理解を深めます。 ・事業活動や日常生活において自主的かつ積極的に温室効果ガスの排出削減等及び気候変動適応に取り組むよう努めます。 ・区が実施する地球温暖化対策に協力するとともに、区民・事業者・区が協働して温室効果ガスの排出削減等及び気候変動適応に取り組むよう努めます。



資料編

(1) 大気環境・・・・・・・・・・Ｐ５８

(2) 河川環境・・・・・・・・・・Ｐ６４

(3) 騒音・振動・・・・・・・・・Ｐ６８

(4) 土壌汚染・・・・・・・・・・Ｐ７１

(5) 工場・指定作業場・・・・・・Ｐ７２

(6) 苦情・・・・・・・・・・・・Ｐ７４



(1) 大気環境

大気汚染物質の経年変化（東京都大気汚染常時測定局測定結果報告により作成）

二酸化硫黄（SO_2）

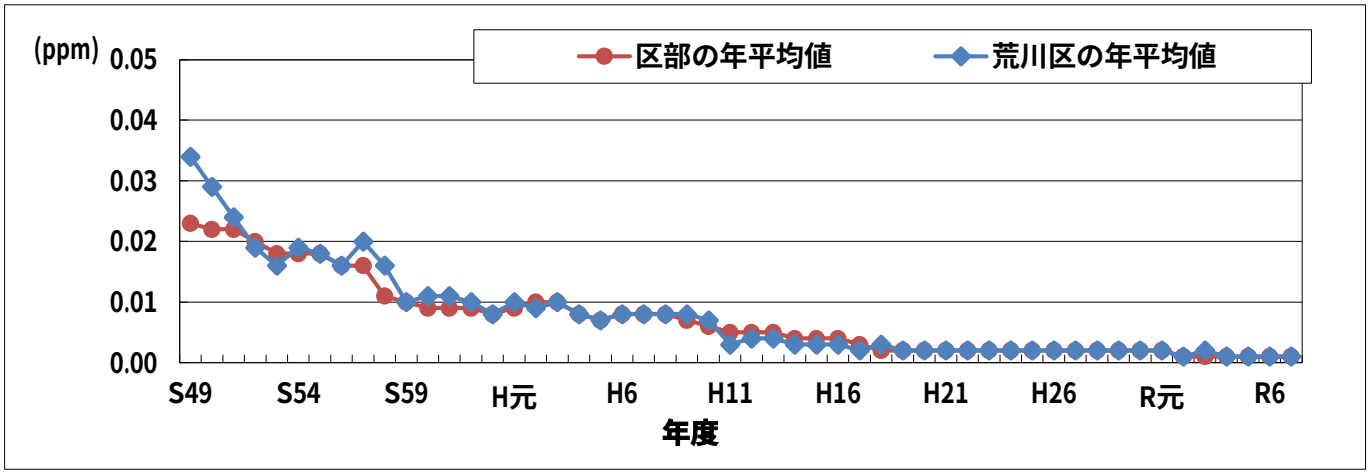

一酸化炭素（CO）

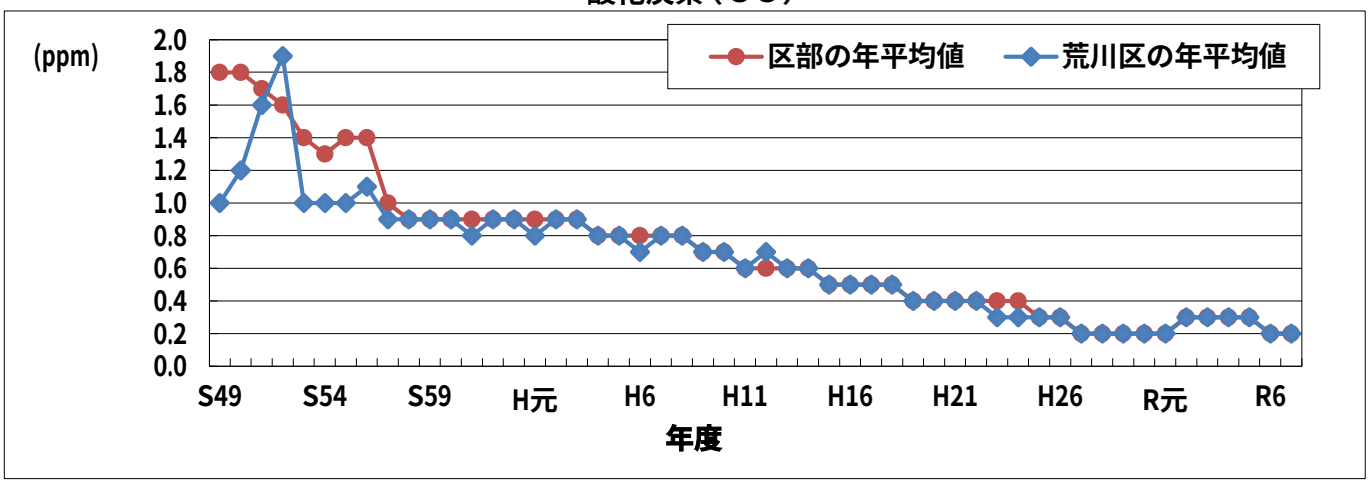

浮遊粒子状物質（SPM）

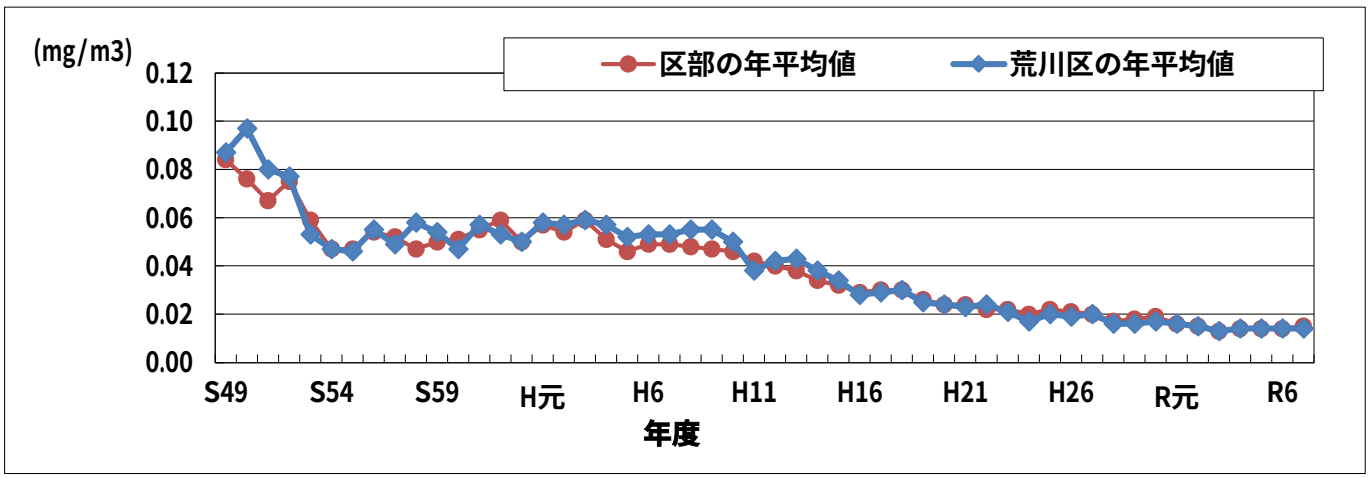

二酸化窒素（NO_2）

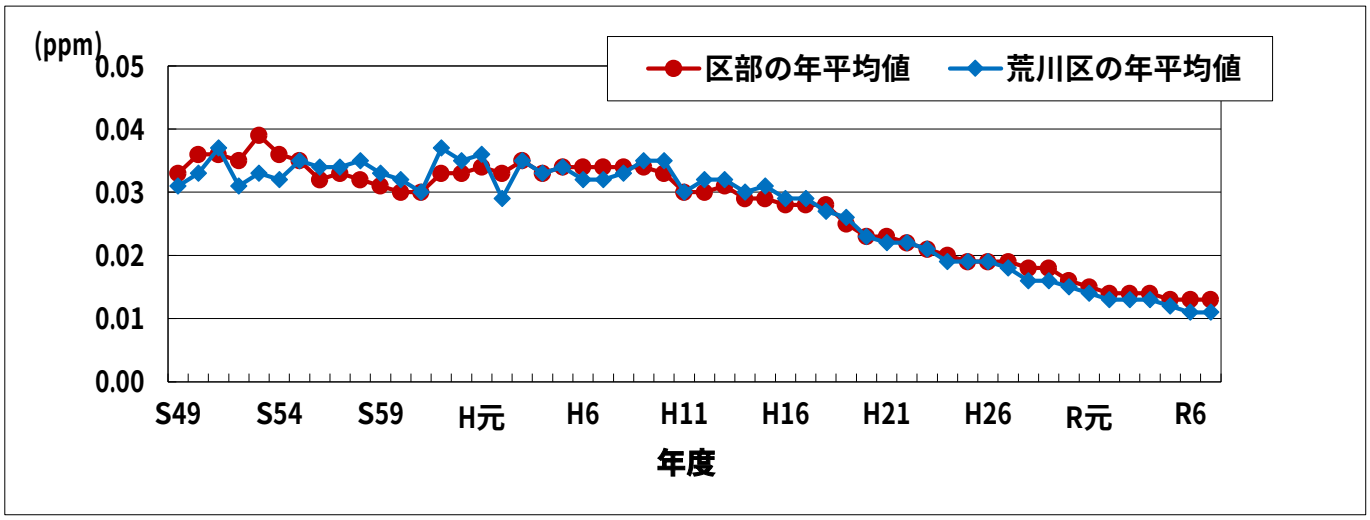

光化学オキシダント（Ｏｘ）

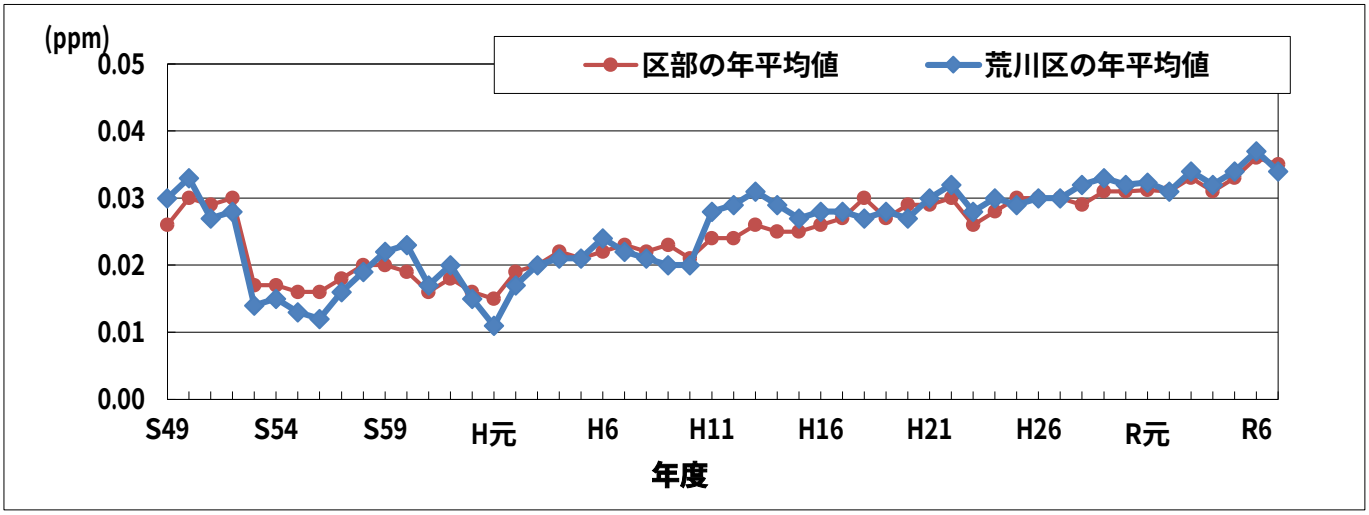

微小粒子状物質（ＰＭ２．５）

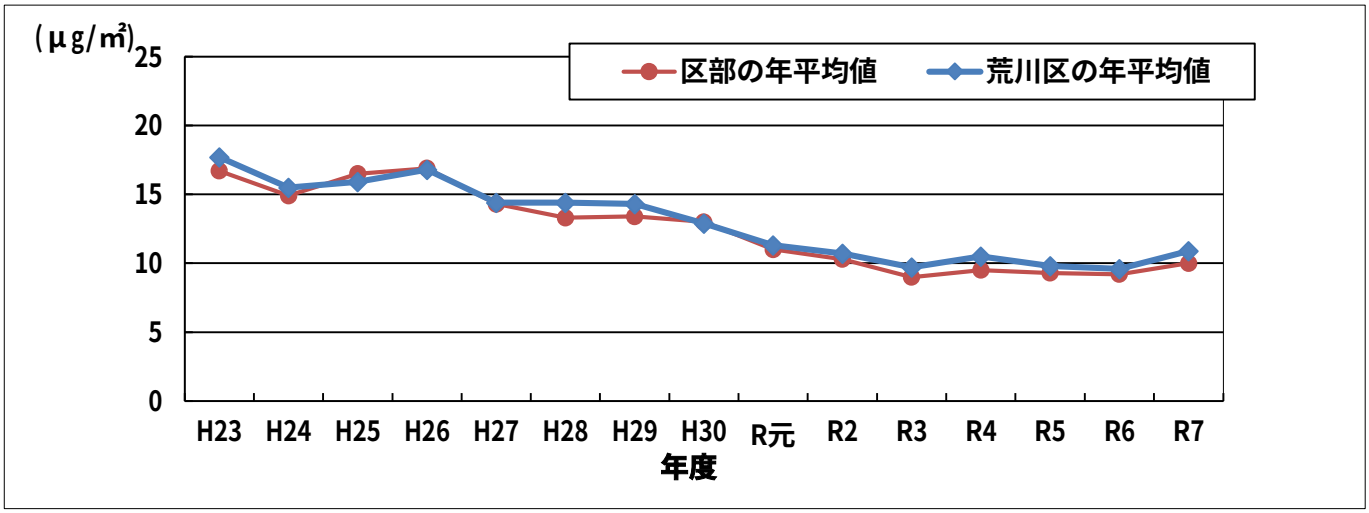

① 二酸化硫黄（SO_2）の経年変化

単位*：ppm

項目＼年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
年平均値	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001
2%除外値*	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003	0.002	0.002	0.002
環境基準適　否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
区部の年平均値	0.002	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
東京都の年平均値	0.002	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001

② 一酸化炭素（CO）の経年変化

単位：ppm

項目＼年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
年平均値	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
2%除外値	0.4	0.5	0.4	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5	0.4	0.4
環境基準適　否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
区部の年平均値	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2
東京都の年平均値	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2

③ 浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）の経年変化

単位：mg/m³

項目＼年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
年平均値	0.016	0.016	0.017	0.016	0.015	0.013	0.014	0.014	0.014	0.015
2%除外値	0.042	0.041	0.040	0.036	0.036	0.028	0.029	0.032	0.032	0.036
環境基準適　否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
区部の年平均値	0.017	0.018	0.019	0.016	0.015	0.013	0.014	0.014	0.014	0.014
東京都の年平均値	0.017	0.017	0.018	0.016	0.014	0.012	0.013	0.013	0.013	0.013

④ 微小粒子状物質（PM2．5）の経年変化

単位：μg/㎥

項目＼年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
年平均値	14.4	14.3	12.9	11.3	10.7	9.7	10.5	9.8	9.6	10.9
98%値*	34.1	36.7	32.0	24.5	27.5	24.3	22.6	22.1	24.5	27.0
環境基準 適　否	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○
区部の年平均値	13.3	13.4	13.0	11.0	10.3	9.0	9.5	9.3	9.2	10.0
東京都の年平均値	12.6	12.8	12.3	10.5	9.8	8.5	9.0	8.8	8.8	9.5

⑤ 二酸化窒素（NO_2）の経年変化

単位：ppm

項目＼年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
年平均値	0.016	0.016	0.015	0.014	0.013	0.013	0.013	0.012	0.011	0.011
98%値	0.036	0.040	0.039	0.033	0.036	0.033	0.031	0.031	0.030	0.030
環境基準 適　否	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
区部の年平均値	0.018	0.018	0.016	0.015	0.014	0.014	0.014	0.013	0.013	0.013
東京都の年平均値	0.016	0.016	0.014	0.014	0.013	0.012	0.012	0.012	0.011	0.011

⑥ 光化学オキシダント（Ｏｘ）の経年変化

単位：ppm

項目＼年度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
年平均値	0.032	0.033	0.032	0.032	0.031	0.034	0.032	0.034	0.037	0.035
99%値	0.088	0.086	0.083	0.087	0.082	0.080	0.079	0.085	0.088	0.089
環境基準 適　否	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
区部の年平均値	0.029	0.031	0.031	0.031	0.031	0.033	0.031	0.033	0.036	0.034
東京都の年平均値	0.031	0.032	0.032	0.032	0.031	0.033	0.032	0.034	0.036	0.035

（参考）大気に係る環境基準

物　　質	環境基準	評価方法
二酸化硫黄 （SO_2）	１時間値の１日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、 １時間値が 0.1ppm 以下であること。	短期及び 長期
一酸化炭素 （CO）	１時間値の１日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、 １時間値の８時間平均値が 20ppm 以下であること。	短期及び 長期
浮遊粒子状物質 （ＳＰＭ）	１時間値の１日平均値が 0.10mg/m³ 以下であり、かつ、 １時間値が 0.20mg/m³ 以下であること。	短期及び 長期
微小粒子状物質 （ＰＭ２．５）	１年平均値が 15μg/m³ 以下であり、かつ、 １日平均値が 35μg/m³ 以下であること。	短期及び 長期
二酸化窒素 （NO_2）	１時間値の１日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までの ゾーン内またはそれ以下であること。	長期
光化学オキシダント （Ｏｘ）	１時間値が 0.06ppm 以下であること。	短期

評価方法

環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価があります。二酸化硫黄*、一酸化炭素*、浮遊粒子状物質、については短期的評価と長期的評価の二つの方法が、二酸化窒素については長期的評価が、光化学オキシダントについては短期的評価(平成２６年度より新しい指標、年間代表値：８時間値の９９%値)が定められています。

※光化学オキシダントについては令和８年１月３０日に改正告示が交付され、令和８年４月１日の測定値から以下のような新たな環境基準が適用されます。

光化学オキシダント （Ｏｘ）	令和８年４月１日以降はオゾンとして、８時間値が 0.07ppm 以下であり、かつ、日最高８時間値の１年平均値が 0.04ppm 以下であること。	短期及び 長期

○短期的評価

測定を行った日の１日平均値、８時間値又は各１時間値を環境基準と比較して評価します。

○長期的評価

(ア)　二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の場合

年間の１日平均値のうち、高い方から２%の範囲内にあるもの（３６５日分の測定値がある場合は、７日分の測定値）を除外した後の最高値（２%除外値）を、環境基準と比較して評価します。

ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が２日以上連続した場合には、非達成と評価します。

(イ)　二酸化窒素、微小粒子状物質の場合

年間の１日平均値のうち、低い方から９８%に相当するもの（９８%値）を、環境基準と比較して評価します。

(ウ)光化学オキシダントの場合(令和８年４月１日の測定値から新たに適用)

日最高８時間値の年平均値を環境基準と比較して評価します。また植物影響も考慮します。

⑦ ダイオキシン類調査（東京都環境局ホームページの「ダイオキシン類調査結果」により作成）

ダイオキシン類は現在、区部８か所(中央区晴海局、大田区東糀谷局、世田谷区世田谷、板橋区氷川町局、練馬区石神井局、足立区西新井局、葛飾区鎌倉、江戸川区春江町局)及び市部９か所(八王子市片倉町局、八王子市大楽寺町局、立川市錦町、町田市大蔵町、小金井市東町局、東大和市奈良橋局、清瀬市下宿、西多摩郡檜原局)で東京都環境局が測定を行っております。

荒川区内では平成２７年度まで荒川区南千住局で測定が行われていましたが平成２７年度に荒川区南千住局が廃止されたため、平成２８年度以降は荒川区内では測定が行われていません。

単位： pg-TEQ/㎥

年　　度	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7
区部の年平均値	0.022	0.022	0.023	0.021	0.017	0.017※	0.016	0.018	0.01	0.015
東京都の年平均値	0.016	0.018	0.019	0.017	0.015※	0.015	0.013※	0.012	0.0084	0.012

注：大気中のダイオキシン類濃度の環境基準*は 0.6pg-TEQ/m³以下です。
pg-TEQ/m³は、大気１m³中に含まれるダイオキシン類の濃度を、最も毒性の強いダイオキシンに換算した場合の重さで示したものです。pg(ﾋﾟｺｸﾞﾗﾑ)は一兆分の１グラム、TEQ は毒性等量*のことです。

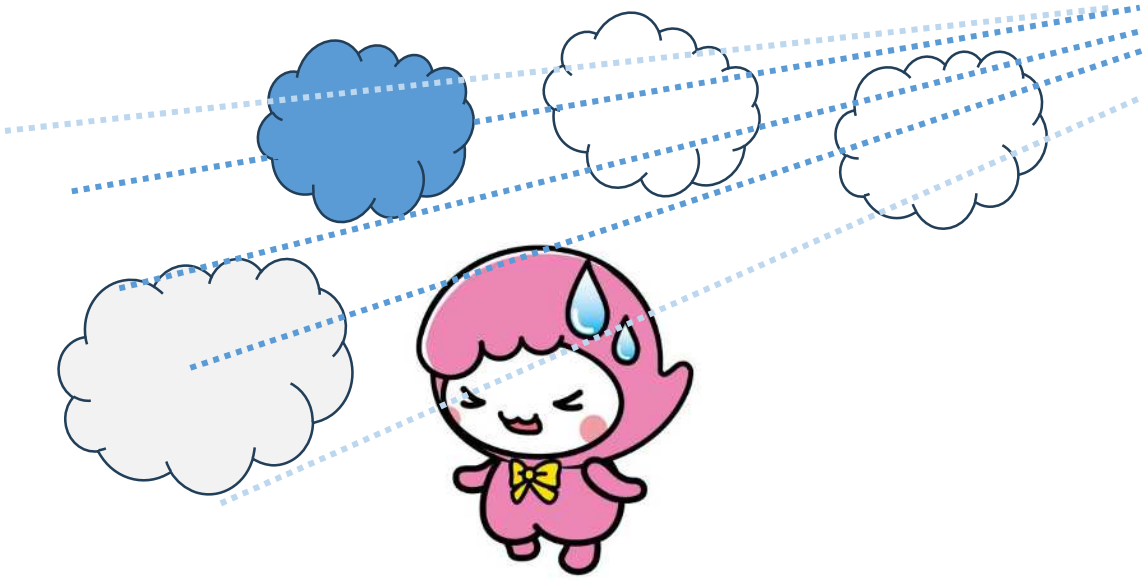

(2) 河川環境

① 水質の経年変化

年度	場所	透視度 (cm)	水素イオン濃度	溶存酸素 (mg/L)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	浮遊物質 (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全りん (mg/L)	塩化物イオン (mg/L)	ﾒﾁﾚﾝﾌﾞﾙｰ活性物質 (mg/L)	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素 (mg/L)	りん酸性りん (mg/L)
27	小台	52	7.1	5.5	2.1	7.1	24	9.38	0.594	484	0.01 未満	1.41	0.533
	尾竹	62	7.2	5.3	2.6	5.7	10	9.05	0.471	1403	0.01 未満	1.67	0.416
28	小台	37	7.3	6.5	3.9	6.8	18	7.87	0.329	1279	0.03	1.67	0.276
	尾竹	57	7.3	4.9	2.9	6.0	11	6.98	0.303	1703	0.01	1.47	0.264
29	小台	88	7.3	5.6	3.2	5.9	5	7.82	0.279	1484	0.02	1.89	0.252
	尾竹	56	7.3	5.3	4.0	5.9	12	8.24	0.402	1085	0.02	2.07	0.375
30	小台	35	7.4	5.6	3.0	7.0	21	7.68	0.465	219	0.04	2.97	0.392
	尾竹	68	7.4	5.3	3.1	6.0	11	8.19	0.485	1270	0.03	2.31	0.404
R1	小台	53	7.6	4.2	2.0	6.1	14	8.92	0.466	685	0.03	2.00	0.392
	尾竹	75	7.4	4.9	2.2	5.8	8	9.03	0.448	1364	0.03	2.51	0.403
R2	小台	32	7.2	4.7	2.2	7.0	22	7.45	0.547	301	0.32	1.57	0.463
	尾竹	64	7.4	5.5	1.8	5.2	11	8.20	0.460	1469	0.31	1.80	0.420
R3	小台	58	7.4	5.7	1.8	5.5	13	8.02	0.562	1732	0.018	2.00	0.504
	尾竹	86	7.4	5.1	1.5	5.0	7	7.88	0.533	1872	0.028	1.41	0.469
R4	小台	60	7.6	5.3	2.0	5.7	15	8.94	0.550	1557	0.041	1.67	0.494
	尾竹	82	7.5	5.0	2.3	5.4	4	8.01	0.539	1550	0.043	1.80	0.498
R5	小台	68	7.3	4.9	1.8	4.9	7	7.77	0.455	1232	0.034	1.61	0.436
	尾竹	78	7.4	4.6	2.4	5.4	6	8.38	0.448	1889	0.030	1.78	0.416
R6	小台	89	7.4	6.0	1.7	4.7	12	8.49	0.466	2030	0.025	1.16	0.417
	尾竹	62	7.5	5.6	1.9	4.6	13	7.12	0.437	1535	0.018	1.12	0.387
R7	小台	68	7.4	4.1	2.8	5.8	12	7.98	0.442	2112	0.014	2.16	0.377
	尾竹	78	7.4	5.5	2.4	5.4	8	8.20	0.438	2291	0.029	2.13	0.392

注：ＢＯＤは生物化学的酸素要求量、ＣＯＤは化学的酸素要求量を示します。
　　小台橋は年間２回の調査の平均です。



② 底質の経年変化

項目＼年度		平成 27	平成 28	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7
採泥月日		6/3	6/1	6/7	6/6	6/5	6/3	6/2	6/1	6/7	6/6	6/5
採泥時刻		10:00	10:27	10:15	10:15	10:15	10:20	10:20	10：00	10：30	10：30	10：15
天候	前日	曇	曇	晴	曇	晴	晴	雨後曇	曇	晴	曇	晴
	当日	曇	曇	雨	曇	晴	曇	晴	晴	曇	晴	晴
気温 (℃)		22.0	24.5	21.2	22.5	25.0	27.0	25.0	26.0	28.0	26.5	29.5
水温 (℃)		24.5	22.0	22.5	24.0	24.0	25.5	23.5	23.5	21.5	22.5	23.0
泥温 (℃)		22.5	20.2	22.5	23.5	24.5	22.5	23.0	23.0	24.0	23.5	28.0
採泥層		表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層	表層
色相		暗灰色	暗灰色	暗灰色	暗灰色	暗灰色	暗灰色	暗灰色	暗灰色	暗灰色	暗灰色	黒茶色
臭気		微泥臭	微泥臭	微泥臭	微泥臭	微泥臭	微泥臭	微泥臭	微泥臭	微泥臭	微泥臭	微泥臭
性状（汚泥、砂礫等）		泥状	泥状	泥状	泥状	泥状	泥状	泥状	泥状	泥状	泥状	泥状
生物その他の混入物		木片	ゴカイ類	ゴカイ類	二枚貝	ゴカイ類	木片	イトミミズ 甲殻類	イトミミズ	イトミミズ ゴカイ類	イトミミズ ゴカイ類 木片	なし
pH（遠心分離後の液）		7.11	7.08	6.91	6.85	7.32	7.58	7.11	7.4	7.57	7.57	7.43
カドミウム(mg/kg)		0.56	0.93	0.97	1.28	1.36	1.08	1.14	1.31	0.99	1.17	0.74
鉛 (mg/kg)		36.4	63.7	53.0	61.8	70.1	56.0	53.0	69.6	55.4	51.3	30.1
砒素 (mg/kg)		9.5	11.4	10.4	8.0	9.4	7.2	7.9	7.9	8.0	10.0	10.3
総水銀 (mg/kg)		0.36	0.57	0.52	0.51	0.57	0.50	0.48	0.54	0.49	0.81	0.39
ポリ塩化ビフェニル*(mg/kg)		0.26	0.28	0.19	0.46	0.27	0.11	0.11	0.21	0.23	0.31	0.28
総クロム(mg/kg)		94.1	74.0	119	109	125	118	106	108	110	122	133
強熱減量(%)		8.91	9.80	9.17	9.80	8.79	9.56	7.27	8.76	9.10	8.63	5.64
乾燥減量(%)		37.8	39.7	42.3	39.6	36.4	29.4	34.6	37.7	41.7	41.6	26.8

（参考）生活環境の保全に関する環境基準・河川

類型＼項目	水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数
AA	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL以下
A		2mg/L 以下			300CFU/100mL以下
B		3mg/L 以下		5mg/L 以上	1000CFU/100mL以下
C		5mg/L 以下	50mg/L 以下		—
D	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E		10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと		—

注：隅田川はC類型です。

③ 隅田川水系浄化対策連絡協議会・合同水質調査結果（第１回）

採水日　令和７年９月11日（木）　晴・気温35.0℃（尾竹橋）　満潮 7:04,18:59　干潮 0:45,12:42

河川名	採水地点	採水時刻	水温(℃)	色相	臭気	透視度(cm)	水素イオン濃度	溶存酸素(mg/L)	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	浮遊物質(mg/L)	塩化物イオン(mg/L)	全窒素(mg/L)	全りん(mg/L)	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素(mg/L)	担当区
白子	成増橋	11:00	28.2	暗緑色	無臭	81	7.2	4.7	1.7	2.4	2	14	4.61	0.165	0.28	板橋
石神井	金沢橋	8:53	25.0	無色	無臭	＞100	7.8	9.4	＜0.5	1.1	＜1	13	4.48	0.080	0.05	板橋
	新堀橋	10:00	28.6	灰黄色	なし	69	7.1	3.2	2.4	5.8	3	23	4.96	0.520	1.33	北
新河岸	芝宮橋	9:50	28.3	暗緑色	無臭	95	7.2	7.9	1.8	3.2	5	23	4.04	0.403	0.80	板橋
	新河岸水再生センター排水口	9:30	(29.4)	(黄緑色)	(微下水臭)	(＞100)	(6.5)	(6.6)	(3.2)	(6.2)	(1)	(33)	(7.43)	(1.49)	(0.24)	板橋
	蓮根橋	10:21	28.2	茶褐色	微下水臭	69	7.0	6.8	3.6	3.9	4	26	5.35	0.668	0.41	板橋
	岩淵橋	10:55	29.6	灰黄緑色	なし	31	7.1	5.9	2.8	6.2	16	26	5.92	0.561	1.31	北
隅田	岩淵水門	11:30	30.1	暗灰緑黄色	なし	67	7.2	5.0	3.7	6.2	7	27	5.84	0.523	1.31	北
	新神谷橋	10:00	29.0	暗緑色	微川藻臭	40	7.2	2.1	3.3	5.6	5	26	6.48	0.591	1.50	足立
	小台橋	10:40	28.5	黄緑色	微下水臭	75	7.2	2.1	3.1	4.7	10	24	5.46	0.380	0.90	荒川
	尾竹橋	10:00	29.0	暗緑色	微下水臭	60	7.2	0.8	6.2	5.4	6	24	6.18	0.380	1.50	荒川
	千住大橋	10:00	28.2	淡緑灰色	微川藻臭	52	7.3	1.7	4.2	6.4	13	34	6.27	0.453	1.72	足立
	白鬚橋	10:00	29.8	暗緑色	微川藻臭	42	7.0	2.0	4.6	7.6	9	118	6.31	0.434	1.87	台東
	吾妻橋	10:45	29.6	暗緑色	微川藻臭	46	7.0	2.9	3.3	6.6	9	511	5.66	0.507	1.69	台東
	両国橋	10:00	31.0	暗緑色	微下水臭	73	6.9	4.5	2.1	5.1	5	2640	4.97	0.342	1.36	墨田
	清洲橋	10:00	29.1	暗緑色	微潮臭	76	8.0	3.2	4.2	6.1	1	3200	3.82	0.370	1.12	江東
	中央大橋	10:01	29.2	茶褐色	海藻臭	48	7.8	5.4	5.1	7.1	5	7000	3.81	0.342	0.48	中央

注：網掛けの数値は、環境基準未達成を示します。
注：新河岸水再生センターは下水処理水のため、参考値とし()で示します。
注：色相の「無色」は、川底が見える状態を示します。水域類型は石神井川がＢ類型、その他はＣ類型です。ＢＯＤは生物化学的酸素要求量、ＣＯＤは化学的酸素要求量*を示します。



④ 隅田川水系浄化対策連絡協議会・合同水質調査結果（第２回）

採水日　令和８年２月18日（水）　晴・気温11.0℃（尾竹橋）　満潮 6:00,17:19　干潮 11:46

河川名	採水地点	採水時刻	水温(℃)	色相	臭気	透視度(cm)	水素イオン濃度	溶存酸素(mg/L)	BOD(mg/L)	COD(mg/L)	浮遊物質(mg/L)	塩化物イオン(mg/L)	全窒素(mg/L)	全りん(mg/L)	ｱﾝﾓﾆｱ性窒素(mg/L)	担当区
白子	成増橋	11:16	12.1	暗緑色	なし	＞100	7.4	9.9	3.3	3.8	1	25	7.12	0.187	0.84	板橋
石神井	金沢橋	9:06	9.0	無色	なし	＞100	7.8	11.1	＜0.5	2.5	4	15	4.45	0.051	0.04	板橋
	新堀橋	10:40	9.2	暗灰黄緑色	微潮臭	66	7.2	6.5	4.2	7.4	3	2,840	6.24	0.362	3.04	北
新河岸	芝宮橋	10:14	10.0	暗緑色	なし	85	6.7	7.6	4.4	9.5	5	69	12.3	0.681	2.28	板橋
	新河岸水再生センター排水口	9:44	(9.8)	(暗緑色)	(微下水臭)	(＞100)	(6.7)	(7.6)	(9.0)	(9.1)	(2)	(60)	(12.8)	(1.08)	(0.99)	板橋
	蓮根橋	10:26	10.0	灰茶色	微下水臭	＞100	6.7	7.1	6.7	8.2	2	59	11.1	0.654	0.87	板橋
	岩淵橋	10:45	18.0	暗灰黄緑色	なし	60	7.0	6.2	8.7	5.0	8	543	9.18	0.499	3.88	北
隅田	岩淵水門	12：20	13.5	暗灰黄緑色	なし	57	7.0	4.7	9.4	5.2	10	1,470	8.69	0.535	3.62	北
	新神谷橋	10:00	10.0	暗緑色	なし	71	7.2	7.2	2.9	7.8	5	3,060	3.04	0.559	1.95	足立
	小台橋	10:50	13.5	黄緑色	微下水臭	61	7.5	5.9	2.4	6.9	14	4,200	10.5	0.503	3.41	荒川
	尾竹橋	10:00	14.0	暗緑色	微下水臭	60	7.5	5.1	3.4	6.7	11	4,690	11.0	0.449	3.88	荒川
	千住大橋	10:00	8.5	暗緑色	微下水臭	65	7.2	5.8	3.7	8.3	6	5,220	12.5	0.400	4.48	足立
	白鬚橋	10:00	8.9	暗緑色	微川藻臭	65	7.3	7.1	2.1	6.1	11	8,360	7.35	0.318	2.21	台東
	吾妻橋	10:50	10.5	暗緑色	微川藻臭	65	7.2	6.7	1.5	5.6	9	9,770	6.96	0.291	2.12	台東
	両国橋	9：56	10.0	暗緑色	微下水臭	＞100	7.5	7.3	1.7	4.6	5	16,900	5.78	0.214	1.14	墨田
	清洲橋	10:00	9.0	暗緑色	微潮臭	81	7.9	7.6	1.8	3.6	3	12,000	3.36	0.173	0.51	江東
	中央大橋	10:00	9.8	灰緑色	微海藻臭	＞100	7.8	8.4	1.6	4.8	2	15,000	2.41	0.164	0.50	中央

注：網掛けの数値は、環境基準未達成を示します。
注：新河岸水再生センターは下水処理水のため、参考値とし()で示します。
注：色相の「無色」は、川底が見える状態を示します。水域類型は石神井川がＢ類型、その他はＣ類型です。表中のＢＯＤは生物化学的酸素要求量、ＣＯＤは化学的酸素要求量*を示します。



(3) 騒音・振動

建設工事の騒音・振動

建物の建設・解体や道路工事は、大型の機械を使用することが多く、周辺住民の日常生活に大きな影響を与える場合があります。

区では、これらの騒音・振動公害を防止するために、法律や条例に基づいて発生源に対する規制などを行っています。主な作業の規制基準は次の表のとおりです。

法律（騒音規制法・振動規制法）による規制基準

作業に使用する機械	騒音の基準値	振動の基準値
くい打機 くい抜機 くい打くい抜機	85 デシベル	75 デシベル
さく岩機		
バックホウ（出力 80kw 以上）		なし
空気圧縮機		

条例（環境確保条例）による規制基準

作業に使用する機械	騒音の基準値	振動の基準値
穿孔機	80 デシベル	70 デシベル
インパクトレンチ		なし
コンクリートカッター ブレーカー以外のさく岩機		70 デシベル
バックホウ		
空気圧縮機	なし	65 デシベル
締固め機械	80 デシベル	70 デシベル
コンクリートミキサー車		なし
クラッシャー	85 デシベル	75 デシベル

（参考）騒音に係る環境基準・要請限度及び振動に係る要請限度

騒音に係る環境基準

単位：デシベル

地域類型	あてはめ区域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 6～22	夜間 22～6
A	第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、並びにこれらに接する地先	一般の地域	55 以下	45 以下
		２車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 以下	55 以下
B	第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域並びにこれらに接する地先	一般の地域	55 以下	45 以下
		２車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに接する地先	一般の地域	60 以下	50 以下
		車線を有する道路に面する地域	65 以下	60 以下

注：この基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しません。
この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表に関わらず特例として次表のとおりとします。

単位：デシベル

あてはめ区域	時間の区分	
	昼間 6～22	夜間 22～6
幹線交通を担う道路に近接する空間	70 以下	65 以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときの屋内への透過する騒音に係る基準	45 以下	40 以下



騒音規制法の自動車騒音に係る要請限度

単位：デシベル

区域の区分	あてはめ区域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 6～22	夜間 22～6
a区域	第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、並びにこれらに接する地先	１車線	65	55
		２車線以上	70	65
		近接区域	75	70
b区域	第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域	１車線	65	55
		２車線以上 近接区域	75	70
c区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	１車線 ２車線以上 近接区域	75	70

注：騒音の測定日数は、連続する７日間のうち当該自動車騒音の状況を代表すると認められる３日間について行うものとします。
騒音の大きさは、原則として測定した値を、３日間の全時間を通じての時間の区分ごとにエネルギー平均した値とします。
車線とは、１縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、及び区市町村道のうち４車線以上の区間等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその範囲を特定します。
・２車線以下の車線を有する道路　　１５メートル
・２車線を超える車線を有する道路　　２０メートル
騒音の測定方法は、日本産業規格Ｚ８７３１に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの値は等価騒音レベルとします。

振動規制法の道路交通振動に係る要請限度

単位：デシベル

区域の区分	あてはめ区域	時間の区分	
第１種区域	第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、用途地域の定めのない地域	昼間 8～19	夜間 19～8
		65	60
第２種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	昼間 8～20	夜間 20～8
		70	65
第２種区域に該当する地域に接する地先は、第２種区域の基準が適用される。			

注：振動レベルは、５秒間隔、１００個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の８０％レンジ上端値を、昼間及び夜間の区分ごとに全てについて平均した数値とします。

(4) 土壌汚染

（参考）汚染土壌処理基準

項　目	溶出量基準	含有量基準
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.003㎎/L	カドミウムとして 45㎎/kg
シアン化合物	検液中に検出されないこと	遊離シアンとして 50㎎/kg
有機リン化合物	検液中に検出されないこと	―――
鉛及びその化合物	鉛として 0.01㎎/L	鉛として 150㎎/kg
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.05㎎/L	六価クロムとして 250㎎/kg
砒（ひ）素及びその化合物	砒素として 0.01㎎/L	砒素として 150㎎/kg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.0005㎎/L かつ検液中にアルキル水銀が検出されないこと	水銀として 15㎎/kg
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと	―――
トリクロロエチレン	0.01㎎/L	―――
テトラクロロエチレン	0.01㎎/L	―――
ジクロロメタン	0.02㎎/L	―――
四塩化炭素	0.002㎎/L	―――
１，２－ジクロロエタン	0.004㎎/L	―――
１，１－ジクロロエチレン	0.1㎎/L	―――
１，２－ジクロロエチレン	0.04㎎/L	―――
１，１，１－トリクロロエタン	1㎎/L	―――
１，１，２－トリクロロエタン	0.006㎎/L	―――
１，３－ジクロロプロペン	0.002㎎/L	―――
チウラム	0.006㎎/L	―――
シマジン	0.003㎎/L	―――
チオベンカルブ	0.02㎎/L	―――
ベンゼン	0.01㎎/L	―――
セレン及びその化合物	セレンとして 0.01㎎/L	セレンとして 150㎎/kg
ほう素及びその化合物	ほう素として１㎎/L	ほう素として 4,000㎎/kg
ふっ素及びその化合物	ふっ素として 0.8㎎/L	ふっ素として 4,000㎎/kg
塩化ビニルモノマー（クロロエチレン）	0.002 ㎎/L	―――

注：溶出量とは土壌に水を加えた場合に溶出する有害物質の量で、含有量とは土壌に含まれる有害物質の量です。基準値は、溶出量にあっては土壌汚染対策法施行規則（平成１４年環境省令第２９号）第６条第３項第４号、含有量にあっては同条第４項第２号に規定する環境大臣が定める方法により測定した場合における測定値によるものです。「検出されないこと」とは、上記の方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることです。有機リン化合物とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメト及びＥＰＮです。

(5) 工場・指定作業場

① 業種別工場数

（令和８年３月３１日現在）

業種＼町名	南千住	荒川	町屋	東尾久	西尾久	東日暮里	西日暮里	計
食料品製造業	14	13	14	11	18	3	10	83
繊維工業	2	2	3	3	4	7	4	25
衣服その他の繊維製品製造業	10	20	14	20	14	10	5	93
木材・木製品製造業	16	19	15	30	15	13	10	118
家具・装備品製造業	6	27	24	34	12	17	8	128
パルプ・紙・紙加工品製造業	20	31	23	16	24	33	11	158
印刷・同関連産業	37	54	40	64	49	84	58	386
化学工業	1	2	1	2	1	0	1	8
石油製品・石炭製品製造業	1	0	0	0	0	0	0	1
プラスチック製品製造業	5	22	15	41	12	5	5	105
ゴム製品製造業	12	11	5	1	2	10	2	43
なめし革・同製品・毛皮製造業	25	22	13	1	2	12	8	83
窯業・土石製品製造業	7	5	6	6	2	6	2	34
鉄鋼業	2	0	1	1	5	2	1	12
非鉄金属製造業	4	5	0	2	2	8	7	28
金属製品製造業	60	115	162	136	106	78	49	706
一般機械器具製造業	14	20	24	26	25	11	10	130
電気機械器具製造業	4	16	11	12	23	8	9	83
輸送用機械器具製造業	7	8	9	7	14	3	8	56
精密機械器具製造業	3	11	13	18	12	5	3	65
その他の製造業	15	33	50	54	31	40	27	250
電気・ガス・水道業	2	0	0	0	0	0	2	4
洗濯・理容・美容・浴場業	3	3	4	1	4	2	2	19
廃棄物処理業	1	1	0	0	0	1	0	3
自動車整備業	15	19	13	10	7	19	8	91
機械等修理業	1	1	1	2	3	0	0	8
その他のサービス業	6	1	2	2	3	9	1	24
合　　計	293	461	463	500	390	386	251	2744



② 業種別指定作業場数　　（令和８年３月３１日現在）

業種＼町名	南千住	荒川	町屋	東尾久	西尾久	東日暮里	西日暮里	計
レディミクストコンクリート	0	0	0	0	0	0	0	0
自動車駐車場	54	25	16	11	16	21	25	168
自動車ターミナル	1	1	1	0	0	0	1	4
ガソリンスタンド	3	1	3	0	1	0	2	10
自動車洗車場	0	0	0	0	0	1	0	1
ウエスト・スクラップ	2	0	0	0	1	6	1	10
廃棄物積替場所又は保管場所	5	0	3	2	0	6	0	16
セメントサイロ	0	0	0	0	0	0	0	0
材料置場	1	0	2	0	1	0	1	5
死亡獣畜取扱場	0	0	0	0	0	0	0	0
と畜場	0	0	0	0	0	0	0	0
畜舎	0	0	0	0	0	0	0	0
青写真作業場	0	0	0	1	0	2	0	3
工業用材料薬品作業場	0	0	0	0	0	0	0	0
めん類製造業	16	16	14	12	13	6	9	86
豆腐・煮豆製造業	7	8	10	9	12	7	3	56
砂利採取場	0	0	0	0	0	0	0	0
洗濯事業場	15	16	9	8	14	23	7	92
廃油処理事業場	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥処理事業場	0	0	0	0	0	0	0	0
し尿処理事業場	0	0	0	0	0	0	0	0
汚水処理事業場	0	0	0	0	0	0	0	0
下水処理事業場	0	1	0	1	0	0	0	2
暖房用熱風炉	0	0	0	0	0	0	0	0
ボイラー	6	5	3	2	2	8	3	29
ガス機関を有する事業場	0	0	0	0	0	0	0	0
ガスタービン	0	0	0	0	0	0	0	0
焼却炉	0	0	0	0	0	0	0	0
地下水揚水事業場	0	0	0	0	0	0	0	0
浄水場	0	0	0	0	0	0	0	0
病院	0	0	0	0	0	0	0	0
試験・研究機関	0	1	1	2	0	0	0	4
合　　計	110	74	62	48	60	80	52	486

(6) 苦情

① 発生源別苦情件数

発生源＼主な現象		ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	騒音	振動	その他	7年度計	6年度(参考)
工場	食料品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	飲料・飼料・たばこ製造業	0	0	0	1	0	0	0	1	1
	繊維工業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	木材・木製品製造業	0	0	0	0	1	0	0	1	0
	家具・装備品製造業	0	0	1	0	0	0	0	1	0
	パルプ・紙・紙加工品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	出版・印刷・同関連産業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	プラスチック製品製造業	0	0	0	0	1	0	0	1	0
	なめし皮・同製品・毛皮製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	窯業・土石製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ゴム製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	金属製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	輸送用機械器具製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他の製造業	0	0	1	0	1	0	0	2	0
	洗濯・理容・浴場業	0	0	0	0	1	0	0	1	0
	廃棄物処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自動車整備業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他のサービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	1
指定作業場	自動車駐車場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	下水処理場	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ボイラー	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	焼却炉	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ガソリンスタンド	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自動車ターミナル	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	洗濯事業場	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	ウエスト・スクラップ	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	廃棄物の積替保管場所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設	特定建設作業	0	0	0	0	14	2	0	16	11
	指定建設作業	0	2	0	0	7	12	0	21	21
	その他の建設作業	0	3	0	1	22	2	0	28	27
	アスベスト	0	0	0	0	0	0	9	9	6
一般	その他の作業場	0	0	0	1	3	0	0	4	6
	興行場・遊戯場	0	0	0	0	1	0	0	1	1
	飲食店・喫茶店	0	0	0	7	10	0	0	17	9
	商店・百貨店	0	0	0	1	5	1	0	7	3
	学校・病院	0	0	0	0	2	0	0	2	0
	ビル・事務所	0	0	0	0	1	0	0	1	5
	交通機関(自動車・鉄道)	0	0	0	0	2	0	0	2	1
	商業宣伝放送	0	0	0	0	1	0	0	1	0
	一般家庭	0	0	0	4	11	1	0	16	18
	その他	1	0	0	5	4	1	211	222	178
合　計		1	5	2	20	87	19	220	354	297

② 地域区分別苦情件数

地域区分＼主な現象		ばい煙	粉じん	有害ガス	悪臭	騒音	振動	その他	７年度計	６年度(参考)
用途地域	第二種中高層住居	0	0	0	0	0	0	3	3	5
	第一種住居	0	1	0	0	0	1	9	11	19
	近隣商業	0	0	0	4	7	4	7	22	22
	商業	0	1	0	6	26	1	34	68	59
	準工業	1	3	2	9	52	13	124	204	153
	工業	0	0	0	1	2	0	6	9	8
	不明	0	0	0	0	0	0	37	37	31
町名	南千住	0	0	0	3	6	5	39	53	38
	荒川	1	1	0	3	15	3	31	54	44
	町屋	0	2	0	3	19	1	31	56	43
	東尾久	0	0	1	1	8	3	16	29	33
	西尾久	0	2	0	3	8	3	23	39	32
	東日暮里	0	0	1	4	22	3	33	63	47
	西日暮里	0	0	0	1	9	1	20	31	29
	不明	0	0	0	2	0	0	27	29	31



【用語解説】

ア　行

ＩＳＯ（アイ・エス・オー）１４００１

組織にとり社会的使命の一つとして地球環境への負荷軽減があります。ＩＳＯ１４００１は組織の活動、製品・サービスによる、又は間接的に与える著しい環境影響や環境リスクを低減し、発生を予防するために国際標準化機構（ＩＳＯ）が策定した、環境マネジメントシステム*の要求事項を規定した国際規格（ＩＳ）です。

ＩＳＯ（アイ・エス・オー）５０００１

ＩＳＯ５０００１は、ＩＳＯ１４００１と同様に国際標準化機構（ＩＳＯ）が策定した国際規格（ＩＳ）の一つです。ＩＳＯ１４００１が環境マネジメントシステムの要求事項を規定していますが、ＩＳＯ５０００１はエネルギーの使用について継続的に改善するための、エネルギーマネジメントシステムの要求事項を規定しています。

※ＩＳＯ１４００１及びＩＳＯ５０００１は、相互に親和性、互換性を持つ規格となっています。

悪臭

いやな「におい」、不快な「におい」の総称をいい、騒音や振動などと並んで典型的な公害の一つとなっています。

一般的には、嗅覚を刺激して気分を悪くさせる、頭痛や食欲減退を起こさせるなどの影響があれば「悪臭」と判断され、悪臭防止法及び環境確保条例で規制されています。

アスベスト（石綿）

アスベストは、天然の鉱物繊維です。熱に強くて摩擦に切れにくく、酸やアルカリにも強いなどの丈夫で変化しにくいという特性に加え、経済性にも優れています。これらの特性は工業上の使用において優れているため、建材、工業製品、自動車等に幅広く使用されてきました。

しかし、アスベストは丈夫で変化しにくいため、吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40 年の潜伏期間を経て肺がんなどの病気を引き起こすおそれがあります。また、目に見えないくらい細い繊維のために、気づかないうちに吸い込んでしまう危険性もあります。

一酸化炭素（ＣＯ）

燃料などの不完全燃焼により発生する無色無臭の気体です。血液中のヘモグロビンと結合して、酸素の供給を阻害するなどの影響を及ぼします。

一般環境大気測定局（一般局）

大気の汚染状況を調べる測定局のうち、主に環境基準の適合状況の把握や、地域全体の汚染状況の把握などのために設置されている測定局のことをいいます。設置の目的上、道路、工場など、特定の発生源の影響を直接受けない場所を選定しなければならないとされています。

一般局とは異なり、自動車排出ガスの影響を調べるため、道路端又はこれにできるだけ近接した場所に設置される測定局を、自動車排出ガス測定局（自排局）といいます。

ＳＤＧｓ（エスディージーズ）

ＳＤＧｓとは、「Sustainable　Development　Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。

ＳＤＧｓは、２０１５年９月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟１９３か国が２０３０年までに達成すべき「１７の大きな目標」と、それらを達成するための「１６９のターゲット（具体的な目標）」で構成されています。

「１７の大きな目標」の中には、「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」や「気候変動に具体的な対策を」などの目標があります。

塩化物イオン（Ｃｌ⁻）

塩化ナトリウムなどの塩化物が水に溶けると生じるイオンです。海水中に多く含まれるほか、隅田川の下流など、海水の影響を受ける河川に含まれます。

屋上緑化・壁面緑化

ビルや一般家屋等の屋上や壁面を緑化することをいいます。緑化と緑被面積の拡大により、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、自然生態系のバランスの回復が図られるほか、緑化による断熱効果で冷房用エネルギーの省エネ効果もあります。



オゾン（O_3）

強い酸化作用を持つ特異臭のある気体で、酸素の同素体です。光化学オキシダント（光化学スモッグ）の主成分であり、人体に対して有害です。吸入すると鼻やのどを刺激し、咳や胸の痛み、呼吸障害を引き起こすほか、喘息発作や慢性気管支炎などの呼吸器疾患を悪化・誘発させる原因となります。

温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーを通過させ、反対に地表から放射させる熱（赤外線）を吸収し、熱が地球の外に出て行くのを防ぐ性質がある大気中のガスのことをいいます。

カ　行

化学的酸素要求量（ＣＯＤ）

水中の有機物などを、薬品を使って酸化するときに消費される薬品の量を酸素に換算した値のことです。湖沼の水質汚濁の代表的な指標として使われ、この値が大きいほど水質が悪くなるとされています。魚介類の生息にとって５㎎/Ｌを超えることは好ましくないとされています。



環境基準

環境基本法の第 16 条に基づいて政府が定める環境保全行政上の目標であり、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準です。環境基準は、直接的な規制基準ではなく、「維持されることが望ましい基準」であり、行政上の政策目標です。

政府は、公害の防止に関する施策を総合的かつ有効適切に講ずることにより、環境基準の確保に務めなければならないとされており、これに基づき、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めています。これらの基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されています。

また、ダイオキシン類に関しては、ダイオキシン類対策特別措置法を根拠として、大気汚染、水質汚濁、底質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められています。

規制基準

工場等から排出又は排水する物質及び発生する騒音等についての限度を定めた基準であり、この数値は、人体に影響を及ぼす限界あるいは農作物などに影響を及ぼす限界などを考慮して定められ、具体的数値は各法令に定められています。

揮発性有機化合物（ＶＯＣ）

大気中で気体状となる有機化合物の総称であり、トルエン、テトラクロロエチレン、イソプロピルアルコールなど多種多様の物質が含まれます。工業用途では、塗料や印刷インキの溶剤、金属部品の洗浄、ドライクリーニングなど様々な分野で使用され、その多くは大気中に排出されています。それ以外では、自動車、ボイラーや一般家庭、また、植物など自然由来のものからも排出されます。

９８%値

大気に係る環境基準で、二酸化窒素と微小粒子状物質の長期的評価をするときに使う値です。年間の１日平均値のうち、低い方から９８%に相当するもののことをいい、この値を環境基準と比較して評価します。



九都県市

首都圏の広域的あるいは共通の行政課題に積極的に対応するために設置された九都県市首脳会議に参加している自治体（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）のことです。昭和５４年に六都県市で発足し、その後、千葉市、さいたま市及び相模原市が加わり九都県市となりました。環境問題をはじめ、廃棄物処理問題や防災対策などについて、協力して活動しています。

また、平成８年３月には、自動車公害対策の一環として低公害車指定制度を発足させました。電気・天然ガス・メタノール・ハイブリッド車だけでなく、一般に市販されているガソリン・ＬＰＧ・ディーゼル車であっても、窒素酸化物などの排出量が少ない低公害な自動車を指定し、低公害車の導入を一般にも広く推奨しています。

クーリングシェルター（指定暑熱避難施|

極端な高温時において、熱中症による重大な健康被害の発生を防止するために、区民が暑さから避難できる施設として、令和６年４月の改正気候変動適応法施行で創設されました。

クーリングシェルターが開放されるのは、過去に例のない危険な暑さとなることが予想される場合に発表がある「熱中症特別警戒アラート」が、国から発表された場合です。

光化学オキシダント（Ｏｘ）

大気中の窒素酸化物や揮発性有機化合物が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こすことで生成される、オゾン*などの強酸化性物質の総称です。高濃度になると、目やのどなどの粘膜を刺激し、呼吸器系に悪影響を及ぼします。

サ　行

サーマルリサイクル

廃棄物から熱エネルギーを回収することをいいます。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されています。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後でもサーマルリサイクルは可能であることから、循環型社会基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルがサーマルリサイクルに優先することとされています。





再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの、安定的に供給され続ける自然界のエネルギーのことです。一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、枯渇の心配がないことから、「再生可能エネルギー」といわれます。

シェアサイクル



シェアサイクルとは、他の人と自転車をシェア(共有)し、必要なタイミングで自転車を利用するための仕組みや方法のことです。

同じプラットフォームによるサイクルポートであれば、区の内外を問わず自転車の貸出・返却ができます。返却は借りた場所と異なるサイクルポートでも問題ありません。目的地周辺で乗り捨てができるので、「行きは自転車、帰りは歩き」等の手軽な交通手段としても利用できます。現在、区内の公共施設や公園内にサイクルポートを設置しています。

なお、本サービスの利用には、専用アプリのダウンロード及び利用者登録が必要です。

レンタサイクルの場合は借りた場所に返す必要があるので、このようなどこでも乗り降りできる仕組みはユーザーにとって大きなメリットです。

指定作業場

都が定める環境確保条例では、工場に該当しないが公害発生要因のある事業場、例えば自動車駐車場、ガソリンスタンド、クリーニング店など 32 種類の事業場を「指定作業場」として定めています。

遮熱性塗装

太陽光を反射し塗装面の畜熱を抑制する塗装をいい、省エネルギー、ヒートアイランドの抑制に効果があります。

水域類型

生活環境の保全に関する環境基準について、河川・湖沼・海域ごとに、利用目的に応じて個別に定められている類型のことをいい、類型ごとに異なる環境基準値が適用されます。

河川の水域類型にはＡＡ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ、Ｅの６種類があり、ＡＡの基準が最も厳しくなります。隅田川の水域類型は現在Ｃ類型です。

水質汚濁

人間の生活様式の変化や産業の発達により、有機物や有害物質が河川、湖沼、海洋などに排出され、水質が汚濁することをいいます。発生源としては、生活排水、工場排水の他、農業･牧畜排水、大気汚染の降雨による水質汚染などがあります。

水素イオン濃度（ｐＨ）

水中の水素イオン濃度を指数で表したもので、酸性又はアルカリ性の強さを表す指標です。

ｐＨはピーエッチ又はペーハーと読みます。

水素イオン濃度７が中性で、それより小さいほど強い酸性となり、大きいほど強いアルカリ性になります。通常、淡水は水素イオン濃度７前後を示し、海水は水素イオン濃度８付近を示します。

隅田川水系浄化対策連絡協議会

隅田川水系（隅田川、新河岸川、石神井川、白子川）流域の中央区、台東区、墨田区、江東区、北区、荒川区、板橋区、足立区が集まり、昭和５３年４月に発足させた協議会です。隅田川水系の水質浄化と水辺環境の向上を目的として、合同水質調査や講演会などの活動を行っています。

生物多様性

生物多様性条約では、生物多様性を「全ての生物の間に違いがあること」と定義しており、種・遺伝子・生態系の多様性があるとしています。わが国においても生物多様性基本法や「生物多様性国家戦略２０２３-２０３０」の整備等により、豊かな生物多様性を将来にわたって継承するための取組を行っています。

生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）

水中の好気性微生物が有機物を分解するときに消費する酸素の量のことをいいます。

河川の水質汚濁の代表的な指標として使われ、一般的にこの値が大きいほど水質が悪いとされています。魚介類の生息にとって５㎎/Ｌを超えることは好ましくないとされています。

全窒素（Ｔ－Ｎ）

河川水に含まれるアンモニウムイオンや硝酸イオンなどの窒素化合物の総量を、含まれる窒素の量で表したものが全窒素です。

窒素化合物は水域の富栄養化*の原因となります。

全りん（Ｔ－Ｐ）

河川水に含まれるりん酸イオンや有機性りんなどのりん化合物の総量を、含まれるりんの量で表したものが全りんです。

りん化合物は水域の富栄養化の原因となります。



タ　行

ダイオキシン類

有機塩素化合物の一種であるポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの略称をダイオキシンといいます。平成１１年７月に公布されたダイオキシン類対策特別措置法においては、ダイオキシンと同様の毒性を示すポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーＰＣＢ）を含めて「ダイオキシン類」と定義されました。ダイオキシン類は塩素を含む物質の燃焼やパルプの漂白などの際に副生成される物質で約２２０種類の仲間があり、この内、毒性があるとみなされているのは２９種類です。

ダイオキシン類の環境基準

ダイオキシン類の環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法を根拠として、大気、水質(水底の底質を除く)、水底の底質及び土壌について、下記のように定められています。

項　　目	大　　気	土　　壌	水　　質 （水底の底質を除く）	水底の底質
環境基準	0.6pg-TEQ/m^3 以下	1000pg-TEQ/g 以下	1pg-TEQ/L 以下	150 pg-TEQ/g 以下

注：大気及び水質(底質を除く)の基準値は、年間平均値とします。水底の底質については、環境基準ではなく暫定除去基準（「公共用水域及び地下水の水質測定結果」東京都環境局）となります。

ダイオキシン類の耐容一日摂取量

長期にわたり体内に取り込むことにより、健康影響が懸念される化学物質について、人が一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される体重１kg 当たりの一日当たり摂取量のことを耐容一日摂取量といい、mg/kg 体重/日のように表します。

日本では、科学的な知見をもとに、平成１１年６月にダイオキシン類の耐容一日摂取量を４pg-TEQ/kg 体重/日と設定しました。

注：ＴＥＱ　⇒　ダイオキシン類の毒性等量

ダイオキシン類の調査指標値

ダイオキシン類の土壌汚染の環境基準値は 1,000pg-TEQ/g ですが、ダイオキシン類濃度が 250pg-TEQ/g 以上の汚染が判明した場合は、資料などの調査やダイオキシン類の追加調査を実施することになっています。この土壌中のダイオキシン類濃度の 250pg-TEQ/g の値のことを、調査指標値といいます。

ダイオキシン類の毒性等量（ＴＥＱ）

ダイオキシン類は多くの異性体の混合物として存在しますが、毒性の強さは異性体によって異なるため、毒性の最も強い 2、3、7、8-四塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシンの毒性濃度に換算し、その総和として表すのが一般的となっています。この換算した量を毒性等量（ＴＥＱ）といいます。このようにして換算された数値には、重さの単位にＴＥＱを付けて表します。

大気汚染

人間の経済・社会活動に伴う化石燃料の燃焼や化学工業品製造工程などから排出される汚染物質及び火山の爆発などの自然現象に伴って排出される汚染物質による大気の汚染のことをいいます。

代表的な汚染物質としては、二酸化硫黄を主体とした硫黄酸化物、二酸化窒素を主体とした窒素酸化物、燃料の不完全燃焼に伴う一酸化炭素、燃料の未燃焼や溶剤の蒸発などに伴う揮発性有機化合物、ばい煙発生施設・粉じん発生施設・自動車排出ガスに伴う浮遊粒子状物質などがあります。

太陽光発電

シリコン半導体などに光が当たると電気が発生する原理を利用した、太陽光エネルギーを直接電気に変換する発電システムをいいます。これまでも、住宅、学校、ソーラーカー、灯台などのエネルギー源として利用されています。このなかでも、最近、特に注目されているのが、住宅向けの太陽光発電システムです。発電量の多い昼間は余った電力を電力会社に買い取ってもらうことも可能で、電力代の節約にもつながります。

単位

距離、重量、時間などの物質や現象の量は、数値とそれぞれの現象を示すための記号の組み合わせで表します。この記号を単位と呼びます。単位には、距離（m）、重量（g）、時間（s）、温度（℃）などの基本単位と、面積、体積、濃度、速度などの基本単位から導かれるものがあります。

大きな量や小さな量を表すときは、これらの単位に下記の接頭語をつけて表現します。

名　称	記号	倍　　率	名　称	記号	倍　　率
メガ	M	百万倍（10^{6}）	ミリ	m	千分の１（10^{-3}）
キロ	k	千倍（10^{3}）	マイクロ	μ	百万分の１（10^{-6}）
デシ	d	十分の１（10^{-1}）	ナノ	n	十億分の１（10^{-9}）
センチ	c	百分の１（10^{-2}）	ピコ	p	一兆分の１（10^{-12}）

環境関係では、%（百分率）や ppm（百万分率）などの比率や濃度を使うことが多くあります。%は百分の１、ppm は百万分の１を単位とする比率の単位です。

大気汚染濃度を表す場合は一般的に容積比を使いますが、重量比を使う場合もあります。容積比で１ppm とは、１㎥中に１㎤の物質が存在することを示します。最近ではさらに小さな単位として ppb（十億分率）や ppt（兆分率）が使われることがあります。

名　称	記号	倍　　率	名　称	記号	倍　　率
パーセント	%	百分の１（10^{-2}）	ピーピービー	ppb	十億分の１（10^{-9}）
パーミル	‰	千分の１（10^{-3}）	ピーピーティー	ppt	一兆分の１（10^{-12}）
ピーピーエム	ppm	百万分の１（10^{-6}）	ピーピーキュー	ppq	千兆分の１（10^{-15}）

窒素酸化物　（NO_x）

大気中で物が燃焼するときに発生する窒素と酸素の化合物の総称で、多くの種類があります。大気中に主として存在するのは、二酸化窒素と一酸化窒素です。

窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨*の原因にもなっています。また、笑気ガスとも呼ばれ麻酔ガスとして用いられる亜酸化窒素は、大気中の濃度は低いですが、温室効果ガスとして注目されています。



低公害車

天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び電気自動車（ＥＶ）をいいます。

底質

河川、湖沼、海洋など、水環境の水底の表層土や岩盤の上に流域から流入した土砂や側溝からの不溶物が堆積したものを底質と呼んでいます。水質が水の性質・品質という意味で使われるのと違い、底質は水底の固形物質という意味で使われます。

適正管理化学物質

都が定める環境確保条例では、人や生物に対する有害性を持つ 59 項目(トルエン、キシレン、酢酸、塩酸、六価クロム、鉛、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン等)の物質を「適正管理化学物質」と定めています。

等価騒音レベル（ＬAeq）

時間とともに変動する騒音について、一定期間の平均的な騒音の程度を表す指標の一つです。

具体的には、昼間、夜間、１時間など、ある一定期間内に発生する騒音の大きさをエネルギー的な平均値として表したもので、その期間内の騒音の合計エネルギーに等しいエネルギーを持つ定常音の大きさと同じになります。単位はデシベル（ｄＢ）で表します。

透視度

透視度とは、水の中に含まれる浮遊物質などによる濁りの程度を示す指標で、透視度計と呼ばれる下部に流出管のついたメスシリンダーに水を入れ、底部の白色円板にひかれた二重十字が識別できる限界の水の厚さを、１㎝を１度として表したものです。

水質汚濁の指標の一つで、数値が小さいほど、水質は悪くなります。

特定施設工場

騒音規制法及び振動規制法などで、著しい騒音や振動を発生させるものとして定義している騒音発生施設又は振動発生施設などを設置している工場のことです。



ナ　行

７５%水質値

公共用水域のうち、河川においては生物化学的酸素要求量、海域においては化学的酸素要求量を環境基準値と比較して評価する場合に用いる値で、年間を通じた日平均値の全データを小さいものから並べたときの、0.75×n 番目（n は日平均値のデータ数）のデータの値です。

ある測定地点の７５%水質値が環境基準値を満たしている場合、その基準に適合していると判断します。

二酸化硫黄（SO_2）

工場や自動車などで使用される硫黄分が、燃焼により酸化されて発生する無色で刺激性の気体です。高濃度で呼吸器に影響を及ぼし、酸性雨の原因にもなります。

二酸化炭素（CO_2）

化石燃料の燃焼や動植物の呼吸などにより発生する無色無臭の気体で、温室効果ガスの一つです。水に溶けて弱い酸性の炭酸となるため、炭酸ガスとも呼ばれます。



大気中の二酸化炭素濃度は、産業革命以前は 280ppm 程度でしたが、工業の発展に伴う化石燃料の大量燃焼、二酸化炭素を固定する作用のある森林の減少や珊瑚礁の破壊などにより年々増大し、今日では 400ppm を超える程度にまで上昇しました。現在も増加しており、地球温暖化の最大の原因物質として問題になっています。

二酸化窒素（NO_2）

大気中で物が燃焼するときに発生する窒素酸化物の一つです。高濃度では呼吸器に影響を及ぼします。また、炭化水素とともに光化学オキシダントを生成し、酸性雨の原因にもなります。

２%除外値

大気に係る環境基準で二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質を長期評価するときに使う値で、年間の１日平均値のうち、高い方から２%の範囲内にあるもの（365 日分の測定値がある場合は７日分の測定値）を除外した後の最高値のことをいいます。この値を環境基準と比較して評価します。

燃料電池

水の電気分解と逆の工程で、水素と酸素を科学的に反応させて水とともに電気を取り出すシステムをいいます。排出ガスが極めてクリーンで、発電効率も高く、発電の際に発生する排熱が給湯・暖房などに利用できるため、地球温暖化防止や大都市における大気汚染対策として、都市部でのコージェネレーション・システムに組み合わせての利用が期待されています。

ハ　行

８０%レンジ上端値

振動レベルを評価するときに使う値で、原則として５秒間隔、100 個の振動の値を測定し、大きい順に並べたときの上端から 10 パーセント目の値をいいます。

振動規制法に基づく道路交通振動に係る要請限度を評価するときなどに用います。

単位はデシベル（ｄＢ）で表します。

ヒートアイランド現象

都市部の気温は、アスファルト舗装、ビルの輻射熱、ビルの冷房の排気熱、自動車の排気熱などによって、夏になると周辺地域よりも数度高くなります。等温線を描くと都市部が島の形に似ることからヒートアイランド現象と呼ばれています。

ビオトープ

もともとビオトープとは、「生物」を意味する Bio と「場所」を意味する Top を合成したドイツ語で、特定の生物が生存できるような特定の環境条件を備えた一定の空間を示す概念ですが、わが国においては、生物がお互いにつながりを持って生息している空間、狭義には、都市部の庭、学校などに作られた生物の生息空間とされています。環境汚染や土地開発により生物多様性がますます危機にさらされている今日、動植物の生命が生息する場所を保全するなど、人為的に復元するビオトープ創出の動きが高まっています。

微小粒子状物質（ＰＭ２．５）

粒径 2.5 ㎛（2.5 ㎜の千分の一）以下の超微粒子のことを微小粒子状物質（ＰＭ２．５）といいます。ＰＭ２．５は呼吸器系の奥深くまで入りやすいことなどから、人の健康に影響を及ぼすことが懸念されています。

日本では平成 21 年 9 月、環境基準（長期基準：１年平均値 15 μg/㎥以下、短期基準：１日平均値の 98%タイル値 35 μg/㎥以下）が設定されました。

東京都ではＰＭ２．５の測定器を都内に 82 か所設置し、モニタリングを行っています。（八王子市が設置する３測定局を含む）

富栄養化

湖沼や湾などの閉鎖性水域が、長年にわたり流域から窒素化合物及びりん酸塩などの栄養塩類を供給されて、生物生産の高い富栄養水域に移り変わっていく自然現象をいいます。

富栄養化した水域では藻類などが異常繁茂し、水中の酸素消費量が高くなって貧酸素化し、また藻類が生産する有害物質により水生生物が死滅することがあります。水質は累進的に悪化し、透明度が低く水は悪臭を放つようになり、赤潮などが発生しやすくなります。

浮遊物質（ＳＳ）

水中に浮遊している粒径２㎜ 未満の不溶性物質の量をいいます。浮遊物質が多いと、透明度などの外観が悪くなるほか、魚類のえらがつまって死んだり、光の透過が妨げられて水中の植物の光合成に影響し発育を阻害したりすることがあります。

浮遊粉じん

大気中に存在するばいじん・粉じんなどのうち、比較的粒子の大きさが小さく、長期間浮遊しているものを浮遊粉じんといいます。

浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

浮遊粉じん*のうち、粒径10μｍ以下（0.01㎜以下）の微粒子のことを浮遊粒子状物質といいます。

ディーゼル自動車の排出ガスや工場のばい煙などが発生源で、高濃度では肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼします。

別表第八工場

都が定める環境確保条例の別表第八に該当する工場のことです。特に公害発生の可能性が高いと考えられるため、工場設置位置の制限及び３年ごとの現況届提出、公害防止管理者の選任などが義務付けられています。めっき工場、塗装工場、化学工場などが代表的な例です。

ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）

ベンゼン環が２つ繋がったビフェニルの水素が塩素で置換されたもので、多数の異性体が存在します。熱安定性、電気絶縁性に優れていますが、難分解性で毒性があります。

以前はトランス、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙に用いられましたが、現在では、ＰＣＢの製造・輸入は原則的に禁止され、現存するＰＣＢについては「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、保管及び処分が進められています。

ＰＣＢのうち、コプラナーＰＣＢと呼ばれるものは構造的にダイオキシンやフランに類似し、その他のＰＣＢよりも強い毒性を示すため、ダイオキシン類対策特別措置法でいう「ダイオキシン類」に分類されています。

マ　行

緑のカーテン

アサガオのようなつる性の植物を育てて窓辺に作るカーテンのことです。窓の外で日射をさえぎるだけでなく、植物が根から吸った水を葉から蒸散させる効果により熱を奪い、温度を下げます。

メチレンブルー活性物質（ＭＢＡＳ）　⇒　界面活性剤

メチレンブルーと反応する物質をメチレンブルー活性物質（ＭＢＡＳ）といいます。ＭＢＡＳは陰イオン界面活性剤の指標となります。

１つの分子中に水に溶けやすい部分と溶けにくい部分をもつものを界面活性剤といい、浸透作用、乳化作用、分散作用を有することから、一般家庭においても広く使用されている物質です。

界面活性剤は水に溶けやすい部分の性質により分類されますが、水に溶けて陰イオンになるものを陰イオン性界面活性剤と呼びます。

代表例として、台所用洗剤やシャンプーなどがあり、皮膚障害や肝臓障害を起こすほか、冬季の河川発泡現象の原因となります。

面的評価

自動車騒音の常時監視において、環境基準に係る道路に面する地域の評価のことをいい、当該地域内の全ての住居などのうち、環境基準値を超過する戸数及び割合を把握する評価方法です。

ヤ　行

要請限度（自動車騒音に係る要請限度）

騒音規制法に基づき、環境省令で定められている自動車騒音の限度です。

区市町村長は要請限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、自動車騒音低減のための措置をとるよう要請することができます。

また、道路管理者等に自動車騒音低減に関する意見を述べることができます。

要請限度（道路交通振動に係る要請限度）

振動規制法に基づき、環境省令で定められている道路交通振動の限度です。

区市町村長は、要請限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、道路管理者や都道府県公安委員会等に対し、道路交通振動低減のための措置をとるよう要請することができます。

溶存酸素量（ＤＯ）

水中に溶けている酸素の量のことです。有機物で汚濁した水中では、生物化学的酸化により酸素が消費されて溶存酸素が減少するため、水質汚濁の指標の一つとして扱われています。

魚などの生息には酸素が必要なため、この量が多いほど水質は良いことになります。一般に２㎎/L以下になると魚は生息できなくなるとされています。

ラ　行

リサイクル

廃棄物等を再生利用することをいいます。原材料として再利用する再生利用（再資源化）、使用済みの資源を化学反応により組成変換した後に再利用するケミカルリサイクル、焼却して熱エネルギーを回収するサーマルリサイクル*があります。



令和７（２０２５）年度版
荒川区の環境
登録(０８)００８１号

令和８（２０２６）年１１月発行

編集・発行　荒川区環境清掃部環境課
荒川区荒川１－５３－２０
あらかわエコセンター
電話(３８０２)３１６４

令和７年度エコポスター大賞作品



【中学生の部】第五中学校３年
梶原　ひな　さん

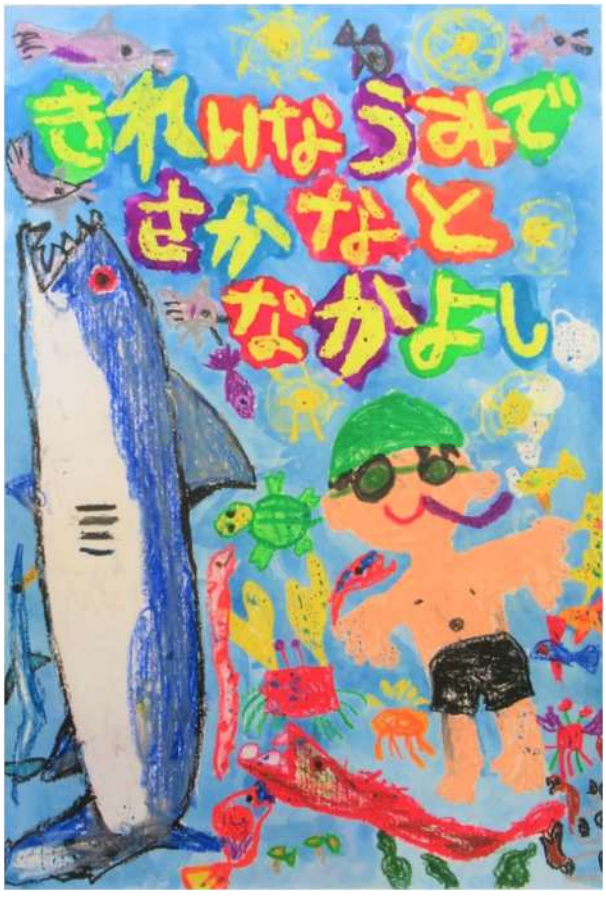

【小学生低学年の部】峡田小学校１年
安藤　朝　さん